

北 広 島 町 地 域 防 災 計 画

令和 7 年 6 月

北広島町防災会議

目 次

第 1 章 総則	- 1 -
第 1 節 目的	- 2 -
第 2 節 基本方針	- 3 -
第 3 節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	- 4 -
1 基本理念	- 4 -
2 基本原則	- 4 -
第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	- 6 -
1 北広島町	- 6 -
2 県	- 6 -
3 広島県警察（山県警察署）	- 7 -
4 指定地方行政機関	- 7 -
5 自衛隊（陸上自衛隊第 13 旅団）	- 10 -
6 指定公共機関	- 10 -
7 指定地方公共機関	- 12 -
8 防災上重要な施設の管理者	- 12 -
9 公共的団体	- 13 -
第 5 節 地域防災計画の修正等	- 14 -
1 防災計画の修正	- 14 -
2 広島県地域防災計画、防災業務計画との関係	- 14 -
3 他の法律との関係	- 14 -
4 防災計画の周知徹底	- 14 -
第 2 章 災害予防計画	- 15 -
第 1 節 基本方針	- 16 -
第 2 節 町土の保全に関する事項	- 17 -
1 目 的	- 17 -
2 現況及び対策	- 17 -
第 2 節の 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項	- 20 -
1 目 的	- 20 -
2 実施責任者	- 20 -
3 実施事項	- 20 -
4 実施方法	- 20 -
第 3 節 地震被害軽減のための基本的な施策	- 21 -
1 方 針	- 21 -
2 目 標	- 21 -
3 施策体系	- 21 -

4	対策内容	- 21 -
5	対策の推進等	- 31 -
第4節	防災まちづくりに関する計画	- 33 -
1	方 針	- 33 -
2	防災上重要な公共施設の整備	- 33 -
3	住宅、建築物等の安全性の確保	- 34 -
4	ライフラインの整備	- 35 -
5	防災性の高い都市構造の形成	- 36 -
第5節	住民の防災活動の促進に関する計画	- 38 -
1	方 針	- 38 -
2	防災教育	- 38 -
3	防災訓練	- 42 -
4	消防団への入団促進	- 43 -
5	地区防災計画の策定等	- 44 -
6	自主防災組織の育成、指導	- 44 -
7	ボランティア活動の環境整備	- 45 -
8	企業防災の促進	- 46 -
9	県民総ぐるみ運動の推進	- 46 -
第6節	調査、研究に関する計画	- 48 -
1	目 的	- 48 -
2	実施責任者	- 48 -
3	実施事項	- 48 -
4	実施方法	- 48 -
5	地震被害想定調査及び災害危険度判定調査	- 48 -
第7節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	- 49 -
1	方 針	- 49 -
2	災害発生直前の応急対策への備え	- 49 -
3	災害発生直後の応急対策への備え	- 50 -
4	災害派遣、広域的な応援体制への備え	- 51 -
5	救助・救急、医療、消火活動への備え	- 52 -
6	緊急輸送活動への備え	- 53 -
7	避難の受入れ・情報提供活動への備え	- 53 -
8	救援物資の調達・供給活動への備え	- 55 -
9	燃料確保の備え	- 56 -
10	電源の確保	- 56 -
11	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	- 56 -
12	建設業等の担い手の確保・育成	- 56 -
13	空家状況の把握	- 57 -

14	男女共同参画センター等との連携	- 57 -
15	文教関係の備え	- 57 -
16	罹災証明書の発行体制の整備	- 58 -
第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画		- 59 -
1	方 針	- 59 -
2	洪水浸水想定区域	- 59 -
3	土砂災害警戒区域	- 60 -
4	ハザードマップの作成について	- 61 -
5	避難計画の作成等	- 61 -
6	住民への周知等	- 63 -
7	指定避難所等の整備	- 64 -
8	動物愛護管理に関する計画	- 65 -
第7節の3 危険物等災害予防計画		- 67 -
1	方針	- 67 -
2	実施責任者	- 67 -
3	実施内容	- 67 -
第7節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画		- 69 -
1	目 的	- 69 -
2	実施責任者	- 69 -
3	災害対策資機材等の対象	- 69 -
4	実施方法	- 69 -
5	備蓄及び調達体制の確立	- 70 -
第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画		- 74 -
1	方 針	- 74 -
2	要配慮者に配慮した環境整備	- 74 -
3	社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	- 74 -
4	在宅の避難行動要支援者対策	- 75 -
5	避難行動要支援者名簿及び避難支援等関係者	- 77 -
6	要配慮者への啓発・防災訓練	- 78 -
7	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の避難体制	- 78 -
第9節 広域避難の受入に関する計画		- 80 -
1	方 針	- 80 -
2	被災住民の受け入れ	- 80 -
3	被災住民の受け入れが不要となった場合	- 80 -
4	県の支援要請	- 80 -
第3章の1 災害応急対策計画（基本編）		- 81 -
第1節 基本方針		- 82 -

第2節 災害発生直前の応急対策に関する事項	- 83 -
第1項 組織、動員計画	- 83 -
1 目的	- 83 -
2 災害応急組織の基本原則	- 83 -
3 災害対策本部	- 83 -
4 配備及び動員	- 91 -
第2項 労働力の確保に関する計画	- 101 -
1 目的	- 101 -
2 実施責任者	- 101 -
3 実施方法	- 101 -
第3項 気象警報等の伝達に関する計画	- 102 -
1 目的	- 102 -
2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達	- 102 -
3 水防警報の伝達	- 108 -
4 水位の通報	- 108 -
5 火災予防上の気象通報	- 109 -
6 伝達手段の多重化・多様化	- 109 -
第4項 住民等の避難誘導に関する計画	- 111 -
1 避難の指示等	- 111 -
2 知事への報告	- 113 -
3 避難の誘導	- 114 -
4 再避難の措置	- 115 -
第3節 災害発生後の応急対策	- 116 -
第1項 災害情報計画	- 116 -
1 目的	- 116 -
2 情報の収集伝達手段	- 116 -
3 災害情報の収集伝達	- 117 -
4 災害発生及び被害状況報告・通報	- 118 -
第2項 通信運用計画	- 124 -
1 災害時の通信連絡の確保	- 124 -
2 通信施設の応急復旧	- 125 -
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策	- 126 -
1 目的	- 126 -
2 活動体制	- 126 -
3 活動内容	- 126 -
4 活動拠点の確保	- 126 -
5 支援要請	- 126 -
6 各機関への対応要請	- 127 -

第5節 災害派遣・広域的な応援体制 - 130 -

第1項 自衛隊災害派遣要請計画 - 130 -

- 1 目 的 - 130 -
- 2 災害派遣要請の基準 - 130 -
- 3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲 - 130 -
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 - 130 -
- 5 災害派遣要請の手続 - 131 -
- 6 災害情報の連絡 - 132 -
- 7 災害地における調整 - 132 -
- 8 災害派遣部隊の受入れ - 132 -
- 9 派遣に要する経費の負担 - 133 -
- 10 災害派遣部隊の撤収要請 - 133 -

第2項 相互応援協力計画 - 134 -

- 1 方 針 - 134 -
- 2 実施内容 - 134 -
- 3 相互応援協定等の締結 - 134 -
- 4 受援に関する計画 - 134 -
- 5 応援要員の受入体制 - 134 -
- 6 被災地への職員の派遣 - 135 -

第3項 防災拠点に関する計画 - 136 -

- 1 方 針 - 136 -
- 2 防災拠点施設 - 136 -
- 3 救援拠点 - 137 -

第6節 救助・救急、医療及び消火活動 - 138 -

第1項 救出計画 - 138 -

- 1 目 的 - 138 -
- 2 陸上災害救難 - 138 -
- 3 惨事ストレス対策 - 139 -
- 4 部隊間の活動調整 - 139 -
- 5 活動時における感染症対策 - 140 -

第2項 医療救護・助産計画 - 141 -

- 1 趣 旨 - 141 -
- 2 実施責任者及び実施内容 - 141 -
- 3 医療救護 - 144 -
- 4 惨事ストレス対策 - 145 -
- 5 助産 - 145 -
- 6 部隊間の活動調整 - 145 -

第3項 消防計画 - 146 -

- 1 目 的 - 146 -

2	実施責任者	- 146 -
3	実施方法	- 146 -
4	相互応援協力体制の整備	- 146 -
5	惨事ストレス対策	- 146 -
第4項	水防計画	- 146 -
1	目 的	- 146 -
2	実施責任者	- 146 -
3	実施方法	- 146 -
4	災害対策本部との関係	- 147 -
第5項	危険物等災害応急対策計画	- 148 -
1	目 的	- 148 -
2	実施方法	- 148 -
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	- 152 -
第1項	交通、輸送応急対策計画	- 152 -
1	目 的	- 152 -
2	交通秩序応急対策	- 152 -
3	交通施設災害応急対策	- 155 -
4	交通マネジメント	- 155 -
5	応急輸送対策	- 156 -
第8節	避難生活及び情報提供活動	- 157 -
第1項	避難対策計画	- 157 -
1	趣 旨	- 157 -
2	避難所等の開設等	- 157 -
3	避難行動要支援者の避難等	- 157 -
4	指定避難所の管理運営	- 158 -
5	広域的避難	- 160 -
6	帰宅困難者対策	- 160 -
第2項	災害広報・被災者相談計画	- 161 -
1	目 的	- 161 -
2	実施方法	- 161 -
第3項	住宅応急対策計画	- 164 -
1	趣 旨	- 164 -
2	実施する応急対策の内容	- 164 -
3	実施責任者	- 164 -
4	応急仮設住宅の建設	- 164 -
5	住宅の応急修理	- 165 -
6	町営住宅の提供	- 166 -
7	被災建築物応急危険度判定	- 166 -
8	被災宅地危険度判定	- 167 -

第 9 節 救援物資の調達・供給活動	- 169 -
第 1 項 食料供給計画	- 169 -
1 趣 旨	- 169 -
2 実施責任者及び実施内容	- 169 -
3 実施方法	- 169 -
4 食料供給の適用範囲及び期間	- 169 -
5 使途及び経費	- 170 -
第 2 項 給水計画	- 171 -
1 趣 旨	- 171 -
2 実施責任者	- 171 -
3 給水の基準	- 171 -
4 飲料水等供給方法	- 171 -
第 3 項 生活必需品等供給計画	- 173 -
1 趣 旨	- 173 -
2 実施責任者	- 173 -
3 実施基準	- 173 -
4 生活必需品等の範囲	- 173 -
5 実施方法	- 173 -
第 4 項 救援物資の調達及び配送計画	- 174 -
1 方 針	- 174 -
2 物資の調達及び受入体制	- 174 -
第 10 節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	- 175 -
第 1 項 防疫計画	- 175 -
1 目 的	- 175 -
2 防 疫	- 175 -
第 2 項 保健活動計画	- 176 -
1 方針	- 176 -
2 保健活動	- 176 -
第 3 項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	- 177 -
1 方 針	- 177 -
2 遺体の搜索	- 177 -
3 遺体の取扱い	- 177 -
4 遺体の埋火葬	- 177 -
第 11 節 応急復旧、二次災害防止活動	- 179 -
第 1 項 公共施設等災害応急復旧計画	- 179 -
1 方針	- 179 -
2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	- 179 -
3 交通施設の応急復旧活動	- 179 -
4 治水施設等の応急復旧活動	- 179 -

5	治山施設等の応急復旧活動	- 179 -
6	その他公共、公益施設の応急復旧活動	- 179 -
7	住民への広報活動	- 180 -
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画	- 180 -
1	目 的	- 180 -
2	電力施設災害応急対策	- 180 -
3	ガス施設災害応急対策	- 181 -
4	水道施設災害応急対策	- 181 -
5	下水道施設災害応急対策	- 182 -
第3項	その他施設災害応急対策計画	- 182 -
1	目的	- 182 -
2	防災重点ため池対策	- 182 -
3	空家対策	- 182 -
第4項	廃棄物処理計画	- 182 -
1	方針	- 183 -
2	災害廃棄物処理計画	- 183 -
3	実施主体等	- 183 -
4	災害廃棄物の処理	- 183 -
5	災害廃棄物処理実行計画の作成	- 184 -
第5項	有害物質等による環境汚染防止計画	- 184 -
1	目 的	- 184 -
2	実施方法	- 184 -
第12節	ボランティアの受入等に関する計画	- 186 -
1	方 針	- 186 -
2	ボランティアの受入れ	- 186 -
3	専門ボランティアの派遣等	- 188 -
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	- 188 -
5	災害情報等の提供	- 188 -
6	ボランティアとの連携・協働	- 188 -
7	町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	- 188 -
8	ボランティア保険制度	- 188 -
第13節	文教計画	- 190 -
1	目 的	- 190 -
2	避難対策	- 190 -
3	生徒等への相談活動	- 190 -
4	応急教育対策	- 191 -
5	学校が地域の避難所となる場合の対策	- 193 -
6	公民館等社会教育施設が地域の避難場所となる場合の対策	- 193 -
7	文化財に対する対策	- 193 -

第 14 節 保育に関する計画	- 195 -
1 目 的	- 195 -
2 避難対策	- 195 -
3 応急保育対策	- 195 -
第 15 節 災害救助法適用計画	- 196 -
1 目 的	- 196 -
2 災害救助法適用	- 196 -
第 16 節 主な災害の特質及び対策の計画	- 200 -
1 長雨対策	- 200 -
2 豪雨、台風による洪水の対策	- 200 -
3 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策	- 201 -
4 風害対策	- 201 -
5 地震対策	- 202 -
6 林野火災対策	- 202 -
7 突発的災害対策	- 203 -
第 17 節 航空機事故による災害応急対策計画	- 204 -
1 目 的	- 204 -
2 情報の伝達	- 204 -
3 実施責任者及び実施内容	- 204 -
4 応援協力	- 205 -
第 3 章の 2 災害応急対策計画（震災対策編）	- 206 -
第 1 節 基本方針	- 207 -
第 2 節 災害発生直前の応急対策	- 208 -
第 1 項 配備動員計画	- 208 -
1 方 針	- 208 -
2 配備動員体制	- 208 -
第 2 項 地震に関する情報等の伝達に関する計画	- 212 -
1 方 針	- 212 -
2 地震の情報収集・伝達	- 212 -
第 3 項 住民等の避難誘導に関する計画	- 214 -
1 方 針	- 214 -
2 避難の指示等	- 214 -
3 避難の誘導	- 216 -
第 3 節 災害発生後の応急対策	- 217 -
第 1 項 災害情報計画	- 217 -
1 方 針	- 217 -
2 情報の収集伝達手段	- 217 -

3	情報の収集伝達経路	- 217 -
4	地震災害発生及び被害状況報告・通報	- 218 -
第2項	通信運用計画	- 229 -
1	方 針	- 229 -
2	広島県総合行政通信網の活用	- 229 -
3	公衆電気通信設備の優先利用	- 229 -
4	有線通信等が途絶した場合における代替措置	- 230 -
5	通信施設の応急対策	- 231 -
6	通信施設の機能確認及び運用訓練	- 232 -
7	通信機器の供給の確保	- 232 -
8	通信設備の電源の確保	- 232 -
第4節	ヘリコプターによる災害応援体制	- 234 -
1	方 針	- 234 -
2	活動体制	- 234 -
3	活動内容	- 234 -
4	活動拠点の確保	- 234 -
5	町からの支援要請	- 235 -
6	各機関への出動要請	- 235 -
7	臨時ヘリポートの設定	- 237 -
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	- 239 -
第1項	自衛隊災害派遣計画	- 239 -
1	方 針	- 239 -
2	災害派遣部隊の活動	- 239 -
3	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	- 240 -
4	災害派遣要請の手続等	- 240 -
5	災害派遣部隊の受入れ	- 241 -
6	派遣に要する経費の負担	- 242 -
7	災害派遣部隊の撤収要請	- 242 -
第2項	相互応援協力計画	- 243 -
1	方 針	- 243 -
2	実施内容	- 243 -
第3項	防災拠点に関する計画	- 245 -
1	方 針	- 245 -
2	防災拠点施設の整備	- 245 -
3	防災拠点施設の機能	- 245 -
4	救援拠点	- 245 -
5	拠点施設の運営	- 246 -
第6節	救助・救急、医療及び消火活動	- 247 -
第1項	救出計画	- 247 -

1	方 針	- 247 -
2	救出	- 247 -
3	惨事ストレス対策	- 248 -
4	部隊間の活動調整	- 248 -
5	活動時における感染症対策	- 248 -
第2項	医療、救護計画	- 249 -
1	方 針	- 249 -
2	実施責任者及び実施内容	- 249 -
3	医療救護等の活動内容	- 252 -
4	医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保	- 254 -
5	救護所設置の広報	- 254 -
6	惨事ストレス対策	- 254 -
7	部隊間の活動調整	- 254 -
第3項	消防計画	- 255 -
1	方 針	- 255 -
2	消防活動体制の整備	- 255 -
3	消防活動	- 255 -
4	事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動	- 256 -
5	相互応援協力体制の整備	- 256 -
6	惨事ストレス対策	- 256 -
第4項	水防計画	- 257 -
1	方 針	- 257 -
2	応急対策	- 257 -
3	水防活動の応援要請	- 257 -
第5項	危険物等災害応急対策計画	- 258 -
1	方 針	- 258 -
2	危険物災害応急対策	- 258 -
3	高圧ガス及び火薬類災害応急対策	- 258 -
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	- 259 -
第1項	警備、交通規制、交通確保計画	- 259 -
1	方 針	- 259 -
2	交通規制・交通確保対策	- 259 -
3	交通施設災害応急対策	- 262 -
4	交通マネジメント	- 262 -
5	応急輸送対策	- 263 -
1	方 針	- 264 -
2	緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	- 264 -
3	輸送車両等の確保	- 264 -
第8節	避難生活及び情報提供活動	- 265 -

第 1 項 避難対策計画	- 265 -
1 方 針	- 265 -
2 指定避難所の開設	- 265 -
3 避難行動要支援者の避難等	- 267 -
4 帰宅困難者対策	- 268 -
第 2 項 広報・被災者相談計画	- 269 -
1 方 針	- 269 -
2 広報活動	- 269 -
3 被災者相談活動	- 270 -
第 3 項 住宅応急対策計画	- 271 -
1 方 針	- 271 -
2 実施する応急対策の内容	- 271 -
3 実施責任者	- 271 -
4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	- 271 -
5 住宅の応急修理	- 272 -
6 公営住宅の提供	- 273 -
7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与	- 273 -
8 被災建築物応急危険度判定	- 273 -
9 被災宅地危険度判定	- 274 -
第 9 節 救援物資の調達・供給活動	- 276 -
第 1 項 食料供給計画	- 276 -
1 方 針	- 276 -
2 実施責任者及び実施内容	- 276 -
3 実施方法	- 276 -
4 食料供給の適用範囲及び期間	- 276 -
5 使途及び経費	- 277 -
第 2 項 給水計画	- 278 -
1 方針	- 278 -
2 事前対策	- 278 -
3 実施責任者	- 278 -
4 実施方法	- 278 -
第 3 項 生活必需品供給計画	- 279 -
1 方 針	- 279 -
2 実施責任者	- 279 -
3 実施基準	- 279 -
第 4 項 救援物資の調達及び配送計画	- 281 -
1 方 針	- 281 -
2 物資の調達及び受入体制	- 281 -
3 物資の輸送	- 281 -

第 10 節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	- 282 -
第 1 項 防疫計画	- 282 -
1 方 針	- 282 -
2 実施責任者及び実施事項	- 282 -
3 防疫活動	- 282 -
4 各種感染症に関する知識・情報の広報	- 283 -
第 2 項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	- 284 -
1 方 針	- 284 -
2 遺体の搜索	- 284 -
3 遺体の取扱い	- 284 -
4 遺体の埋火葬	- 284 -
第 11 節 応急復旧、二次災害防止活動	- 286 -
第 1 項 公共施設等災害応急復旧計画	- 286 -
1 方 針	- 286 -
2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	- 286 -
3 交通施設の応急復旧活動	- 286 -
4 治水施設等の応急復旧活動	- 286 -
5 治山施設等の応急復旧活動	- 286 -
6 その他公共、公益施設の応急復旧活動	- 286 -
7 住民への広報活動	- 287 -
第 2 項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画	- 288 -
1 方 針	- 288 -
2 電力施設の応急対策	- 288 -
3 ガス施設の応急対策	- 288 -
4 水道施設の応急対策	- 289 -
5 下水道施設の応急対策	- 289 -
第 3 項 その他施設災害応急対策計画	- 290 -
第 4 項 廃棄物処理計画	- 291 -
1 方 針	- 291 -
2 災害廃棄物処理計画	- 291 -
3 実施主体等	- 291 -
4 災害廃棄物の処理	- 291 -
5 災害廃棄物処理実行計画の作成	- 292 -
第 5 項 有害物質等による環境汚染防止計画	- 294 -
1 目 的	- 294 -
2 実施方法	- 294 -
3 環境汚染防止の推進等	- 294 -
第 12 節 ボランティアの受入等に関する計画	- 295 -
1 方 針	- 295 -

2	ボランティアの受入れ	- 295 -
3	専門ボランティアの派遣等	- 297 -
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	- 297 -
5	災害情報等の提供	- 297 -
6	ボランティアとの連携・協働	- 297 -
7	北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	- 297 -
8	ボランティア保険制度	- 297 -
9	海外からの支援活動の受け入れ	- 297 -
第 1 3 節	文教計画	- 299 -
1	方 針	- 299 -
2	避難対策	- 299 -
3	生徒等への相談活動	- 299 -
4	応急教育対策	- 299 -
5	学校等が地域の避難所となる場合の対策	- 301 -
6	公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	- 301 -
7	文化財に対する対策	- 302 -
第 1 3 節の 2	保育に関する計画	- 303 -
1	方 針	- 303 -
2	避難対策	- 303 -
3	応急保育対策	- 303 -
第 1 4 節	災害救助法適用計画	- 304 -
1	方 針	- 304 -
2	災害救助法の適用基準	- 304 -
3	災害救助法の適用手続き	- 305 -
4	救助の種類、対象及び期間	- 305 -
5	町長への委任	- 307 -
第 4 章	災害復旧計画	- 308 -
第 1 節	目的	309
第 2 節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	310
1	方 針	310
2	各種調査の住民への周知	310
3	罹災証明書の交付	310
4	被災者台帳の整備	310
5	各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）	310
6	町内諸団体の資金の充実	311
第 3 節	被災者の生活確保に関する計画	312
1	方 針	312

2	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	312
3	被災者等に対する生活相談	312
4	雇用の安定支援	312
第4節	施設災害復旧計画	312
1	基本方針	312
2	復旧計画	313
第5節	激甚災害の指定に関する計画	314
1	方 針	314
2	激甚災害に関する調査	314
第6節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	315
1	方 針	315
2	義援金の受入れ及び配分	315
3	救援物資の受入れ及び配分	315
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	317
1	方 針	317
2	被災地における市街地の復興	317
3	学校施設の復興	317
第8節	罹災証明	318
1	罹災台帳の作成	318
2	罹災証明の交付	318
3	保存期間	318

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づいて、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、町内において発生が想定されるあらゆる災害に対処するため、本町の地域に係る防災に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 基本方針

- 1 この計画は、この計画は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）に基づく「北広島町水防計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画は、近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 町は、基礎的な地方公共団体として、町域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協働の精神を基調として、本町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう本町区域に係る防災計画を作成してこれに対処する。

- (2) 県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急処置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については、県又は町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
- また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 北広島町防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
- また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 住民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 北広島町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害に関する広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 町内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定
- (14) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (15) 国及び県等の防災関係機関との連絡調整
- (16) 罹災証明書の発行

2 県

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害に関する広報
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 被災施設の応急復旧
- (6) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 被災児童、生徒に対する応急教育
- (8) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (10) 被災建築物応急危険度判定
- (11) 被災宅地危険度判定
- (12) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (13) 災害発生時の情報連絡員の派遣

3 広島県警察（山県警察署）

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険個所の警戒並びに住民等に対する避難の指示等及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による被害者救助及び災害復旧に対する協力
- (12) 災害発生時の情報連絡員の派遣

4 指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局

- ア 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
- イ 他管区警察局と連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 情報の収集及び連絡
- オ 警察通信の運用
- カ 津波警報等の伝達

(2) 中国四国防衛局

- ア 米軍の艦船、航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
- イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整

(3) 中国総合通信局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 電波の管理及び電気通信の確保
- ウ 災害時における非常通信の運用監督
- エ 非常通信協議会の指導育成
- オ 災害対策用移動通信機、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

(4) 中国財務局

- ア 被災復旧事業費の査定への立会
- イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
- ウ 国有財産の無償貸付等

- エ 金融機関に対する金融上の措置の要請
- (5) 中国四国厚生局
 - 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
- (6) 広島労働局
 - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- (7) 中国四国農政局（広島地域センター）
 - ア 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
 - イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策
 - エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
 - オ 土地改良機械の緊急貸付
 - カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- (8) 近畿中国森林管理局
 - ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - イ 災害応急対策用木材の供給
- (9) 中国経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導
 - エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融資の円滑化等の措置
- (10) 中国四国産業保安監督部
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
 - ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保安に関する監督、指導
- (11) 中国地方整備局（太田川河川事務所及び三次河川国道事務所）
 - ア 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - カ 災害時における交通確保
 - キ 海洋の汚染の防除
 - ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
 - ケ 災害発生時の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

- コ 大規模災害発生時における二次災害の防止及び被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣
- (12) 中国運輸局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 運送等の安全確保に関する指導監督
 - ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
 - エ 緊急輸送に関する要請及び支援
- (13) 広島空港事務所
 - ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救難
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (14) 広島地方気象台
 - ア 気象及び地震及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震を除く。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予測及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ 緊急地震速報の利用周知・広報
- (15) 第六管区海上保安本部
 - ア 情報の収集及び情報連絡
 - イ 警報等の伝達
 - ウ 海難救助等（災害応急活動を含む）
 - エ 緊急輸送
 - オ 物資の無償貸付又は譲与
 - カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援
 - キ 流出油等の防除
 - ク 海上交通安全の確保
 - ケ 危険物の保安措置
 - コ 警戒区域の設定
 - サ 治安の維持
- (16) 中国四国地方環境事務所
 - ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
 - イ 家庭動物の保護等に係る支援
 - ウ 災害時における環境省本省との連絡調整
- (17) 中国地方測量部
 - ア 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力

- イ 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
- ウ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

5 自衛隊（陸上自衛隊第13旅団）

（1）災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な情報収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成

（2）災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

（1）国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

（2）日本郵便株式会社中国支社

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

（3）日本銀行広島支店

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- イ 決済資金の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

（4）日本赤十字社広島県支部

- ア 災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
- ウ 日赤関係医療施設の保全

（5）日本放送協会広島放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守
- オ 義援金の募集、配分

（6）西日本高速道路株式会社中国支社（千代田高速道路事務所）

- ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (7) 本州四国連絡橋公団第三管理局
- ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 西日本旅客鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 災害時における旅客の安全確保
 - ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (9) 日本貨物鉄道株式会社
- 災害時における救助物資の緊急輸送の協力
- (10) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
- ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web 171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供
- (11) 日本通運株式会社広島支店
- 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
- ア 電力施設の防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (13) KDDI株式会社中国総支社
- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (14) ソフトバンク株式会社
- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (15) 楽天モバイル株式会社
- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施

ウ 被災電気通信設備の災害復旧

7 指定地方公共機関

(1) ガス供給事業者

- ア ガス施設の防災管理
- イ 災害時におけるガスの供給の確保
- ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧

(2) 旅客、貨物運送業者

- ア 災害時における旅客の安全確保
- イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
- ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧

(3) 民間放送機関

- ア 気象予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守

(4) 一般社団法人山県郡医師会、一般社団法人広島県医師会

- ア 災害時における災害時における医療救護活動の実施

(5) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会 一般社団法人広島県医師会に準ずる。

8 防災上重要な施設の管理者

(1) 医療機関、大型店舗等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設に出入りしている患者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

(2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 被災施設の応急対策
- ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施

(3) 社会福祉施設等の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策

(4) その他防災上重要な施設の管理者

- 前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

9 公共的団体

(1) 山県郡歯科医師会

- ア 災害時における医療等救護の実施
- イ 負傷者の収容並びに看護

(2) 山県郡薬剤師会

- 医薬品等の備蓄及び調達体制の確立

(3) ひろしま農業協同組合、広島市農業協同組合

- ア 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の町、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林業者に対する融資及びそのあっ旋
- エ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあっ旋

(4) 安芸北森林組合、太田川森林組合、可愛川漁業協同組合、八幡川漁業協同組合

- ア 災害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の町、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあっ旋

(5) 北広島町商工会

- ア 災害時における物価安定についての協力
- イ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

(6) 北広島町社会福祉協議会

- ア 町、県の実施する応急対策、生活再建等に対する協力
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分

(7) その他公共的活動を営む者、本町の災害対策に対する支援団体及び自主防災組織等

- 各団体等の業務に応じた防災上必要な活動及び本町の行う防災活動に対する協力

第5節 地域防災計画の修正等

1 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加えるとともに、修正を必要と認める事由が生じたときは、毎年度開催の防災会議において、速やかに修正を行う。

2 広島県地域防災計画、防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として共通の計画事項については、広島県の計画に準じて作成し、広島県の計画及び防災業務計画に抵触しない計画とする。

3 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合を図るもので、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理するものとする。

4 防災計画の周知徹底

この計画は、町の職員及び町民への周知はもちろん、関係公共機関及び公共的団体、並びに防災上重要な施設の管理者への周知徹底を図る。

第 2 章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（町長、指定地方行政機関の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 町土の保全に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 地震被害軽減のための基本的な施策
- 4 防災まちづくりに関する計画
- 5 住民の防災活動の促進に関する事項
- 6 調査、研究に関する事項
- 7 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 8 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 9 危険物等災害予防計画
- 10 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 11 要配慮者及び避難行動要支援者(災害時要援護者)対策に関する事項
- 12 広域避難の受入に関する事項

第2節 町土の保全に関する事項

1 目 的

この計画は、災害に強い町土を形成することにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

2 現況及び対策

(1) 治 山

ア 実施責任者

町、県、近畿中国森林管理局

イ 現 況

本町は、北及び西は中国山地の稜線が連なり、北西地域は、集落地や農地は高原状の地形となっている。北東地域でも、北西地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに平地部が広がり、山々やそれから伸びる丘陵地とともに、高原状の地形を構成している。木材需要の低迷による林業従事者の減少等により、人工林の荒廃が進んでいる。

このため、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

ウ 対 策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等の計画的な実施を要請する。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる 河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

(2) 河 川

ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局、ダム管理者

イ 現 況

本町の河川は、各河川管理者により、河川改修やダム建設事業等による河川整備等が進められているが、未改修河川も残され、一方で、農地の荒廃や人工林等の管理能力の低下に伴い、自然の持つ保水能力が低下しており、短時間内での豪雨などにおける家屋の浸水等の不安がある。

ウ 対 策

洪水による災害の発生防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持等を図るため、関係機関と連携しながら、未改修河川の堤防・護岸等の整備、河川環境の整備・保全など必要な河川事業、水防事業を促進する。

また、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽

減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

(3) 砂 防

ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局

イ 現 況

本町の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布している。特に花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「まさ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、「土石流」や「急傾斜地の崩壊」などの土砂災害が発生しやすく、土砂災害（特別）警戒区域が数多く指定されている。

ウ 対 策

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業は、県の整備計画に基づき、「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、指定避難場所及び社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を進める。また、土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制を整備して、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

(4) ため池

ア 実施責任者

町、県、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という）

イ 現 況

本町には、重要ため池（農業用）のほか、中小規模のため池が多数あるが、農家の高齢化、水田の荒廃等に伴い、維持管理が低下し、ため池の老朽化等による決壊等のおそれのあるため池が増加している。

ウ 対 策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう町はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、町及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、町が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び町は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

(5) まちづくり

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

ウ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い土地へ居住を誘導する取組を推進する。

(6) 空家

ア 実施責任者

町

イ 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

ウ 対策

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(7) 盛土

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

ウ 対策

当該盛土について、対策が完了するまでの間、町において避難情報の発令基準等の見直しを検討するとともに、関係機関との情報の共有を図るものとする。

第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項

1 目 的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止するものとする。

なお、施設の新設又は改良にあたっては、耐震化を図るよう努めるものとする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 雪害予防に関する施設・設備
- (4) 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (5) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (6) 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- (7) その他の防災に関する施設・設備

4 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画に従って実施するものとし、必要により防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第3節 地震被害軽減のための基本的な施策

1 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、自助・共助・公助の考えをもとに、町民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。

2 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

3 施策体系

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

4 対策内容

(1) 命を守る対策

ア 建物倒壊対策

(ア) 住宅・建築物等の耐震化

a 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に係る広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。

b また、県及び関係団体等が連携して、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。

(イ) 病院の耐震化

病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

(ウ) 社会福祉施設の耐震化

社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

(エ) 建築物等の老朽化対策

町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。

老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。

(オ) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

イ 土砂災害対策

(ア) 土砂災害対策施設の整備

防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

(イ) 山地災害対策施設の整備

人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施し、警戒避難計画の策定や町民の適切な避難実施に向けた取組を推進する。

(ウ) 土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進

住民の適切な避難行動につながるよう、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。

がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、町民の自助の取組を支援していく。

長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導體制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図る。

(エ) 宅地耐震化の推進

大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

(オ) 農地・森林等の保全の取組

農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有していることから、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手との連携のもと、農業生産

を通じた保全活動や鳥獣害防止対策等を推進する。また、次世代を担う意欲のある農業者へ農地等が継承されるよう、農業基盤の整備や農地や農業用水利施設等の維持保全を推進する。

森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、人工林の適正な管理を推進する。また、公益的機能の低下が懸念される人工林や里山林の整備、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援する。

ウ 地震火災対策

(ア) 装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

(イ) 消防団の充実・強化

消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

(ウ) 自主防災組織の充実・強化

広島県自主防災アドバイザーの活用、防災リーダー養成及び技能向上の取組など、引き続き県と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。

町と県が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

(エ) 住宅密集地での防災機能の確保等

雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。

地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

大規模災害発生時に住宅密集地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う。

エ 落下物等対策

(ア) 既存建築物等の総合的な安全対策

通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。

管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。

既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等

の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を県と連携を図りながら引き続き推進する。

(イ) 家具固定の促進

いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、報道機関等との連携による普及啓発をはじめ、関係機関・協力団体との一層の連携を図り、防災教育や防災イベント等を通じて、家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供し、家具固定を促進していく。

(2) 生活と社会機能を維持する対策

ア ライフライン施設被害対策

(ア) 上水道施設

水道事業者は、災害時においても断水等の影響を最小限とすることができるよう、水道管の耐震化や水道の供給体制の強化等、危機管理体制の整備に努める。

(イ) 下水道施設の防災・減災対策

下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。

災害の想定を常に見直し、豪雨災害状況を踏まえた対処要領の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。

(ウ) 電力施設の耐震化

電気事業者において、電力施設の耐震化を図る。

(エ) 通信施設の整備

a ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

b ケーブルの地下化・洞道への収容替え

地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。

(オ) ガス導管の耐震化

災害時の被害を最小限に抑えるため、低圧本支管に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合を高める。

イ 交通施設被害対策

(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築

災害に強い道路ネットワークの構築のため、国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面对策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しな

がら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

(イ) 交通安全施設等の整備

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新について要望する。

(ウ) 緊急輸送体制の整備

バス事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、町民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。

ウ 避難者等への対応

(ア) 要配慮者に対する支援

要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、個別避難計画の早期かつ着実な策定が進むよう、計画策定ガイドラインの作成・提供や福祉専門職向けの研修の開催、先進市町における取組事例の共有等により引き続き取り組みを推進する。

社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。

避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークを基盤とした災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣体制の充実等に取り組む。

災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。

水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、継続的な働きかけを実施する。

(イ) 心のケアなどの支援体制の整備・強化

各避難所の環境・運営改善を進めるため、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。

広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。

災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。

(ウ) 被災者の住宅確保

建設型応急住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。

賃貸型応急住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくと

もに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。

町営住宅への一時入居体制を維持する。

(エ) 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を推進する。

(オ) 指定避難所の防災機能強化

大規模災害発生時に、指定避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(カ) 避難先の確保

公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用に努める。

(キ) 分散避難の啓発

町民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

(ク) 特定動物や被災動物への対応

放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。

ペットの同伴避難等について、動物愛護団体等と検討を進めていく。

エ 帰宅困難者等への対応

(ア) 帰宅困難者対策の周知

徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、町民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。

(イ) 事業所等との協定

徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水、トイレ、道路情報等の提供を行うよう民間事業者との協定の締結を促進する。

オ 物資等確保対策

(ア) 非常用物資の備蓄の推進

町備蓄物資や県備蓄物資、民間備蓄との連携等による大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について検討を行う。

(イ) 物資調達・供給の連携体制の整備

災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが

予想されるため、町と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。

災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを行う。

災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

(ウ) 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

カ 医療機能確保対策

(ア) 医療救護体制の強化

災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。

定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

(イ) 医療・介護人材の育成

災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないように、関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を推進する。

(ウ) 福祉支援ネットワークの構築

関係職能団体の協力を得て、医療職と福祉関係職の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を整備する。

(エ) 感染症対策機能整備

新興感染症の拡大に対応するため、県の実施する研修会等に疫学・感染症に携わるスタッフ等を参加させ、患者への対応ルール設定、軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、患者受入れ体制構築を図る。

(オ) 予防接種の促進

災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、定期の予防接種の積極的な働きかけを実施する。

(カ) 遺体への適切な対応

多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、県等との連携を推進する。

広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集する

キ 災害廃棄物等対策

(ア) 災害廃棄物処理計画に基づく対応

「北広島町災害廃棄物処理計画」（令和２年３月策定）及び「災害廃棄物処理に係る初動マニュアル」（令和３年３月）を基に、研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

（イ）浄化槽対策

災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。

指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や町が行う浄化槽台帳の整理を行う。

ク その他の課題への対応

（ア）有害物質流出対策

災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関等と連携して速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無について把握を行う。

また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。

（イ）文化財の保護

災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案をする。

所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

（エ）孤立化防止のためのインフラ整備

ａ 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、県と連携し、多重型道路ネットワークの強化に努める。

ｂ 陸上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努める。

（オ）農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、ハザードマップの活用を促進する。

ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。

定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。

水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。

（カ）地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策

地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。

基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。

(キ) 事業継続の取組の推進

地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、BCP策定を普及啓発していく。

(ク) 業務継続性の確保

災害対策本部が設置される町庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。

(ケ) 執務環境、実施体制の維持確保

町の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。

町の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないように、引き続き、本庁舎・支所庁舎のネットワーク機器の移設・更新等を検討する。

(コ) 道の駅の活用促進

災害発生時に、町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と町が役割分担し、施設、体制を整える。

(サ) 治安の維持

災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を実施するよう依頼する。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため、女性警察官の派遣を依頼する。

被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、被災者の負担軽減を図る。

(3) 防災力の向上対策

ア 自助・共助の取組強化

町民一人ひとりが災害から命を守るために適切な行動をとることができるようにするため、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを決めておく県の実施する「ひろしまマイ・タイムライン」

(自らの防災行動計画)の普及促進と連携し、「自助」「共助」の取組を推進する。

町民、自主防災組織、事業者、行政などの各主体において、防災教室や防災訓練、防災士等の養成や防災教育などが積極的に取り組まれるよう、防災・減災に関する運動を促進する。

小中学校や自主防災組織等を対象に、VR等の模擬体験によるリアリティを高めた

ツール、過去に発生した災害写真などを活用した防災教育や避難所体験を通じて防災知識の向上を図る。

イ 災害情報伝達手段の多様化

町民に対し、防災情報メールについて、使用要領や登録方法などを機会に応じて説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などに取り組む。

また、県・町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

ウ 情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

デジタル化した防災情報システム及び県防災情報システムにより、気象情報、河川情報等を的確に把握し、町民に迅速に避難情報等が伝達できる体制を整備する。

地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステムの維持管理に努めるものとする。

大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、役場と県庁、地方機関等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に活用する。

大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

エ 災害対処能力の向上

あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、またそのために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報など、災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう県や関係機関と連携し、必要な体制整備を推進する。

災害時の対処能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

災害時の対処能力の向上を図るため、県が作成するチェックリストを用いて災害対策に係る自己点検を実施し、実効性確保のための訓練を実施する。

オ 広域応援体制の構築

広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。

町は、医療職、技術職等の職員の人的応援を県に依頼する。

カ ボランティア体制の構築等

社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。

迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。

また、地域組織と町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要

となる町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。

感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう、感染症対策の徹底に留意した適切な対応に向けて、町と社会福祉協議会等との連携を促進させる。

キ 災害に強い都市構造の形成

町土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成22年2月策定）に基づき、町土の有効利用や町土利用の質的向上、持続可能な町土管理の実施などに関する施策を実施する。

地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、土砂災害警戒区域等の周知を進めることなどにより、災害に対する町土の安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る取組を実施する。

ク 平時からの連携体制構築

医療、介護、予防、住まい、生活支援等の関係者が災害時においても、必要な連携が円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。

ライフライン施設の迅速な復旧により、町民生活の早期安定が図られるよう、各種ライフライン事業者との協力体制の構築に努める。

ケ 地籍調査の推進

災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、担当部局に働きかけを行う。

コ 建設業の担い手確保

建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する。

5 対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するため対策を主体的に推進するものとし、これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。

第4節 防災まちづくりに関する計画

1 方針

地震発生時には、本町においても、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強い町づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での密集地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、耐震性・防災性の向上を図るとともに、災害を防止・緩和するオープンスペース等の公共空間の整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまちづくりを目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災まちづくりを行うために、県が策定した地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）において掲載した事業については、地域防災上緊急に実施するものとする。

2 防災上重要な公共施設の整備

（1）防災上重要な建築物の整備

ア 防災拠点となる公共施設の整備及び耐震化

町は、庁舎、学校、公民館等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる防災拠点として利用する公共施設の耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果を基にした耐震性に係るリストの作成などに努めるものとする。

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、公共施設を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努めるとともに、非常用のエネルギーを確保するため、太陽光発電等の導入に努めるものとする。

イ 町及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

町及び各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるものとする。

（2）緊急輸送道路等の整備

ア 緊急輸送道路から避難所等を結ぶ主要な町道の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するため、幹線道路の整備を進める。

ウ ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、緊急輸送ヘリポートの維持管理等を計画的に行う。

エ 沿道建築物の耐震化対策の推進

町及び県は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）、北広島町耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

町は耐震改修促進計画により、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

（3）河川の整備

ア 堤防等の耐震性強化

地震による堤防決壊による二次災害を防止するため、町内を流下する国・県管理の河川については、堤防強化、地盤改良等の河川整備を要望していくとともに、町管理の河川の堤防等については、堤防強化、地盤改良等による耐震性向上対策を実施する。

イ 消火用水、生活用水の確保

河川水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、階段護岸、取水ピット、水路網等の整備を推進する。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

（1）一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性の周知に努める。

（2）居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

（3）文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

町内に所在する国、県、町指定等の文化財及びそれらを収容する資料館等の建築物について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるよう指導するものとする。

（4）宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

県及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進す

る。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5) 町営住宅の耐震化の推進

既設町営住宅について、昭和 56 年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図る。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

崖くずれ、地すべり、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、医療機関等、防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業等を推進するとともに、住民に対しては土砂災害警戒区域等についての情報提供を行う。

また、町は、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害による被害を最小限とするため、施設の安全性の維持や緊急時における給水確保、応援体制の強化に努めるものとする。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力

(ア) 耐震性の向上

変電施設については、その地域で予想される地震動等を勘案させるほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づく設計とする。送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力による設計を依頼する。

(イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本として、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図らせる。

エ ガス

ガス施設全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。

オ 通 信

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a 豪雨、洪水の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- b 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- d 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- e 移動体通信設備の高信頼化

(2) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

5 防災性の高い都市構造の形成

町は、町の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と協力を得て、防災まちづくり計画を策定し、町地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容反映させるように努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

町は県と連携して、町地域防災計画に位置付けられた避難場所となる公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

エ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

オ 所有者不明土地の活用等

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 不燃化の促進

ア 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

イ 建築物の不燃化の促進

新築、増改築等の建築物について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消防

法（昭和 23 年法律第 86 号）に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物についても、防火、避難施設の改善指導を行う。

第5節 住民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織等の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めることを目的とする。なお、これらの実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、外国人、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、町、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、令和3年8月豪雨による災害の体験と教訓を風化させることなく、防災意識の普及啓発を図り、町民一人ひとりが防災意識を高め、自助、共助及び公助の精神による様々な災害への備えを充実強化する。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 目的

各種の災害について必要な知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、住民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

また、地震災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、町民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

住民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の

安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、災害時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、町ホームページ、等で、防災週間や防災とボランティア週間等の機会を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、地域づくりセンター等の生涯学習及びまちづくり施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ア) 災害全般に関する普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設等の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 河川への大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 実施方法

- a ホームページ、LINE、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b 広報紙、インターネット、その他広報媒体による普及啓発
- c 広報車、音声告知放送による普及啓発
- d ビデオ、スライド等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発

- f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g 生涯学習及び地区集会等各種会合等を通じての普及啓発
- h 女性防火クラブ等への指導
- i 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
- j その他時宜に即した方法による普及啓発

(ウ) 地震・津波災害に関する普及啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震に対する住民への周知
- c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<大地震のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、一斉情報配信システム等により、気象台等が発表する地震に関する情報を入手すること。
- (d) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (e) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (f) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (g) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (h) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (i) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。
- (j) 車内で揺れを感じたら、左側に寄せ停車。道路が寸断され徒歩移動する場合、カギを付けたままにする。
- (k) 未確認の情報を善意であっても拡散しない（真偽を確かめてからシェアする）。

d 地震に対する一般知識

- e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不

妊・去勢手術等) の家庭での予防・安全対策

- h 災害情報の正確な入手方法
- i 災害時の家庭内の連絡体制の事前確保
- j 出火の防止及び初期消火の心得
- k 救助・救護に関する事項
- l 自動車運転時の心得
- m 安否情報の確認に関する事項
- n 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- o 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直避難の考え方
- p 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- q 高齢者、障害者などへの配慮
- r 避難行動要支援者に対する避難支援
- s 各防災関係機関が行う地震災害対策
- t その他必要な事項

(エ) 啓発方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスター等による普及啓発
- b ちゅピ COM 等放送施設による普及啓発
- c 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- d 映画、スライド等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等（幼年消防クラブの活動を含む）を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g その他時宜に即した方法による普及啓発
- h 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

ウ 地震教育、啓発

(ア) 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

- a 地震に関する一般的な知識
- b 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(イ) 児童生徒等に対する教育

教育委員会は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

(ウ) 自動車運転者に対する啓発

町及び県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(エ) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

(オ) その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

3 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとするを目的とする。

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項

ア 防災訓練の実施

(ア) 町は、国、県、防災関係機関、自主防災組織及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請の要求・派遣調整、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、道路啓開、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用等とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(イ) 各防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(ウ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

イ 地震に備えた訓練

(ア) 職員の動員訓練

町及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全

を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(イ) 通信運用訓練

町、県及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

ウ 防災訓練に対する協力等

(ア) 町及び県は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(イ) 各防災関係機関は、町が実施する防災訓練に積極的に協力する。

(4) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、町民、事業所及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練。

イ 大規模災害発生時における災害対策本部及び防災関係機関との連絡強化を図るための図上訓練。

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

4 消防団への入団促進

(1) 目 的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

町

(3) 実施内容

町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ (社) 全国消防機器協会等会社社員の入団促進

ウ 女性消防団員の組織化及び女性の入団促進

エ 若年層の入団促進

オ 消防団員の活動環境の整備

カ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 防災会議は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 自主防災組織の育成、指導

(1) 目 的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア 町

基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

イ その他の災害予防責任者

町が行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施事項

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織の組織化への意識の高揚、活動

イ 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

ウ 防災リーダー養成のための講習会等の開催

エ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

オ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(4) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存の組織である自治振興会等を活用する。

イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災資機材等の備蓄、整備、点検

イ 災害時の活動

- (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 避難行動要支援者の避難支援
- (オ) 救出救護活動
- (カ) 給食給水や救援物資の配給への協力

7 ボランティア活動の環境整備

(1) 目 的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

(2) 実施責任者

町、町社会福祉協議会、広島県社会福祉協議会及び日本赤十字社広島県支部

(3) 実施内容

ア 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（北広島町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

エ 町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボラ

ンティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ 北広島町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援及びリーダーの育成に努めるものとし、町はこれらの取り組みを支援する。

カ 北広島町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が有機的に機能するよう北広島町被災者生活ボランティアサポートセンターを設置し、必要な研修及び訓練等を行う。

8 企業防災の促進

(1) 目 的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

町、県、企業、商工会

(3) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町、県及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町及び県は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9 県民総ぐるみ運動の推進

(1) 目 的

町民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、町民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内 容

町民、自主防災組織等、事業者、県及び町が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動をとること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第6節 調査、研究に関する計画

1 目 的

この計画は、各種災害の被害を最小限にとどめるため、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、町内の危険地域（箇所）を調査して実態を把握し、災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害危険箇所の現況把握と防災措置に関する調査研究
- (3) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (4) 調査研究の結果の公表

4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、防災会議が関係機関との調整に当たる。

5 地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 町は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した町内の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (2) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、居住区域の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 町の配備動員体制

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）とし、その移行時期、職員の参集基準、災害対策本部の設置場所等について、本計画第3章で定める。

また、本計画第3章において、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌を定め、班ごとに、事務処理の要領を定めた行動マニュアルを作成して、職員に周知する。

各実施部の班長は、災害対策本部が設置された場合における所掌事務等をあらかじめ所属職員に対して周知徹底させておくものとする。

イ 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

(2) 気象情報等の伝達体制

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット、CATV等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 一斉情報配信システム等による情報伝達

町は、一斉情報配信システム等による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

町は、町民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム（Lアラート）、音声告知、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV 含む）、

ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

（３）緊急地震速報等の伝達関係

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

町は、町民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、一斉情報配信システム等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

（４）住民等の避難誘導

本計画第２章第７節の２「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

（５）行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

３ 災害発生直後の応急対策への備え

（１）災害情報の収集・伝達関係

町は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

（２）情報の分析整理

ア 町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努める。

ウ 町は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

（３）通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらか

じめNTT 西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

イ 町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民に速やかに伝達するため、ちゅぴCOM加入促進を図るとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

ウ 町は、地震被害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

エ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

オ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実に図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

カ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

キ 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

（１）自衛隊災害派遣関係

ア 町は、平素から、町における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署として危機管理課を指定し、職員の指定及び配置を行うものとする。

イ 町は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿营地を選定しておくものとする。

ウ 町は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、大型ヘリ用ヘリポートを選定する際は、極力、舗装された場所、天然芝生（人工芝不可）または草地で100m×100m以上の場所とする。

（２）相互応援協力関係

ア 災害時における相互応援を円滑に実施するため、町は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に係る防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・

配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

町は、県や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

イ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

ア 連携体制

町は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 通信手段の確保

町は、災害時に医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 町は、地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ町民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

町民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

地震等により火災が発生したときは、町民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 町は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震等発生直後に、町民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び救急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県、防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(3) 危険物等災害応急対策関係

事業所においては、災害の発生に備え、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救済物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める

ものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関の運行停止、道路通行止等で、帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策

町は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

ア 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

イ 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備

ウ 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備

エ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

オ 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

町は、県及び保健所設置市町の保健所との連携の下、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、自宅療養者等の避難手段等の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(6) 被災者支援等対策

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 町は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 町は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

ア 町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

(ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹道路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

(イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

(ウ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 町は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 生活必需品等供給関係

町は、被災者に対し寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速や

かに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

町内で大規模な災害が発生し、町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備えて、県へ民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保に向けた体制を整備する。

また、町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

9 燃料確保の備え

町は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両、災害対応車両及び重機、防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

10 電源の確保

町は、町施設、特に災害応急対策に係る施設の非常用電源確保に務め平素より点検・整備を行なうとともに、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の非常用電源の設置状況、燃料備蓄量、燃料確保先等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。大規模停電発生にあたっては、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、県及び電気事業者等と調整を行い、電源確保に努めるものとする。

11 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対応ができるよう、建設業団体との災害協定の締結を推進するものとする。

12 建設業等の担い手の確保・育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むも

のとする。

13 空家状況の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

14 男女共同参画センター等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

15 文教関係の備え

(1) 避難計画の作成

町教育委員会及び学校長は、あらかじめ町長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

町教育委員会及び学校長は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 園児・児童・生徒に対する防災教育

ア 町は、保育所に対し、地域の状況を考慮した防災教育を行うよう指導又は要請する。

イ 町教育委員会は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(4) 学校施設の耐震化

町は、文部科学省が定める施設整備基本方針に基づき、できるだけ早い時期に、学校施設の耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

(5) 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は社会教育施設の管理者は、町長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

町教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(8) 社会教育等を通じての啓発

町教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

16 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

防災関係機関は、風水害等の自然災害が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

2 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域：志路原川、冠川

(1) 洪水予報等の伝達方法

町は、避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づき警戒レベルを用いて、避難情報を発令する。

警戒レベル	避難所法	町民がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況。命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル4	避難指示	危険な場所（浸水想定区域）から全員避難
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所（浸水想定区域）から高齢者等は避難

(2) 避難場所及び避難経路

町が指定する指定緊急避難場所（資料編参照）。また、自主防災組織等と連携し、一時避難場所として、地域の集会所等の開設を要請する。なお、既に事態が切迫している場合には、建物の2階などに避難し、救助を要請する。

また、避難経路については、河川や護岸の状況によっても異なるが、できるだけ河川から離れた安全な道路により避難すること。

(3) 避難訓練

町は、自主防災組織等と協力し、志路原川、冠川が氾濫したとの想定による避難訓練および避難経路の確認を行う。

(4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難判断水位に達した場合は、避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づき自主防災組織等に対し通知するとともに、音声告知放送等により、周知する。

(5) 要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

町が指定する要配慮者利用施設（資料編参照）。

(6) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づき、管理者へ通知する。

3 土砂災害警戒区域

(1) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

避難指示等の発令については、避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づき発令するものとし、次のとおり警戒レベルを用いて発令する。また、可能な限り避難情報の発令対象区域を指定する。

警戒レベル	避難所法	町民がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況。命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル4	避難指示	危険な場所（土砂災害警戒区域）から全員避難
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所（浸水想定区域）から高齢者等は避難

(2) 指定避難所の開設

指定避難所については、本計画資料編で定める。また、自主防災組織等と連携し、一時避難場所として、地域の集会所等の開設を要請する。

(3) 避難路・避難経路

避難経路については、実際の被害状況に応じて、安全な道路により避難する。

(4) 要配慮者への支援

ア 要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

町が指定する要配慮者利用施設（資料編参照）。

イ 在宅の要配慮者への支援

在宅の要配慮者に対しては、音声告知放送による情報伝達の他、複数のメディアによる情報伝達手段を確保することで、漏れなく、避難情報が届くよう体制を整備する。

ウ 要配慮者情報の共有

町は、毎年、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援等関係者に提供し、共有する。

(5) 情報の収集及び伝達体制

ア 情報収集

雨量情報、土砂災害警戒情報などの気象情報については、広島県防災WEB及び気象庁ホームページ等から情報収集するとともに、住民からの前兆現象や近隣市町の災害発生情報などについても収集する。

イ 伝達体制

避難に関する情報については、音声告知放送や緊急速報メール、Ｌアラート等を用いて伝達するとともに、「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」を発令する際には、自主防災組織等から届出のあった連絡先に連絡する。

(6) 避難訓練の実施

自主防災組織等が避難訓練を実施する際には、町も積極的に協力するものとし、音声告知放送でのサイレン放送や避難所の開設など、実際に避難指示等を発令した際と同様の体制をとる。

4 ハザードマップの作成について

町は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。

また、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努めるものとする。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- (1) この計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (4) 浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水期の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

5 避難計画の作成等

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場、映画館等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者は、町長が避難の指示等を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、町長と協議して避難計画を作成しておく。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

町は、公園、集会所、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が指定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難

場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火災等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等への周知を図るとともに、自主防災組織や消防団と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築に努めるものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

町は、集会所、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の

選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が10～15mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には緊急車両及び一般車両の通行規制を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水等による冠水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、避難路として選定しないものとする。

（４）指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（５）避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、町は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民への周知等

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

また、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知する。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

7 指定避難所等の整備

- (1) 町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等

ウ 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ

エ 要配慮者にも配慮した施設・設備

オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

カ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。

ク 指定避難所の電力容量の拡大

ケ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

- (2) 町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮する。

- (3) 町は、感染症対策について、感染者が発場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- (4) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (5) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (6) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- (7) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (8) 町は、指定緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、町は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は、飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難場所等での、適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊、去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受け入れや適正な飼養方法について、平常時

に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

なお、ペットを伴う避難者は、他の避難者のアレルギー等の問題に対応するため、ペットは避難者とは別室で保護する。また、ペットを伴う避難者の受け入れは、原則、下記に掲げる避難所とする。

施設名	所在地	開設時期
芸北文化ホール	川小田 10075-54	自主避難所開設時
大朝地域づくりセンター	大朝 2497	自主避難所開設時
Kumahira Sports Arena	壬生 10500	自主避難所開設時
豊平総合運動公園	都志見 12609	自主避難所開設時

第7節の3 危険物等災害予防計画

1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス及び火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

（1）危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努めるものとする。

イ 保安確保の指導

町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

ウ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防火資機材の備蓄に努めるものとする。

（2）高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、町及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な対策の推進を図る。

（ア）防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

（イ）高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させ

るとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(ウ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

(エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(オ) L P ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 火薬類取扱施設の予防対策

町は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 火薬類取扱施設への対策

自主検査、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。

(イ) 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を町へ通報するよう指導する。

第7節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 目 的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 災害対策資機材等の対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救護用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、町、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品について、可能な限り備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 町

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

ウ 県

原則として町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。
なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

町庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、地域づくりセンター等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄に当たっては、孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

5 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、災害時要援護者や食物アレルギー患者等への

対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、町及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達

に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要な資機材についても備蓄を行うものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

町及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

町は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄

又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 町は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の充実に努める。

- (2) 町は、新たな土地利用を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、病院等の経営者等に対し、災害発生時において施設利用者の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

町は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、町は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設等の整備を指導する。

また、町及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

町は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

町は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、スロープ化の推進、障害者用トイレ・手すり・点字案内板の設置など、環境の整備に努める。

(4) 防災器具等の普及・啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 町は、防災担当課（危機管理課）や福祉担当課（福祉課）など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 町は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理

の方法などについて、積極的に検討するものとする。

- エ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画

- ア 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当課（危機管理課）と福祉担当課（福祉課）など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。
- イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ウ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するように積極的に検討するものとする。
- エ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意がある場合、あらかじめ避難支援等関係者に対し提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- オ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- カ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導等

- 町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5 避難行動要支援者名簿及び避難支援等関係者

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害の発生に備え、危機管理課と福祉課など関係各課との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲については、北広島町避難行動要支援者制度実施要綱（平成27年北広島町告示第40号）で定める者とする。

(4) 名簿に掲載される情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする理由
- キ その他避難支援にあたり必要な事項

(5) 名簿の更新

町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

(6) 名簿情報の提供

ア 町長は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、災害の発生に備え、あらかじめ避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するとともに、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られた者に限る。

イ 避難支援等関係者

- (ア) 広島県警察（山県警察署）
- (イ) 北広島町民生委員児童委員協議会
- (ウ) 北広島町社会福祉協議会
- (エ) 自主防災組織
- (オ) 北広島町消防団

ウ 提供した名簿情報の漏洩防止

(ア) 名簿の管理

名簿情報の提供を受けた者は、提供を受けた名簿情報の漏洩防止のために必要かつ適切な措置を講ずる。

(イ) 利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(ウ) 守秘義務

名簿情報の提供を受けた者若しくはその役員、職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

エ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自身と家族の安全確保を第一優先とし、災害や気象等の状況並びに支援に携わる者の健康状態や服装・装備品等に応じて可能な範囲で、支援の実施に当たる。

支援に携わる者の十分な安全確保ができない場合には、その避難支援等関係者は、十分な避難支援活動を行うことができないこともあり得る。

6 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町は、地域で生活する外国人に対し、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

町は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

7 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

北広島町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 町長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を町長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第9節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から広島県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

2 被災住民の受け入れ

- （1）町は、県から被災住民の受入に関する協議があった場合には、自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、指定避難所を提供する。
- （2）町は、提供する指定避難所を決定した場合、指定避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

- （1）県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、町へ報告する。
- （2）町は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援要請

町は、被災住民の受け入れを行う場合において、町の受け入れ体制が十分確保できない場合、県に対して支援要請を行う。

第 3 章の 1 災害応急対策計画（基本編）

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（町長、知事及びその他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下、この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教・保育計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 航空機事故による災害応急対策に関する事項
- 15 主な災害の特質及び対策に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策に関する事項

第1項 組織、動員計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備、動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部で行う。
- (3) 町における災害応急対策の分掌は、北広島町課設置条例（平成17年条例第8号）、北広島町行政組織規則（平成19年規則第4号）、北広島町教育委員会事務局の組織に関する規則（平成17年規則第5号）、北広島町議会事務局処務規程（平成17年議会訓令第2号）の定めるところにより行い、その総合調整は危機管理課で行う。

3 災害対策本部

町は、総合的な対策を講じるため、特に町長が必要と認めるときに災害対策基本法第23条の2の規定に基づく北広島町災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置する。

(1) 設置の基準

災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災対本部の設置に係る基準は次のとおりである。

災害の種類	設置基準	災害対策本部設置に当たっての判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき。	①本町に「特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）」が発表されたとき。 ②町内に「氾濫危険情報」が発表され、水位が今後も上昇すると見込まれるとき。 ③相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ④災害応急対策のため、広島県知事等に自衛隊の災害派遣要請の要求をしたとき。
地震	自動設置	町内で震度5強以上を観測したとき。
	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき。	①町内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ②南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき
林野火災	総合的な対策を講ずる	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家

	ため、特に町長が必要と認めるとき。	又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、町長が必要と認めるとき。	

(2) 組織

災対本部の組織は、北広島町災害対策本部条例（平成 17 年条例第 213 号）の規定により、次のとおりとする。

ア 災害対策本部長は、基本法第 23 条の 2 の規定により町長をもって充て、副本部長には副町長、教育長、本部員の統括に危機管理監、本部員に各課長、消防長及び消防団長をもって充てる。

イ 災対本部の本部長（町長）に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長が指揮をとるものとする。また、副本部長については、あらかじめ職務代理を定めておくものとする。

ウ 災対本部に部、班を設け、部に部長、班に班長を置く。

エ 災対本部に事務局を置き、その事務は危機管理課及び総務課総務係で処理する。

事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には危機管理監、事務局員には危機管理課員及び総務課職員をもって充てる。

オ 災対本部のもとに災害対策支部（以下「災対支部」という。）を置き、支部長には支所長をもって充て、副支部長に支所次長をもって充てる。

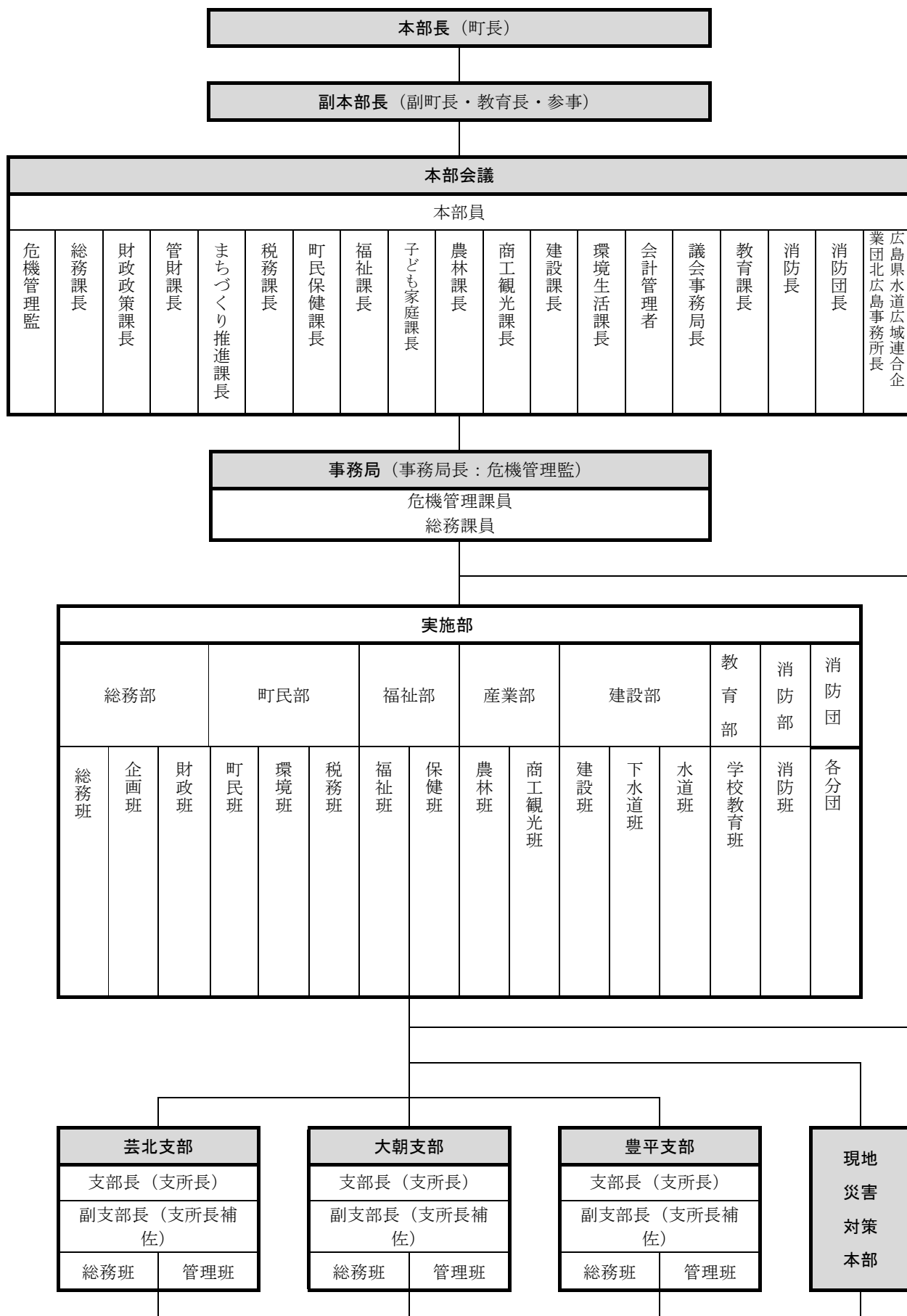
カ 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災対本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

キ 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

ク 災対本部は、県が現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど連携を図る。

ケ 以上による災対本部の組織を図示すれば次のとおりである。

■北広島町災害対策本部組織図



(3) 災対本部の任務

災対本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(4) 設置及び廃止の手続

ア 災対本部を設置した場合、町長は、本部の名称、設置場所等を公示する。

イ 災対本部を設置した場合、町長は、防災会議を構成する各委員及び防災関係機関に通知する。また、知事（県危機管理監。ただし、県災害対策本部が設置されたときは、県災害対策本部情報連絡班（以下、この章において同じ。））に通知する。

ウ 災害対策本部を廃止した場合も前号と同様の手続を行う。

(5) 災対本部の所掌事務

災対本部の部、班及び事務分掌は次のとおりとする。

■災害対策本部の組織及び分掌事務

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
危機管理課 (危機管理 監)		危機管理課 員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 3 防災関係各機関との連絡調整に関する事。 4 災害応急対策に関する事。 5 消防団との調整に関する事。 6 自衛隊及び他の地方公共団体等に対する応援依頼に関する事。 7 気象状況の収集伝達に関する事。 8 罹災証明の発行に関する事。(災害の状況に応じ臨時窓口を税務課に設置)
総務部 (総務課長)	総務班 (総務課長補佐又は総務係長、議会事務局長)	総務課員 議会事務局員	【D X推進係】 1 対策本部用P C・庁内ネットワーク及び機器の設置に関する事 2 庁舎内電話回線の保守管理に関する事。 3 臨時有線電話の応急架設に関する事 4 ちゅび° COM 施設の被害調査及び応急普及に関する事。 5 本部、関係機関から提供される防災情報の放送・広報に関する事。 6 記録写真、記録映像の作成に関する事。 【行政管理係】 7 職員の動員・配置に関する事。 8 各部各班各支部との連絡調整に関する事。 9 受援体制(人員等)の整備に関する事。 【総務係・議会事務局員】 10 災害対策本部、応援者の執務室の確保。 11 応援者の駐車場の確保。 12 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 13 電話等による災害情報の連絡、報告を記録(災害状況メモ) 14 災害対策本部の庶務に関する事。 15 報道機関に対する情報提供、各種情報の提供、協力要請その他連絡に関する事。 16 災害に係る議会活動に関する事。
	企画班 (まちづくり推進課長)	まちづくり推進課員	1 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事。 2 民間団体に対する協力要請・受援に関する事。 3 職員の給食及び衛生管理に関する事。 4 車両の調整及び緊急輸送計画に関する事。 5 被災者相談窓口に関する事。 6 路線バス、タクシー事業者等との連絡調整に関する事。 7 地域づくりセンター、指定管理施設の開放及び施設の被害調査、応急復旧に関する事。 8 指定管理施設の避難所運営に関する事。

	財政班 (財政政策課長、管財課長、会計室長)	財政政策課員 管財課員 会計室員	1 町庁舎、所管財産の災害予防及び応急復旧に関すること。 2 復旧資材等の調達に関すること。 3 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関すること。 4 食料（義援食料含む）の調達及び支給、非常炊出しに関すること。 5 緊急資機材物品等の調達及び借上げに関すること。 6 災害対策の予算の措置に関すること。 7 災害関係経費集約に関すること。 8 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する県、国との連絡に関すること。 9 災害関係会計事務に関すること。
町民部 (環境生活課長)	町民班 (町民保健課長)	町民保健課 住民係員	1 町民部の統括に関すること。 2 被災地等清掃作業関係の統括に関すること。 3 ごみ処理に関すること。 4 埋火葬に関すること。
	環境班（課長補佐）	環境生活課 環境管理係員	
	税務班 (税務課長)	税務課員	1 被災者及び家屋の被害調査に関すること。 2 税等の減免に関すること。 3 罹災証明書の発行（臨時窓口設置の場合）
福祉部 (福祉課長)	福祉班 (課長補佐又は地域福祉係長)	福祉課員（福祉事務所員）	1 避難所の運営、被災者の収容及び介護の総括に関すること。 2 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること。 3 災害救助法に関すること。 4 被災者の応急相談に関すること。 5 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関すること。 6 応急救助経費の予算執行に関すること。 7 応急救助物資の配布及び貸与に関すること。 8 義援金品の受付及び配分に関すること。 9 高齢者世帯、障害者世帯等の救護に関すること。
	保健班 (子ども家庭課長・町民保健課健康増進係)	町民保健課 健康増進係員	1 医療救護活動に関すること。 2 被災地域の防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関すること。 5 被災地域、避難所における感染症の予防及び調査に関すること。 6 保健・衛生施設等の被害調査及び応急措置に関すること。 7 死体の捜索及び処理に関すること。 8 迷子に関すること。

産業部 (農林課長)	産業班 (農林課長補佐又は農業振興係長)	農林課員 農業委員会事務局員	1 産業部の統括に関すること 2 農産物の被害調査に関すること 3 家畜の被害調査に関すること 4 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及びあつ旋に関すること。 5 家畜の防疫に関すること。 6 農業被害に対する金融措置に関すること。 7 農業協同組合等との連絡調整に関すること。 8 林産物の被害調査に関すること。 9 林業被害に対する金融措置に関すること。 10 森林組合等との連絡調整に関すること。 11 漁業被害に対する金融措置に関すること。 12 漁業協同組合等との連絡調整に関すること。
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課員	1 商工業等の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 2 被災中小企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること。 3 商工団体との連絡調整に関すること。 4 観光客に関すること。 5 観光施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。
建設部 (建設課長)	建設班 (建設課長補佐又は管理係長)	建設課員	1 建設部の総括に関すること。 2 道路交通情報の収集及び広報依頼に関すること 3 道路・橋梁・河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 災害用資材調達 5 危険箇所等の警戒巡視に関すること。 6 町営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。 7 住居に係る障害物の除去に関すること。 8 応急住宅の建設工事及び応急修理に関すること。 9 応急架設住宅入居者の選定に関すること。 10 復旧に係る建築指導及び相談に関すること。 11 土木関係災害復旧事業の総括に関すること。 12 農地、山林、林道、農林業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 13 被災建築物危険度判定に関すること。
	下水道班 (下水道係長)	環境生活課 下水道係員	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 下水道施設の維持管理に関すること。 3 指定工事店との連絡調整に関すること。 4 下水道復旧資材等の調達に関すること。
	水道班（広島県水道広域連合企業団北広島事務所長）	広島県水道 広域連合企業団北広島事務所員	1 水道施設の被害調査及び取りまとめに関すること。 2 応急給水及び水道施設の復旧工事に関すること。 3 水道工事指定業者等への協力要請に関すること。 4 断水等の広報に関すること。 5 応急飲料水・資機材の確保及び給水活動に関すること。 6 飲料水の水質検査に関すること。

教育部 (教育課長)	学校教育班 (課長補佐又は係長)	教育課員	1 教育部の統括に関すること。 2 学校施設の被害調査、開放及び応急復旧に関すること。 3 通学路の被害調査に関すること。 4 教職員の動員に関すること。 5 被災児童及び生徒の教科書、学用品等の被害調査に関すること。 6 被災学校の保健衛生に関すること。 7 被災児童及び生徒の学用品の調達あっ旋に関すること。 8 被災学校の応急教育に関すること。 9 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。 10 部内の応援に関すること。 11 職員の支部派遣に関すること。 12 文化施設等の開放、物資受入、施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 13 指定管理施設の避難所運営に関すること。 14 文化財の被害防止に関すること。
消防部 (消防長)	消防班 (次長) (総務課長) (消防課長) (消防署長)	消防本部総務課員 消防本部消防課員 消防署員	1 救助活動 2 消防活動（消防団活動との連携）に関すること。 3 避難指示等の伝達に関すること。 4 消防関係情報の収集及び報告に関すること。 5 火災等の被害調査に関すること。 6 罹災証明書発行(火災)
消防団 (消防団長)	消防団 (消防団副団長)	各分団員	1 救助活動 2 消防活動（消防署との連携）に関すること。 3 避難指示等の伝達に関すること。 4 消防関係情報の収集及び報告に関すること。 5 火災等の被害調査に関すること。

注：（ ）内は部長又は班長相当職

■災害対策支部の組織及び分掌事務（各支部共通）

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
支部 (支所長)	総務班 (支所長補佐又は地域づくり係長)	地域づくり係員	1 学校施設、地域づくりセンター、文化施設、体育施設の避難所被害調査及び開放に関すること。（教育部、総務部規格班と連携） 2 避難所の設置、被災者の収容及び介護に関すること。（福祉課と連携） 3 被災者の把握、応急相談に関すること。 4 災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 支部地域災害情報・気象状況の収集伝達に関すること。 6 職員の動員・配置状況に関すること。（総務部総務班と連携） 7 罹災証明の発行に関すること。（危機管理課と連携） 8 ごみ処理に関すること。（町民部と連携）

	管理班 (支所長 補佐又は 産業建設 係長)	産業建設係員	1 下水道等の被害調査及び応急復旧に関すること。 (建設部下水道班と連携) 2 道路関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 (建設部建設班と連携) 3 河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 (建設部建設班と連携) 4 町営住宅及び社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること。(建設部建設班と連携) 5 農地、山林、林道、農林業施設の被害調査に関すること。(建設部建設班と連携) 6 農林水産物の被害調査に関すること。(産業部産業班と連携)

注：() 内は支部長又は班長相当職

(6) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

(7) 災対本部の設置場所

災対本部の設置場所は、北広島町役場本庁舎とし、代替施設は、北広島町まちづくりセンター、若しくは本庁舎に近い町の施設とし、被災の状況により定めるものとする。

災害対策本部の設置場所の玄関付近には「北広島町災害対策本部」を掲示する。

4 配備及び動員

(1) 配 備

ア 夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を危機管理課が整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

イ 災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、職員の配備については、次の体制によって対処する。

【注意体制の基準】

種 別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
注意体制	気象業務法に基づく注意報が発令されたときの体制で、情報収集及び連絡活動を主として行い、状況に応じて更に警戒体制配備に迅速に移行できる体制。 【役場本庁】 ・危機管理課職員、建設課員、警報当番に当たる者は、警報発表に備え、気象情報に注意。	①本町に注意報、「大雨・洪水・大雪」が発表されたとき。 ②町内に震度3の地震が発生したとき。 ③その他災害が発生する恐れがあるとき。	① 危機管理課職員、建設課職員は、気象情報に注意。 ② 危機管理課職員は、状況に応じて警報発表に備えるよう本庁・各支所の警報当番班長に連絡。

【警戒体制の基準】

種 別		配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
警戒体制	第1警戒体制 (大雨) (洪水) (暴風) 警報	気象業務法に基づく警報が発令されたとき、又は災害の発生が予想されるとき、並びに大規模な火災若しくは爆発等による災害の発生時に必要に応じてとる体制で、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制。 【役場本庁】 ・危機管理監及び建設課長。 ・災害種に対応する関係課長。 ・危機管理課員1人以上 ・建設課員1人以上 ・災害種に対応する関係課員 ・警報当番員3人 【役場支所】 ・警報当番員3人 【消防団】 ・必要に応じ連絡	①本町に気象警報（大雨・洪水・暴風）のいずれかが発表されたとき。 ②町内に震度4、震度5弱の地震が発生したとき。 ③大規模な火災若しくは爆発等による災害、特殊災害が発生したときで、危機管理監が判断したとき。 ④その他、危機管理監が注意体制では対応できないと判断したとき。	①危機管理監は、建設課長は、警報の内容により、予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備する。 ②当直者は、警報受達した場合、警報当番班長に連絡、班長は班員を召集する。 ③課長等は、第2次警戒体制発令に備えて準備、連絡待ち。
	第1警戒体制 (大雪) 警報	【役場本庁】 ・建設課大雪警報時勤務体制表による。（大雪警報は、主に建設課で対応） ・建設課長 ・危機管理課員1人以上 ・警報当番（原則なし） 【役場支所】 ・建設管理係 ・警報当番（原則なし） 【消防団】 ・必要に応じ連絡	本町に気象警報（大雪）が発表され、警報発表基準の12時間降雪深45cmになると判断したとき。	建設課長は、降雪の状況により、第2警戒体制、非常体制に移行の可能性がある場合、危機管理監と協議。

第2警戒体制 災害警戒本部設置 (大雨) (洪水) (暴風) 警報	第1次警戒体制では対応が困難な場合で、状況により非常体制に直ちに移行できる体制。 【役場本庁】 ・災害警戒本部（本部長：危機管理監） ・災害警戒本部の各部長及び班長、総務班及び災害種に対応する関係課全員（自然災害（気象警報等）の場合は建設班全員） ・その他の各班1人以上 【役場支所】 ・災害警戒支部の支部長、副支部長及び班長のほか各班2人以上 【消防団】 ・団長（本庁） ・副団長（担当エリアの支所）	①本町に気象警報（大雨・洪水・暴風）のいずれかが発表され、災害発生が確実と予想される時。 ②町内に「土砂災害警戒情報」又は、「氾濫危険情報」が発表された時。 ③本町の全部または一部が台風の暴風域内に入ることが確実となった時。 ④町内に震度4、震度5弱の地震が発生し、かつ、災害が発生した時。 ⑤大規模な火災、特殊災害が発生し、危機管理監が必要と判断した時。 ⑥その他町長が第2警戒体制を指令した時又は危機管理監が第1次警戒体制では対応できないと判断した時。	①災害警戒本部組織図及び分掌事務のとおり、危機管理監、各部長、各班長は、予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備。 ②各部長、各班長は、非常体制に移行した場合に備えるよう、全職員に連絡。
	【役場本庁】 ・建設課長、危機管理監、災害警戒本部の各部長及び班長、総務班及び災害種に対応する関係課全員（自然災害（気象警報等）の場合は建設班全員） ・その他の各班長1人以上 【役場支所】 ・災害警戒支部の支部長、副支部長及び班長のほか各班2人以上 【消防団】 ・必要に応じ連絡	本町に気象警報（大雪）が発表され、警戒積雪深に達した場合、建設課長と西部建設事務所安芸太田支所長が協議し、警戒体制を決定した時。 （警戒積雪深：八幡220cm、川小田197cm、大朝85cm）	災害警戒本部組織図及び分掌事務のとおり、各部長、各班長は、予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備。

【非常体制の基準】

種 別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
非常体制 災害対策本部設置	災害対策本部・支部を設置したときの体制で、救助活動、応急対策、被害の防御と拡大防止及び軽減に向けて総力をあげて対処する体制。 【役場本庁】 ・災害対策本部	①本町に「特別警報（大雨、暴風、大雪）」が発表された時。 ②町内に「氾濫危険情報」が発表され、水位が今後とも上昇すると見込まれる時。 ③相当の規模に及ぶ被害が	①災害対策本部組織図、災害対策本部の組織及び分掌事務のとおり、各部、各班を編成し、予想される災害又は発生した災害対策を講じるために必要な職員を配備。

	(本部長：町長) ・ 本庁全職員 【役場支所】 ・ 状況により災害対策支部を設置 (支部長：支所長) ・ 支所全職員 【消防団】 ・ 団長 (本庁) ・ 副団長 (担当エリア支所へ)	発生し、又は発生するおそれがある場合。 ④災害応急対策のために、自衛隊の派遣要請を広島県知事等に要求したとき。 ⑤その他必要により町長が非常体制を指令したとき。 ⑥町内に震度 5 強以上の地震が発生したとき。	

(2) 災害対策本部設置前の措置

ア 各課において、災对本部の設置前に応急対策に従事した場合は、人員の配備及び災害状況を危機管理課に連絡し、応急対策の連携を確保するとともに、危機管理監は状況に応じ注意体制又は警戒体制をとる。

イ 注意体制及び警戒体制

(ア) 注意体制

注意体制は危機管理課及び建設課職員を配備するとともに、状況に応じて必要な人員を配備する。

(イ) 警戒体制

危機管理監は、気象警報の一以上が本町に発表されたとき、町内に震度 4 の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき、大規模な火災若しくは爆発等による災害、特殊災害が発生したとき、災害注意体制では対応できないと判断したときは、消防長、建設課長と協議し、第 1 警戒体制、又は第 2 警戒体制とした災害警戒本部を設置する。

a 第 1 警戒体制

第 1 警戒体制の責任者は危機管理監とし、危機管理監、建設課長が状況に応じた必要な人員を配備する。

災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行でき切り替え得る体制とする。

■第 1 警戒体制当初の組織及び分掌事務

課・支所	分掌事務	当初の要員
危機管理課	1 気象情報その他各種情報収集に関すること。 2 被害状況の把握に関すること。 3 防災関係機関への連絡及び報告に関すること。 4 住民への広報活動に関すること。 5 関係各課への情報の伝達に関すること。 6 職員の動員に関すること。	2 名
建設課	1 道路交通情報の収集及び広報依頼に関すること	2 名

	2 被害状況の把握に関すること。 3 防災関係機関への連絡及び報告に関すること。	

b 第2警戒体制・災害警戒本部の設置

(a) 設置及び廃止の手続き

I 災害警戒本部を設置した場合、危機管理監は、町職員、知事（県危機管理監。ただし、県災害対策本部設置の場合は本部西部支部。）、防災関係機関に通知する。

II 災害警戒本部を廃止した場合も前号と同様の手続きにより行う。

(b) 組織

I 災害警戒本部長は危機管理監をもって充て、災害警戒本部長は、随時災害状況等を町長に報告する。

II 本部に部、班を設け、部長及び班長を置く。

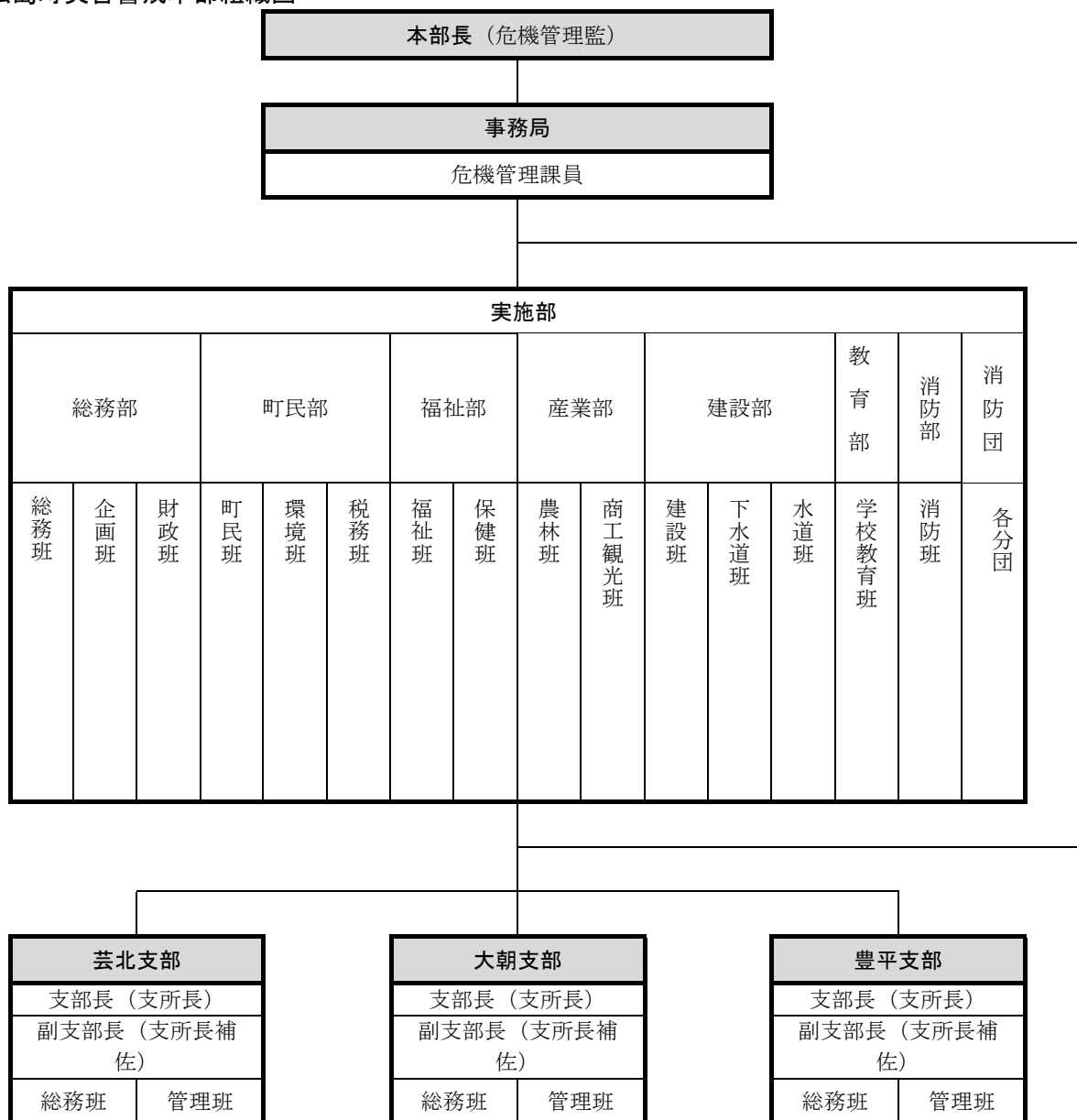
III 本部のもとに災害警戒支部を置き、支部長には支所長をもって充てる。

IV 支部に班を設け、班長を置く。

(c) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部及び災害警戒支部の運営等は、災害対策本部及び災害対策支部に準じ、災害警戒本部及び災害警戒支部の分掌事務及び職員の配備は次のとおりとする。

■北広島町災害警戒本部組織図



■災害警戒本部の組織及び分掌事務

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
危機管理課 (危機管理監)		危機管理課員	1 災害情報の把握、記録、広報に関すること。 2 気象情報その他各種情報収集、広報に関すること。 3 県等の関係機関、各課・支部への情報の伝達に関すること。 4 職員の動員に関すること。 5 災害対策会議に関すること。 6 消防団との調整に関すること。
総務部 (総務課長)	総務班 (総務課長補佐又は総務係長、議会事務局長)	総務課員 議会事務局員	1 総務部の統括に関すること。 2 電話等による災害情報、報告を記録（災害情報メモ） 3 災害警戒本部の庶務に関すること。 4 他の班の応援に関すること。 5 災害に係る議会活動に関すること。
	企画班 (まちづくり推進課長)	まちづくり推進課員	1 路線バス、タクシー事業者等との連絡調整に関すること。
	財政班 (財政政策課長、管財課長、会計室長)	財政政策課員 管財課員 会計室員	1 災害対応用資材の調達に関すること。 2 町庁舎及び所管財産の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 3 災害関係会計事務に関すること。
町民部 (環境生活課長)	町民班 (町民保健課長)	町民保健課住民係員	1 町民部の統括に関すること。 2 災害ごみに関すること。 (状況に応じ他の班の応援)
	環境班（課長補佐）	環境生活課環境管理係員	
	税務班 (税務課長)	税務課員	1 被災者及び家屋の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 (状況に応じ他の班の応援)
福祉部 (福祉課長)	福祉班 (課長補佐又は福祉係長)	福祉課員（福祉事務所員）	1 福祉部の統括に関すること。 2 避難所開設、運営に関すること。 3 社会福祉施設等避難所の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。

	保健班 (子ども家庭課長・町民保健課健康増進係長)	町民保健課健康増進係員・子ども家庭課員	1 保健・衛生施設等の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。
産業部 (農林課長)	産業班 (農林課長補佐又は農業振興係長)	農林課員 農業委員会事務局員	1 産業部の統括に関すること。 2 農林水産物等の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 3 農地及び農業用施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 4 山林、林道、林業施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 (状況に応じ建設部の応援)
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課員	1 商工業等の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 2 商工団体との連絡調整に関すること。 3 観光客に関すること。 4 観光施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。
建設部 (建設課長)	建設班 (建設課長補佐又は管理係長)	建設課員	1 建設部の統括に関すること。 2 道路交通情報の収集及び広報依頼に関すること 3 道路、橋梁、河川等の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 4 災害用資材準備、運搬準備 5 町営住宅等の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 6 公園施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。
	下水道班 (下水道係長)	環境生活課 下水道係員	1 下水道施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 2 仮設トイレ確保準備
	水道班 (広島県水道広域連合企業団北広島事務所長)	広島県水道広域連合企業団北広島事務所員	1 上水道施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 2 飲料水、生活用水確保準備
教育部 (教育課長)	学校教育班 (課長補佐又は係長)	教育課員	1 教育部の統括に関すること。 2 学校施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること。 (状況に応じ他の班の応援) 3 地域づくりセンター、文化施設、体育施設等の避難所の被害状況把握及び災害応急対策に関すること。

消防部 (消防長)	消防班 (次長) (総務課長) (消防課長) (消防署長)	消防本部総務課員 消防本部消防課員 消防署員	1 災害救助に関すること。 2 災害状況の把握、応急対策に関すること。 3 避難に関すること。
消防団 (消防団長)	消防団 (消防団副団長)	各分団員	1 災害救助に関すること。 2 災害状況の把握、応急対策に関すること。 3 避難に関すること。

注：（ ）内は部長又は班長相当職

■災害警戒支部の組織及び分掌事務（各支部共通）

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
支部 (支所長)	総務班 (支所長補佐又は地域づくり係長)	地域づくり係員	1 学校施設、地域づくりセンター、文化施設、体育施設の避難所被害調査及び開放に関すること。（教育部、総務部規格班と連携） 2 避難所の設置、被災者の収容及び介護に関すること。（福祉課と連携） 3 被災者の把握、応急相談に関すること。 4 災害警戒本部との連絡調整に関すること。 5 支部地域災害情報・気象状況の収集伝達に関すること。 6 職員の動員・配置状況に関すること。（総務部総務班と連携） 7 罹災証明の発行に関すること。（危機管理課と連携） 8 ごみ処理に関すること。（町民部と連携）
	管理班 (支所長補佐又は産業建設係長)	産業建設係員	1 下水道等の被害調査及び応急復旧に関すること。（建設部下水道班と連携） 2 道路関係の被害調査及び応急復旧に関すること。（建設部建設班と連携） 3 河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること。（建設部建設班と連携） 4 町営住宅及び社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること。（建設部建設班と連携） 5 農地、山林、林道、農林業施設の被害調査に関すること。（建設部建設班と連携） 6 農林水産物の被害調査に関すること。（産業部産業班と連携）

注：（ ）内は支部長又は班長相当職

（３）動 員

ア 関係機関関係機関の災害対策要員の動員

（ア）災害応急対策責任者は、それぞれ応急対策を推進するため、災害時における動員体制を確立しておく。

（イ）応急対策に要する人員は、その機関において確保するものとする。ただし、災害

の規模により他の機関の応援、協力を必要とする場合は、災対本部で調整する。

イ 町における災害対策要員の動員

(ア) 町における災害対策要員の動員は、北広島町災害対策運営要領に基づき、それぞれの配備体制により動員する。動員にあたっては、災対本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるように努める。

(イ) 要員が不足する場合は、総務課（災対本部を設置している場合は総務班）で動員及び調整するものとする。

第2項 労働力の確保に関する計画

1 目的

この計画は、応急対策の実施に当たり、本計画第3章第2節「組織、動員計画」に定めるもののほか、応急対策実施上必要な労働力の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

3 実施方法

- (1) 災害応急対策はそれぞれ自己の保有する労働力で実施する。
- (2) 災害応急対策責任者の保有する能力で不足する場合、基本法第62条第2項の規定による協力の確保に努める。
- (3) 災害対策責任者が必要とする労働力の確保について、相互に緊密な連絡を保ち協力する。
- (4) 以上の措置をもってしてもなお不足する場合は、その責任者の要請により町長が必要なあつ旋その他の措置をとる。

第3項 気象警報等の伝達に関する計画

1 目 的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び住民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

発 表 官 署	発 表 す る 場 合	法 令 名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合。	気象業務法第13条 水防法第10条第1項
広島県土木建築局砂防課 広島地方気象台 (共 同)	大雨警報発表中において、降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった場合。	災害対策基本法第55条 気象業務法第11条
気象庁本庁	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。	気象業務法第13条

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市区町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市区町をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(ア) 注意報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類		発 表 基 準					
一般の利用に適合するものの	風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/ s 以上になると予想されるとき。					
	強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/ s 以上になると予想されるとき。					
	大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想されるとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table><tr><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td></tr><tr><td>8</td><td>115</td></tr></table>		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	8	115
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準					
	8	115					
	大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 <table><tr><td>12時間降雪の深さ</td></tr><tr><td>平地 15cm、山地 25cm</td></tr></table>		12時間降雪の深さ	平地 15cm、山地 25cm		
	12時間降雪の深さ						
	平地 15cm、山地 25cm						
	濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下になると予想されるとき。					
	雷注意報	落雷により、災害が発生する恐れがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。					
	乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35％以下で、実効湿度が65％以下になると予想されるとき。					
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが50cm以上あつて最高気温が10℃*1以上になると予想されるとき。					
着雪注意報	著しい着雪により、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。						
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるとき。						
霜注意報	晩霜により、農作物への被害が予想された場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 晩霜期最低気温が4℃*1以下と予想されるとき。						
低温注意報	低温による農作物等への著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 冬期：最低気温が-4℃以下*2と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。						
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想されるとき。 ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table><tr><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th></tr><tr><td>江の川（川井地区）流域24.8、 出原川流域7.8、 志路原川流域12、 江の川（大朝地区）流域14.4、 冠川流域9.4、 寺原川流域6.8、 小河内川流域3.3、 西宗川流域6.6、 滝山川流域9.8、 柴木川流域7.8、 根谷川流域5.5、 都志見川流域4.6、 大佐川流域10.2、 空城川流域4.4、 才乙川流域5.2</td><td>江の川（川井地区）流域=（6、24）、 出原川流域=（5、7.8）、 志路原川流域=（8、9.6）、 江の川（大朝地区）流域=（5、14.4）、 冠川流域=（8、9.3）、 寺原川流域=（8、6.8）、 小河内川流域=（5、3.2）、 西宗川流域=（5、6.6）、 滝山川流域=（8、8.6）、 柴木川流域=（5、7.8）、 根谷川流域=（5、5.3）、 都志見川流域=（5、4.6）、 大佐川流域=（5、10.2）、 空城川流域=（5、4.4）、 才乙川流域=（8、4.7）</td></tr></table>		流域雨量指数基準	複合基準	江の川（川井地区）流域24.8、 出原川流域7.8、 志路原川流域12、 江の川（大朝地区）流域14.4、 冠川流域9.4、 寺原川流域6.8、 小河内川流域3.3、 西宗川流域6.6、 滝山川流域9.8、 柴木川流域7.8、 根谷川流域5.5、 都志見川流域4.6、 大佐川流域10.2、 空城川流域4.4、 才乙川流域5.2	江の川（川井地区）流域=（6、24）、 出原川流域=（5、7.8）、 志路原川流域=（8、9.6）、 江の川（大朝地区）流域=（5、14.4）、 冠川流域=（8、9.3）、 寺原川流域=（8、6.8）、 小河内川流域=（5、3.2）、 西宗川流域=（5、6.6）、 滝山川流域=（8、8.6）、 柴木川流域=（5、7.8）、 根谷川流域=（5、5.3）、 都志見川流域=（5、4.6）、 大佐川流域=（5、10.2）、 空城川流域=（5、4.4）、 才乙川流域=（8、4.7）	
流域雨量指数基準	複合基準						
江の川（川井地区）流域24.8、 出原川流域7.8、 志路原川流域12、 江の川（大朝地区）流域14.4、 冠川流域9.4、 寺原川流域6.8、 小河内川流域3.3、 西宗川流域6.6、 滝山川流域9.8、 柴木川流域7.8、 根谷川流域5.5、 都志見川流域4.6、 大佐川流域10.2、 空城川流域4.4、 才乙川流域5.2	江の川（川井地区）流域=（6、24）、 出原川流域=（5、7.8）、 志路原川流域=（8、9.6）、 江の川（大朝地区）流域=（5、14.4）、 冠川流域=（8、9.3）、 寺原川流域=（8、6.8）、 小河内川流域=（5、3.2）、 西宗川流域=（5、6.6）、 滝山川流域=（8、8.6）、 柴木川流域=（5、7.8）、 根谷川流域=（5、5.3）、 都志見川流域=（5、4.6）、 大佐川流域=（5、10.2）、 空城川流域=（5、4.4）、 才乙川流域=（8、4.7）						

		都合谷川流域3.9 四通川流域2 青松川流域3.3	
	地面現象 注意報	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。	
	浸水 注意報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。	

※¹ 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

※² 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

(イ) 警 報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想されるとき。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想されるとき。	
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		12	141
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。	
		12時間降雪の深さ	
		平地	30cm、山地 45cm
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想されるとき。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
		流域雨量指数基準	複合基準
		江の川（川井地区）流域=31、 出原川流域=9.8、志路原川流域=15、 江の川（大朝地区）流域=18、 冠川流域=11.8、寺原川流域=8.5、 小河内川流域4.2、西宗川流域=8.3、 滝山川流域=12.3、柴木川流域=10.2、 根谷川流域=6.9、都志見川流域=5.8、 大佐川流域=12.8、空城川流域=5.5、 才乙川流域=6.6、都合谷川流域=4.9 四通川流域=2.6、青松川流域=4.1	江の川（川井地区）流域=（10、27.9）、 出原川流域=（5、8.8）、 志路原川流域=（8、13.5）、 冠川流域=（6、10.6）、 寺原川流域=（8、7.7）、 根谷川流域=（6、6.2）、 大佐川流域=（5、11.5）、
	地面現象 警報※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。	
	浸水警報 ※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。	

(ウ) 特別警報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
す 用 に 適 合 の 利	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
地面現象特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(エ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(オ) 警報級の可能性

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で 2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(カ) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、府県単位で線状降水帯による大雨となる可能性を「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

イ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準

土砂災害警戒情報	発表基準
	大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した。（ <u>降雨により予測可能な土石流</u> 発生の危険度が高まった。）とき、市区町ごとに発表。
	解除基準 降雨雨量指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市区町ごとに解除。 広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。

ウ 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発表・解除基準
緊急地震速報 (警報)	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

エ 広島地方気象台が発表する注意報、警報（水防活動の利用に適合するもの）

種 類		発 表 基 準
に水 適 合 活 動 す る の 利 用	水防活動用気象注意報※ ²	一般の利用に適合する大雨注意報をもって代える。
	水防活動用洪水注意報※ ²	一般の利用に適合するはん濫注意情報（洪水注意報）をもって代えると同じ。
	水防活動用気象警報※ ²	一般の利用に適合する大雨警報をもって代えると同じ。
	水防活動用洪水警報※ ²	一般の利用に適合するはん濫警戒情報（洪水警報）をもって代えると同じ。

- （注） 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。
※¹ 印は、表題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。
※² 印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

オ 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

平成13年（2001年）芸予地震に匹敵する大規模災害が発生した場合には、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるな

どにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

（4）気象予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

広島地方気象台の発表する気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次の機関から町に伝達される。（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項、水防法第10条第1項、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合による。）この通知は危機管理課が受領する。

ア 気象予警報の伝達機関及び種類

伝達機関	予警報の種類	伝達方法
県危機管理課	すべての注意報、警報	音声告知放送 広島県防災情報システム
西日本電信電話株式会社	すべての警報	ファクシミリ

イ 伝達を受けた場合の町の措置

（ア）注意報の場合

a 県及びNTT から大雨注意報又は洪水注意報の伝達を受けた場合、危機管理課は、自主避難所の開設に備えるため、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、土砂災害の危険性について土砂災害警戒判定メッシュ情報の発表（大雨注意報基準超過）を注視する。その他の注意報については、必要に応じ町長に報告する。

（イ）警報の場合

- a 県及びNTT から大雨警報又は洪水警報の伝達を受けた場合、危機管理課は、災害対策本部の設置、「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令に備えるため、町長、副町長及び各部局長へ報告するとともに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、土砂災害の危険性について土砂災害警戒判定メッシュ情報の発表（大雨警報基準超過）を注視する。また、避難所開設の準備について避難所運営班長である福祉課長に開設準備を依頼するとともに、消防団長に対し、招集の可能性のあることを連絡する。
- b 上記以外の警報については、必要に応じ町長に報告するとともに、急を要しかつ重大な災害が予想されるものについては、音声告知放送等の方法により住民に広報

する。

(ウ) 勤務時間外に伝達を受けた場合の措置

勤務時間外に当直員及び日直者が気象予警報の伝達を受けた場合は、急を要するものについては、危機管理課長に連絡する。

(エ) 役場から災害危険区域への伝達

災害の発生のおそれのある地域住民に対して、避難の指示及び避難先、避難経路を音声告知報道等により伝達する。

(オ) 災害危険区域から役場への伝達

災害危険区域等の住民は、異常な現象、自衛措置、滞在者数及び病人の有無等を電話又は、伝令により危機管理課に伝達する。

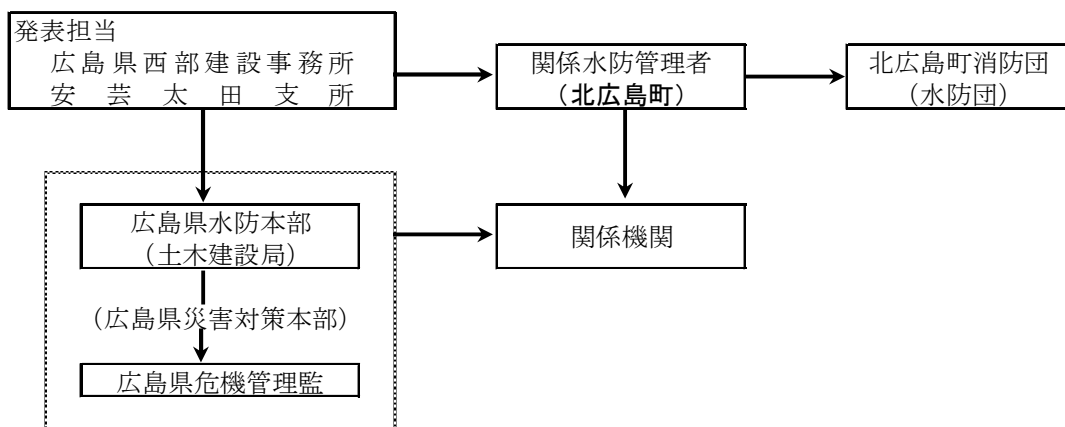
3 水防警報の伝達

(1) 発表責任者

発表担当者	河川名等	法令名	摘 要
県知事	知事が指定した河川	水防法第16条第1項	各河川を管理する建設事務所（支所）が発表する。

(2) 伝達経路

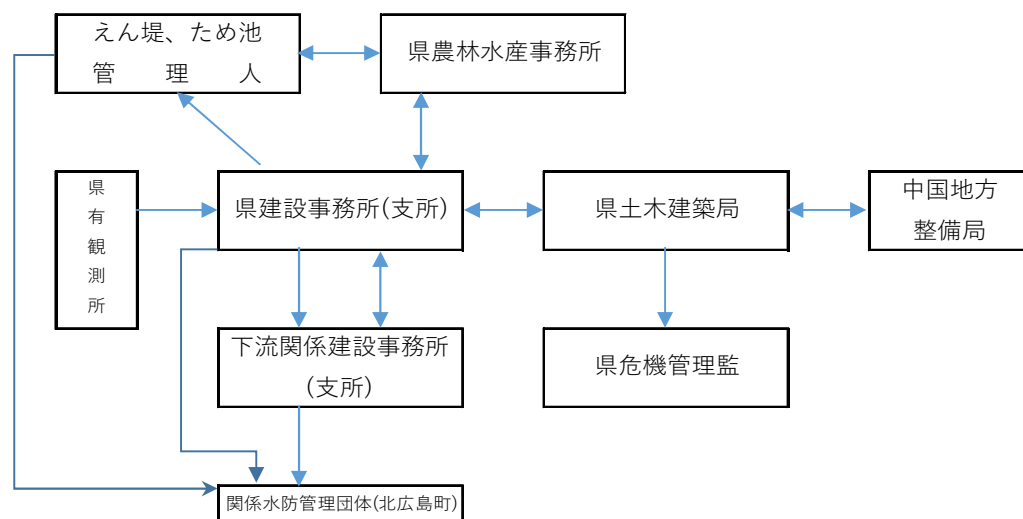
建設事務所・支所の発表する水防警報の伝達



4 水位の通報

(1) 県の設置している水位観測所の通報

水防管理者は、水防活動用気象等の予報の伝達を受けた場合に知事の定める通報水位を超えるとき、あるいは洪水のおそれがあることを知った時は、水防計画に定めるところにより関係者に通報する。



(注) 1 災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「災害対策本部」と読み替える。

2 水防本部を設置した場合は、「県土木建築局」を「水防本部」と読み替える。

(2) 水位等に係る情報の交換

水位及び雨量に係る観測所を設置している災害応急対策責任者は、応急対策上必要な範囲において相互に水位等の情報を交換する。

5 火災予防上の気象通報

(1) 気象の状況の通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを北広島町に通報する。

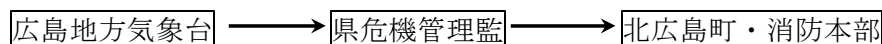
(2) 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3) 通報の伝達経路

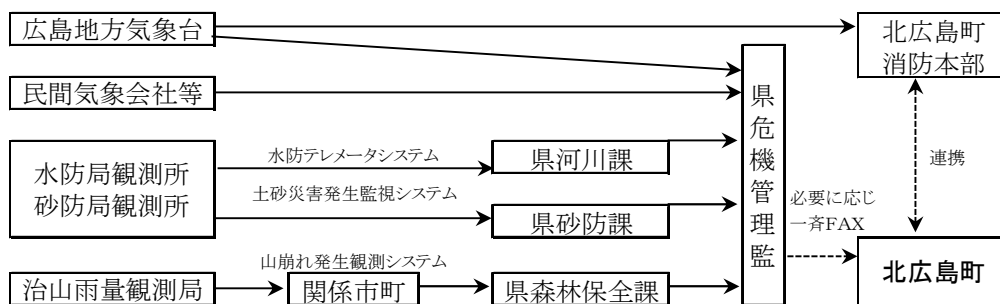
広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報される。



6 伝達手段の多重化・多様化

(1) 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。



第4項 住民等の避難誘導に関する計画

1 避難の指示等

(1) 避難等の指示権者

ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法 第56条 第60条第1項 ・第3項
知 事	同上の場合。 災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法 第60条第5項
警 察 官 海上保安官	同上の場合。 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法 第61条
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	同上の場合。 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又は町長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第63条第2項
自 衛 官	同上の場合。 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本法 第63条第3項

なお、町長不在時は、副町長、教育長、危機管理監の順に避難のための指示を代執行するものとする。

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消 防 吏 員 消 防 団 員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消防法 第28条第1項
警 察 官	同上の場合。 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消防法 第28条第2項
水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同 上	水防法 第21条第1項
警 察 官	同上の場合。 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水防法 第21条第2項
知事、その 命を受けた 県職員、水	洪水により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水防法 第29条

防管理者			
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれがある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法第94条

(2) 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(3) 避難指示

- ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

(4) 高齢者等避難の伝達

町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応をしつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

(5) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を音声告知放送、きたひろ情報アプリ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、ワンセグ、インターネット、SNSなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

(6) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、判断基準を明確にし、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて

伝達するかを定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成する。町と県は、マニュアルの見直しについて、積極的に連携し支援するものとする。

(7) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。

イ 町は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

ウ 町は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

オ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難することによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、屋内にとどまる（建物の上階への「垂直移動」を含む）ことを指示する。

カ 町は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

キ 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ク 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないように事前に協議しておく。

(8) 避難指示等に係る助言

町長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておく。

2 知事への報告

(1) 避難指示等を行った場合

町長は、基本法第 60 条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

広島県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

広島県防災情報システム、総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

ウ 報告事項

（ア）避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

（イ）避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

（２）避難指示等の解除を行った場合

町長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

（３）避難指示等の解除の際の助言

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求める。この場合において、助言を求められた国又は県は、必要な助言をするものとする。

（４）指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先 前項に同じ

イ 報告方法 開設後直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

ウ 報告事項 指定避難所開設日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

３ 避難の誘導

（１）避難誘導に当たる者その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておく。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておく。

ア 町職員、警察官、消防職員、消防団員、自治会長その他の避難措置実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

（２）避難誘導の方法

ア 自治会組織等との連携・協力のもと、指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した町長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適

切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて実施するものとする。

4 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 町

ア 情報の収集手段

- (ア) 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- (イ) パトロール車等による巡回
- (ウ) AI 活用システム等による収集
- (エ) 地元消防機関、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (キ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県防災情報システムの活用
- (サ) SNS の活用
- (シ) Web 会議システムの活用
- (ス) 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

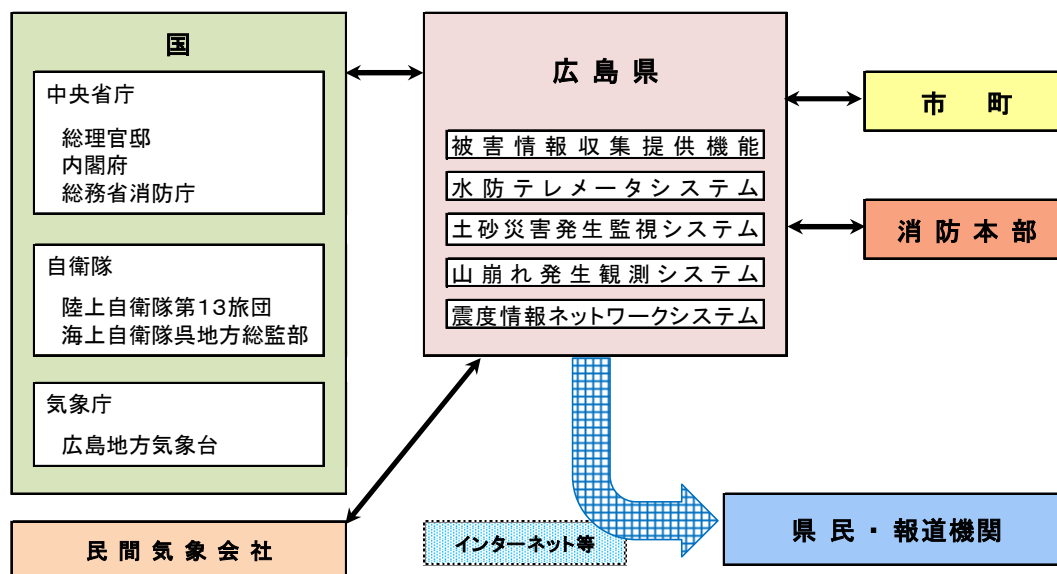
イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- (イ) 音声告知放送の活用
- (ウ) 広島県防災情報システム、県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) C A T V の活用
- (オ) 登録制メール、エリアメールの活用
- (カ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (キ) Web 会議システムの活用
- (ク) SNS の活用

(2) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

広島県防災情報システムの概念図



3 災害情報の収集伝達

(1) 通常の場合の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前項の場合において急処を要するときは、町長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間機関への通知

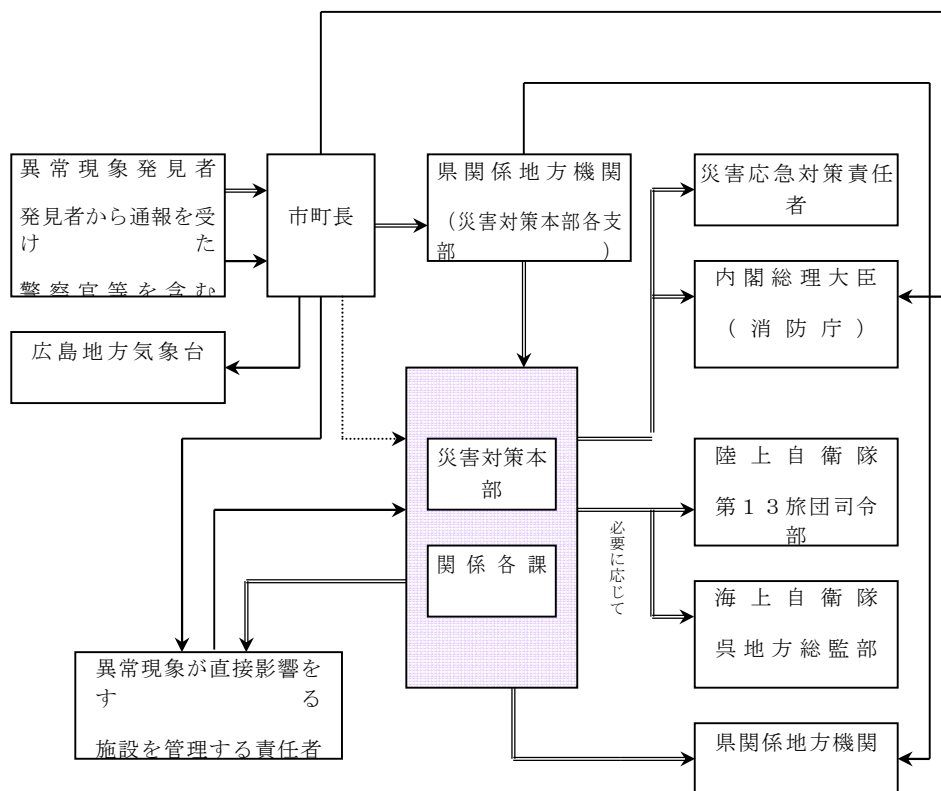
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

(2) 県が災害対策本部を設置した場合の経路の特例

県が災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は、前項各号によるすべての情報を次の経路によって行うものとする。



4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

なお、町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。

また、町は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

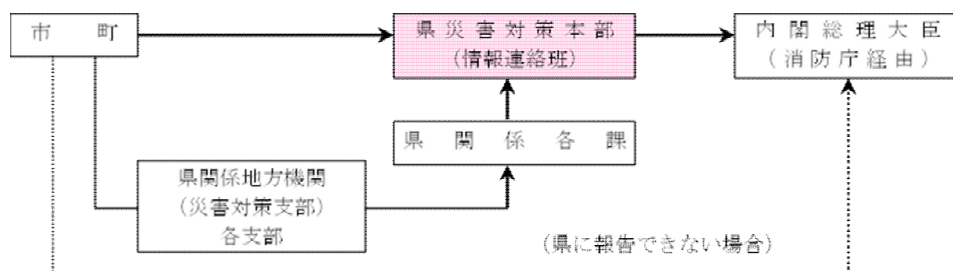
県及び町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



(ア) 広島県が災害対策本部を設置していない場合の連絡先（県危機管理監）

電 話	0 8 2 - 5 1 3 - 2 7 8 4、2 7 8 5、2 7 8 6（直通） 0 8 2 - 2 2 8 - 2 5 1 0（時間外）
衛星電話（専用機）	自局特番（7）- 1 0 1 - 2 7 8 4、2 7 8 5

(イ) 広島県が災害対策本部を設置した場合の連絡先（県災害対策本部）

電 話	0 8 2 - 5 1 1 - 6 7 2 0（直通） 0 8 2 - 2 8 8 - 4 4 8 3（情報連絡班）
衛星電話（専用機）	自局特番（7）- 1 0 1 - 2 7 8 4、2 7 8 5

(ウ) 内閣総理大臣（消防庁）へ連絡する場合の連絡先（以下、この節において同じ）

区分		平日（9:30～18:30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の方法

災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防本部への通報が殺到した場合、その状況を町は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町から直接、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）と

する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、災害発生報告に示したとおりである。

イ 被害状況報告

(ア) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 被害状況については、様式（表2）を用い、町各支所は町危機管理課へ報告する。

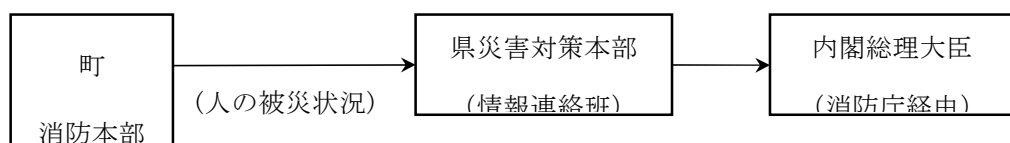
町危機管理課は、各支所・各部からの被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。

(ウ) 県に報告することができない場合の被害状況の報告

町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁）とする。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての即報

町及び消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。



用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が70%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、住損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公 共 土 木 施 設	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道 路 被 害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋 梁 被 害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河 川 被 害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂 防 設 備 被 害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設 被 害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止 施 設 被 害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治 山 施 設 被 害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土流出、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田 畑 の 冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。

その他	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	船 舶 被 害	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自 然 公 園 等 施 設 被 害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	そ の 他	各項に該当しない被害とする。
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
被 害 総 額		物的被害の概算額とする。（千円単位）
火 災 発 生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。
安 否 不 明 者		当人と連絡が取れず安否がわからない者

第２項 通信運用計画

１ 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

（１）加入電話の非常申し込み

ア 加入電話の非常申し込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめＮＴＴ西日本に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにＮＴＴ西日本に変更を申し込み、承認を受けておく。

申込先	申込みダイヤル番号
１１６センタ	「１１６」

イ 非常・緊急電報の申し込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「１１５」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要請先	電話番号
ＮＴＴ西日本中国支店設備部災害対策室	０８２－５１１－１３７７

エ 臨時電話（優勝）等の申し込み

必要に応じ、３０日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申し込む。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	１１６センタ	「１１６」
携帯電話	株式会社ドコモＣＳ モバイルレンタルセンター	０１２０－６８０－１１０

（２）無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、県災害対策本部と市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

2 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

1 目 的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難となること、あるいは孤立集落が生じることが予想されることから、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合には、防災関係機関にヘリコプターの派遣を要請するなど、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に設置された航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）と、必要な調整を行うものとする。。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中散布
- (6) その他に特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して防災活動の拠点ヘリポートを確保する。

また、緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、離着陸時の安全性を確保を行う。

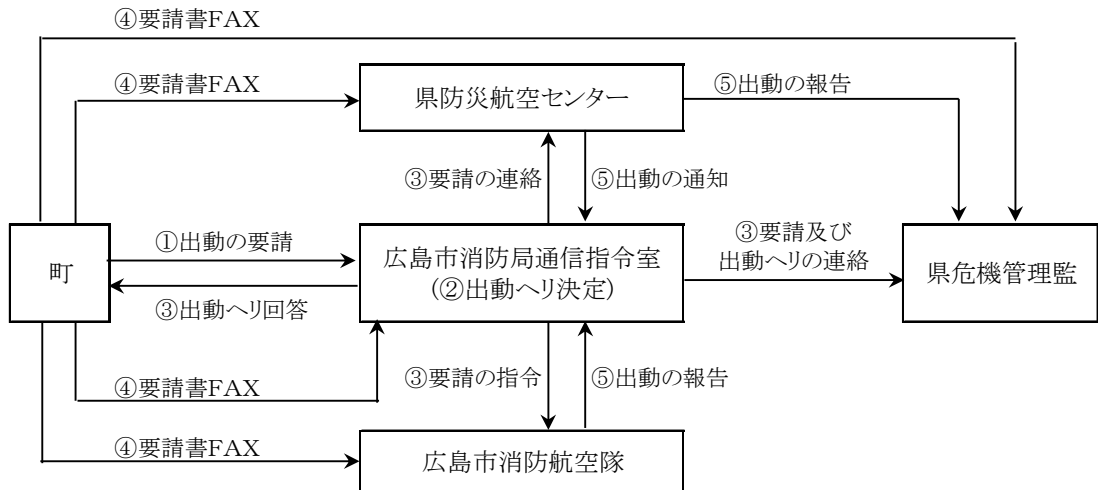
5 支援要請

町長は、災害の状況等により、公共性、緊急性、非代替性を勘案しヘリコプターによる

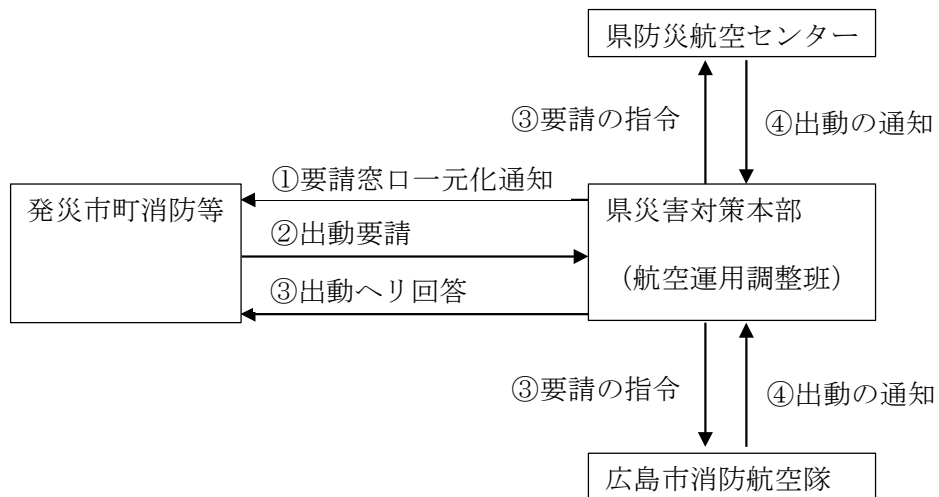
支援が必要と判断した場合は、「広島県内航空消防応援協定書（平成２年４月１日施行）」等に基づき、県又は広島市にヘリコプターの出動を要請する。

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。

ア 通常災害時



イ 大規模災害時



6 各機関への対応要請

(1) 自衛隊

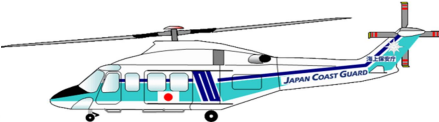
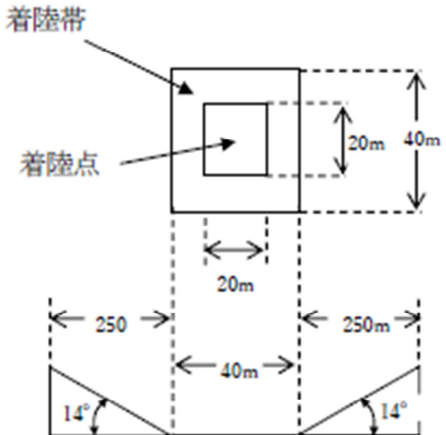
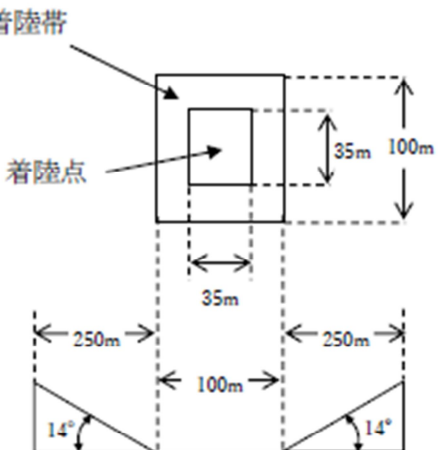
自衛隊のヘリコプターの支援要請については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(2) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊運用要綱」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請をする。

7 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、自衛隊、海上保安庁等ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 AW-139  広島市消防航空隊 AS365-N3  広島県警察航空隊 AS365-N2  海上保安庁広島航空基地 AW-139  第六管区海上保安本部広島航空基地 AW139  中国地方整備局 AW-189  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

(2) 臨時ヘリポートの準備

町長及び災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがある時は、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

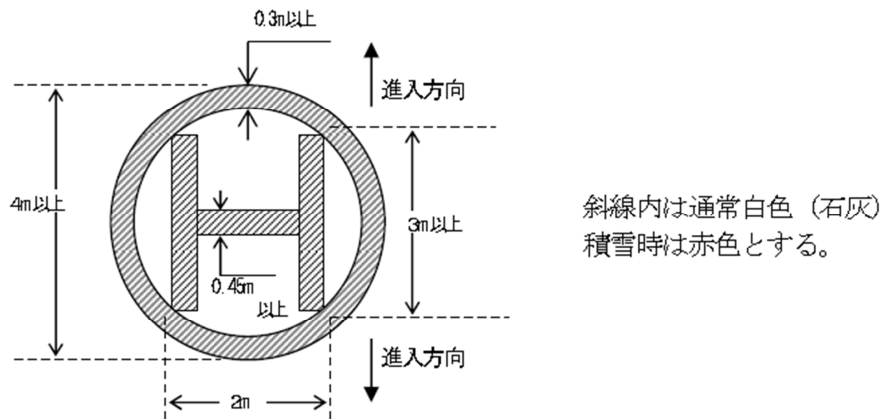
イ 離着陸時は、安全確保のため関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊と調整をすること。

エ 風向風速を上空から判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした㊦を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所及び指定避難所との競合をさけることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 目 的

この計画は、基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求について、必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、町域内の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が必要と認める場合、自衛隊の災害派遣要請を知事に対して要求する。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被災状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上自衛官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等

(4) 町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること

5 災害派遣要請の手続

(1) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 106 条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第 13 旅団長

陸上自衛隊第 13 旅団司令部 安芸郡海田町寿町 2-1

第 3 部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2410

（夜間・土日・祝日等）内線 2900（当直）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町 8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2823、2222（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町 3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

（課業時間外）内線 2203（SOC 当直）

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理課 広島市中区基町 10-52

電話 082-228-2111 内線 2784～2786

（直通）082-511-6720・082-228-2159

(イ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩 64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣要請の要求等

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 町長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は

その指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監部等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 町長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

町長は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害時における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

8 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、町長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と町との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した町長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期することとなる。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 町は派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が町と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応援対策計画による。）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や県、近隣市町の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

(1) 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

(2) 他市町に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

(3) 消防援助隊等消防の応援要請

町長は、大規模災害により、町内の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行う。

3 相互応援協定等の締結

町は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

4 受援に関する計画

町は、大規模な災害が発生し、町及び県内市町からの応援だけでは、十分な応急措置が実施できない場合、「北広島町災害時受援計画」に基づき、災害時の受援（応援の受入れ）対策を実施する。

5 応援要員の受入体制

町が、災害応急対策を実施するに際して、町外から必要な応援要員等を導入した場合、町長はこれらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に

応じて可能な限り、準備、あつ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、町内で発生した大規模災害時における災害対策活動の拠点を定め、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点として機能させるために必要な事項を定める。

2 防災拠点施設

(1) 防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を、町の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 災害対策活動拠点	北広島町役場本庁及び各支所
イ 避難対策拠点	各小・中学校、集会所等
ウ 救援物資集積拠点	千代田運動公園総合体育館 (Kumahira Sports Arena)
エ 輸送拠点 (ヘリポート)	千代田運動公園多目的広場 (Kumahira Athletic Field)

(2) 施設の機能

ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄。

イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に町内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送。

ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休息スペースを確保。

エ 災害対策本部・支部代替拠点機能

町災害対策本部又は支部が使用不能となり、他の防災拠点施設を代替対応拠点として使用することとなった場合は、町災害対策本部又は支部に優先的に使用させることとする。

町は、町災害対策本部又は支部の代替対応拠点となる場合等を想定し、あらかじめ代替対応拠点を選定しておく。

(3) 防災拠点施設の整備

ア 災害対策活動拠点及び避難対策拠点等に、計画的に食料、生活必需品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

イ 避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への手すり等の設置を推進する。

ウ 災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への移動系無線など連絡手段の整備を推進する。

エ 災害対策活動や物資の集積・配送において、現在指定している拠点施設は、災害発

生のリスクを有している又は十分な機能を有していない等の理由から、適正ではないため、氏神工業団地公園を防災拠点とし、必要な防災備蓄倉庫や対応拠点施設等の整備に努める。

3 救援拠点

(1) 拠点の指定及び開設

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、町は既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 救援物資輸送拠点

町外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点とする。

イ 救援部隊集結施設

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

(2) 配置計画

町内本庁各支所単位で1箇所を確保する。

(3) 拠点施設の運営

ア 救援物資輸送拠点

住民及びボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て町が運営する。

イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、自衛隊等において、独自に計画運営を行う。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体及び財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 陸上災害救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は町長)	被災者の救出 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
町長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

(2) 実施方法

ア 被災者の救出

(ア) 通常の場合

町長が救難責務を有するが直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。

この場合、町長は救出担当機関と緊密な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合

町長は、知事の補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり救出を行う。

イ 遺体の搜索、収容、処理、埋葬等

(ア) 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の補助者として消防機関、その他関

係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い捜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の捜索を行う。

(イ) 遺体の処理、収容、埋葬

a 町長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する

b 知事が行う措置

(a) 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準に従い、保護者、引取人のない遺体について、町長を補助者として遺体の措置を行う。

(b) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

c 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を町に委任した場合は、町長がこれを実施する。

3 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の各部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療救護・助産計画

1 趣 旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、町域内の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、町域内の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び指定避難所開設時の支援）】

（1）町

ア 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、山県郡医師会、山県郡歯科医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。

ウ 災害救助法を適用した場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（2）県

ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うため の本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を図る。

エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

オ 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に

他都道府県DMA Tの派遣を要請する。

カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DPATの指揮・調整、精神保健医療福祉に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

ク 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえ、DPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。

ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえた活動に留意する。

コ 指定避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。

サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMA T、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応する。

シ 県保健所は、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努めるものとする。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。

ス 県の医療機関等（県立病院、県保健所）は、災害により負傷した被災者に対し、応急的に医療救護活動を実施するものとする。

また、近隣医療機関等の被災状況を確認する等、被害情報の収集に努めるものとする。

（３）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。

（４）国立病院機構

県の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（５）日本赤十字社広島県支部

県又は町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成 18 年 12 月 14 日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（６）広島県医師会

県又は町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（７）広島県歯科医師会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(8) 広島県看護協会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

【第Ⅱステージ（町域内の医療機関、指定避難所の支援）】

(1) 町

ア 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 県

ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置、するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、町域内の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、DPAT、広島JRAT（広島災害リハビリテーション推進協議会）、DWATの派遣を行う。

エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 急性期医療（DMAT等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。

カ DWATの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DWATの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

キ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）、広島県感染症医療支援チーム等の派遣を迅速に要請するものと

する。

(3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。(災害時における医療の提供)

(4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 日本赤十字社広島県支部

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社法及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(6) 広島県医師会

ア 町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム(以下「JMAT」という。)の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療調整本部や安芸地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努めるものとする。

(7) 広島県歯科医師会

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(8) 広島県薬剤師会

町又は県の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

(9) 広島県看護協会

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

3 医療救護

(1) 医療救護班の編成及び救助活動

ア 医療救護に当たっては、町の医療機関の協力を得て、医療救護班を編成して行う。

イ 医療救護班は、町内の診療所等を単位として、医師1人、看護師2人、事務員1人をもって一班とする。必要に応じて町保健師を加える。

ウ 救護に必要な薬品及び衛生材料は、販売業者の協力を得て調達する。調達できないものがあるときは、あらかじめ医薬品卸売業者と調達方法について協議しておき、必要医薬品等の確保を図る。

(2) 災害救助法が適用された場合の医療救護

ア 医療の対象となる場合

- (ア) 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的機能が停止した場合
- (イ) 災害により町の医療機関の 1 日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合

イ 医療の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 医院又は診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 医療の方法

- (ア) 原則として、町の救護班（（３）のアの（ア）及び（イ））によって実施する。
- (イ) 重病患者で、町の救護班では人的、物的に救護が困難な場合は、医院、診療所に収容して医療を実施する。

エ 医療救護期間

災害発生の日から 14 日間とする。特に必要がある場合は期間延長を行う。

4 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

5 助産

- (1) 原則として医療救護に準ずる。
- (2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生以前又は以後 7 日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途のなくなった者。

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生機材の支給

ウ 助産の期間

分べんした日から 7 日以内

6 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第3項 消防計画

1 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

消防については、消防本部がその責に任じ、非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関し県より必要な指示を仰ぐことができる。

3 実施方法

応急対策は、北広島町消防計画に定めるところにより実施する。

4 相互応援協力体制の整備

町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定（昭和62年10月1日締結）」により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

5 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4項 水防計画

1 目的

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

町、水防管理団体、消防機関等、水防協力団体、県、広島地方气象台、中国地方整備局は水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

3 実施方法

応急対策の実施は、北広島町水防計画の定めるところによる。

4 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属するところとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、町は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和25年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2 実施方法

（1）危険物災害応急対策

当該事業所及び関係機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

（イ）山県警察署、消防本部及び町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（ウ）自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

（エ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 町

（ア）町又は消防本部は、県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

（イ）町又は消防本部は、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

- c 危険物施設の応急点検
- d 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防機関を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

(ア) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(イ) 消防本部又は町長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 町

(ア) 町又は消防本部は、県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 町又は消防本部は、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

(ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(イ) 山県警察署、消防本部及び町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 町

(ア) 町又は消防本部は、県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 町又は消防本部は、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。

(イ) 保健所、山県警察署又は消防本部及び町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 町

(ア) 町又は消防本部は、県、保健所、山県警察署へ災害発生について、直ちに報告する。

- (イ) 町又は消防本部は、県、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通、輸送応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通秩序応急対策

(1) 災害時における交通の規制

町は、県公安委員会と連携し、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の通行を抑制する。

(2) 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、町と連携し道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間及び回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害としない方法で駐車すること。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓は閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両は使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路の管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

ウ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命じることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者は、やむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することが

できる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4) 関係機関との連携

ア 町は、県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関及び関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力する。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長期間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

ウ 通行妨害車両等の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAFに対して協力を要請する。

(5) 緊急通行車両の確認に伴う標章及び証明書

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車の通行禁止又は制限を、区域又は区間を指定して行った場合、町は、県公安委員会に緊急通行車両の確認を申請し、別記1に掲げる緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

(6) 緊急通行車両等の事前届出・確認

ア 町は、庁用車両のうちから災害応急対策に従事する計画がある車両を事前に県公安委員会に届出しておくものとする。

イ 緊急通行車両の事前届出の対象車両は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に使用する計画がある車両とする。

(7) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

ア 前項の届出により、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証が交付される。災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署等に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章が交付される。

イ 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに、交付を受けた警察署へ返還する。

別記 1



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 交通施設災害応急対策

(1) 実施責任者

道路管理者(町、県)

(2) 実施基準

交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ア 孤立地域の解消。

イ 広域間の幹線交通の確保。

ウ その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

(3) 実施方法

道路管理者は、管理する道路の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

4 交通マネジメント

町は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を県へ要請す

ることができる。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

5 応急輸送対策

- (1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は災害応急対策責任者で確保する。
- (2) 災害応急対策責任者で必要とする輸送力を確保できない場合は、町長は関係者の協力を得て斡旋する。
- (3) 町長は輸送力を確保できない場合は、知事に協力斡旋の要請をする。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1 趣 旨

災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 避難所等の開設等

(1) 指定避難所設置義務

町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、町長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所の開設等

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、町は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊

施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治振興区や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、町は県と、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

- (3) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡

回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

(5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(6) 県及び町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(7) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(8) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

(9) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(10) やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

(11) 町は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとと

もに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 町は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、県の応援職員を派遣するなどの支援受け入れを行う。

(13) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援の係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(14) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

5 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

また、大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続きを行うものとする。

町及び県は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び町は、町民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

(1) 広報活動

ア 広報責任者

町は、本章第3節第1項「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、あらかじめ定めた広報手続きにより、広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、県を通じて各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

イ 広報の目的

町は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報を中心に広報活動を実施する。

ウ 広報機関による広報の内容

町及び消防本部は、山県警察署、その他の関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(ア) 広報の内容

<災害発生直後の広報>

- a 気象等に関する予警報及び情報
- b 避難に関する情報（避難場所、指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g その他必要な事項

<応急復旧時の広報>

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、上下水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報

- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 住民の安否に関する情報
- i 被災宅地危険度判定に関する情報
- j その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a ケーブルテレビ音声告知端末、一斉情報配信システム、オフトーク等による広報
- b 窓口による広報
- c 広報車、ハンドマイク等による広報
- d 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e ビラ配布等による広報
- f 自主防災組織・自治会組織等を通じての連絡
- g 県に対する広報の要請
- h 報道機関への情報提供、放送要請
- i 文字、手話、外国語等を用いた広報
- j インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- k 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- l C A T Vの活用
- m 登録制メール、エリアメールの活用

エ 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別な必要があるときは、知事を通じて、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

オ 災害に係る記録写真

災害が発生した場合、災害応急対策責任者はできるだけ災害記録写真等の取材に務め、取材条件を添え整理保存し、災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談機関

災害が発生したときには、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望や苦情等に対処する。

イ 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二

輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

（３）安否情報の提供等

県又は町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 趣 旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を収容するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 市営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定により、前各項の救助について知事が町長に実施を指示した時は、町長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住宅が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が町長に実施を指示し、町長が実施する。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、知事が実施する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により町長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 町営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災対法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、町内公営住宅の一時的目的外使用許可による収容施設の提供も考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

（1）事前対策

ア 町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）

の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 町は、県と連携して、建築に関する講習会を開催し、建築判定士等の養成を行う。

(2) 建築判定実施の事前準備

ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 町は、地震被害に備え、建築判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 県及び町は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(4) 県と町間の連絡調整等

ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

ア 町は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

- (エ) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (カ) 判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 町長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 町長は、宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 町長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、町長からの支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講ずる。

ウ 被災の規模等により町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなった時は、知事が宅地判定の実施に関し必要な措置を講ずる。

エ 県及び町は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、町に代わってこれを調達する。

(4) 県と町の連絡調整

ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 趣 旨

町は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

(1) 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調製粉乳等）供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

(2) 町長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

(3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

(4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者

(5) 被災地内に停車したバス等の旅客等で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者。

- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1 趣 旨

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、町、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

2 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法 令 名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を指示したときは町長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町 長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは、その水道事業者が供給の責務を有する。

3 給水の基準

（1）災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

（2）感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

（3）水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者等に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

4 飲料水等供給方法

（1）水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市町と連携し、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。

ウ 給水用資機材の調達を行う。

- エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- オ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。
- カ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

（２）町

- 給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、水道事業者等と連携し、次の措置を講ずる。
- ア 給水車等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
 - イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
 - ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
 - エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
 - オ 給水用資機材の調達を行う。
 - カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
 - キ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
 - ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

第3項 生活必需品等供給計画

1 趣 旨

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者

町長（知事の補助執行者として）

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

（1）適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

（2）適用期間

災害発生の日から110日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

（1）寝具（毛布等）

（2）外衣（ジャージ等）

（3）肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

（4）身の回り品（タオル、サンダル等）

（5）炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

（6）食器（コップ、皿、箸等）

（7）日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

（8）光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

（1）調達方法

被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し、応援を要請する。

（2）配分

町長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努めるものとする。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

町内で大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

2 物資の調達及び受入体制

- (1) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

- (2) 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
- (3) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者と救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

3 物資の輸送

- (1) 県は、広島県トラック協会へ物資輸送の要請を行う。
- (2) 県は、広島県トラック協会に対して、県や町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。
- (3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、町への報告に努めるものとする。
- (4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。

第 10 節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

第 1 項 防疫計画

1 目 的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理に必要な事項について定めることを目的とする。

2 防 疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

町は、感染症の発生予防及びまん延防止のため知事から措置を実施するよう指示があったときは、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等について措置を実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 27 条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第 29 条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第 31 条	
ねずみ族・昆虫等の駆除	法第 28 条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第 32 条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第 33 条	

(2) 防疫活動

災害時には、（１）による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 検病検査

災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な

予防措置を講ずるため、県は検病調査を行う。

イ 町の防疫活動

(ア) 防疫活動

町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

(イ) 被害の状況報告

町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節災害情報計画」により県に報告する。

(ウ) 防疫計画の作成及び報告

町長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

第2項 保健活動計画

1 方針

災害発生時において、被災地及び避難所においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、健康状態の悪化や災害関連死を防ぐため、被災者の健康管理について必要事項を定め、担当部署の保健師等による保健活動を実施する。

2 保健活動

(1) 情報収集

災害対策本部から避難所の開設状況、避難者の状況等町内の被災状況を情報収集し、保健活動の活動体制を構築する。

(2) 避難所における保健活動

ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 避難者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。

ウ エコノミークラス症候群、生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等疾病予防のための健康教育・健康相談及び栄養相談を行う。

エ 避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。

オ 上記の活動において、職員の活動体制の整備を行うと共に、県及び保健所等応援機関との連絡調整を行う。

(3) 避難所外における保健活動

ア 被災地域において、被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 被災者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。

- ウ 感染症、ストレス等災害による健康障害の予防のため、巡回健康相談を行う。
- エ 被災者のストレスに対する心のケアを行うと共に、必要時県及び保健所を通じて、専門機関へ連絡調整を行う。
- オ 活動において、必要に応じて町内の自治会、民生委員児童委員等の地域の関係機関と連絡調整を行う。

第3項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、町、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

災害救助法を適用した場合、町長は知事の補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、次の措置を行う。

- (1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。
- (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体を埋葬もしくは仮想に付し、または棺、骨壺等を遺族に支給するなど現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能

になった場合、「広島県広域火葬計画（平成 25 年 10 月 1 日施行）」に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24 時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第 11 節 応急復旧、二次災害防止活動

第 1 項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各 1 車線の確保に向けて最大限の努力をする。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

県及び町は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

県、町及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

2 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、町内の電気工作物を災害から防護し需用電力を確保する責任を有する。

(2) 実施方法

ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画に定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力株式会社は、発電用ダムから放流する場合には、河川管理者の承認を受けた「ダム操作規程」に基づいて行う。

(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について危機管理監に伝達する。

(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(オ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(カ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

(キ) 「災害時における連絡・協力体制に関する協定（平成23年11月1日締結）」に基づき、町は、中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンターと電

力の復旧等に向けての連携を図るものとする。

イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

3 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

(2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急対策計画

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧計画

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、必要に応じ、関連事業者及び他自治体への支援要請を行う。応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行う。

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

当該市町での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 町災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、町災害廃棄物処理計画において、具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市町及び県の役割

町	県
・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整、支援要請	・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援、人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において町が

必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

（3）仮置場での保管・分別・処理

町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区 分	機 能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

（4）処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

（5）し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。町はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

（6）連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災後、国が作成するマスタープランや町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目 的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防災装置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

(1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握

(2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進

(3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第 12 節 ボランティアの受入等に関する計画

1 方 針

県・町及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、町は、災害対策本部を設置した際には、北広島町社会福祉協議会が設置する北広島町被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 町災害対策本部の役割

町災害対策本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、北広島町被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアなどの受け入れ窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

(3) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

北広島町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア 北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(4) 北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや町災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

町災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあつ旋要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあつ旋・活動支援

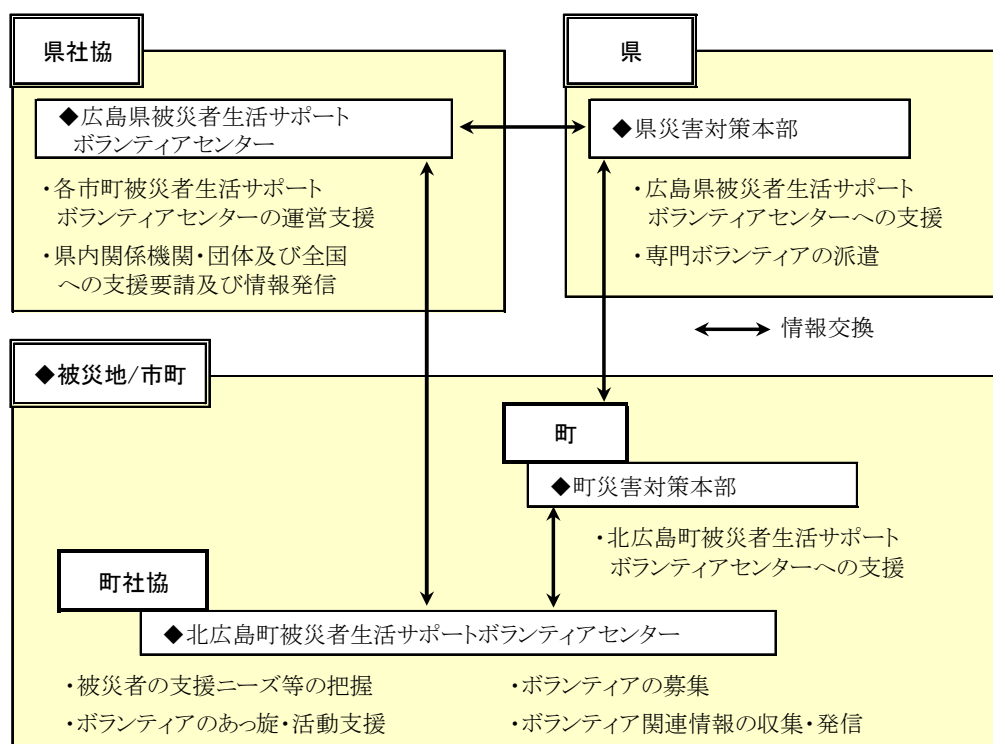
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

町から北広島町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあつ旋要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあつ旋要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあつ旋を行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(5) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンタ

一) に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

町は、専門ボランティアの受入れ及びあつ旋の調整等を行う。専門ボランティアのあつ旋要請が出された場合、平常時から社会福祉協議会が登録している専門ボランティアや、町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあつ旋する。

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあつ旋要請があった場合、県に登録されている専門ボランティアや町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあつ旋する。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎等の一部を活動拠点として積極的に提供する。

また、町は、活動に必要な事務用品や各種機材を可能な限り貸出すなど、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

5 災害情報等の提供

町は、町被災者生活サポートボランティアセンター等へ、県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

6 ボランティアとの連携・協働

県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

町は、ボランティア活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう

努める。

第13節 文教計画

1 目的

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施、その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、町は災害発生時において学校（私立幼稚園を含む。以下同じ。）や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

（1）学校管理者

ア 町立学校、幼稚園

町教育委員会

イ 県立学校

県立学校長

ウ 私立学校

私立学校長

エ 私立幼稚園

私立幼稚園理事長

（2）休業等の実施

学校管理者は、町長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分注意する。

（3）避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は町長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

（4）在校生徒等の安全確保

災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で、速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡がとれない等の理由で生徒等の引渡しができない場合は、学校等において保護するものとする。

3 生徒等への相談活動

学校等の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的に不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

(ア) 町立学校（幼稚園を除く。）

町教育委員会

(イ) 県立学校

県立学校長

(ウ) 私立小・中・高等学校

私立学校長

イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立小・中・高等学校にあっては知事）がその確保のためあつせんに当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を学校に一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う時は、県立学校にあっては県教育委員会に、町立学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により町教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

また、特別支援学校にあってはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

(オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会、県立学校並びに私立小・中・高等学校の長は、災害により教科書及

び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合には、教科書等学用品を災害救助法施行細則により、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を町長に委任した場合は、町長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに中等教育学校の生徒、高等部生徒、高等専門学校、専修学校の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

- a 教科書及び教材 1 か月以内
- b 文房具及び通学用品 15 日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立小・中・高等学校にあつては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

(4) 給 食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあつては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（町教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資料を把握し、関係機関と連

携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、町長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

ア 通学バス等により通学を行っている地区においてこれらが通行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

イ 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため町長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

エ 道路等の交通確保については第3章第7節において記述する。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全に期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難場所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速

やかに町教育委員会に被災状況を報告する。

- (2) 町教育委員会は、町指定の文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被害状況を報告する。

第14節 保育に関する計画

1 目的

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、迅速、的確な措置を講じ、児童の生命を守り安全を確保することを目的とする。

2 避難対策

- (1) 所長（不在の場合は、それに準ずる者。以下「所長等」という。）は、別に定める避難計画に基づき、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- (2) 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、子ども家庭課及び各支所住民係に報告する。
- (3) 児童は、保育所の管理下において、安全確保を第一とする。
- (4) 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、児童を保育所内に保護する。

3 応急保育対策

(1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、町内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

(2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状態、職員、児童及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

ア 保育時間

所長は、開所（園）、閉所（園）時間を状況に応じて子ども家庭課と協議し、児童の安全を図る。

イ 保護者との連絡

児童の登所（園）、降所（園）については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

(3) その他の措置

ア 職員の被災などにより人員が不足する場合は、関係部局と調整し必要な措置を行うとともに、児童等及び保護者に周知する。

イ 勤務時間外に災害が発生した場合において、職員は、災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、施設の管理及び応急的な保育の実施のための体制を確立する。

ウ その他、応急対策については文教計画に準ずるものとする。

第 15 節 災害救助法適用計画

1 目 的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は町長が、住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 趣 旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

（同法第 2 条第 1 項に定める適用）

（ア）当該市町区域内の住家滅失世帯数が表 1 の市町災害救助法適用基準の「1 号基準世帯数」（広島県地域防災計画附属資料に掲載）以上であること。

（イ）県区域内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、当該市町の住家の滅失世帯数が表 1 の市町災害救助法適用基準の「2 号基準世帯数」（広島県地域防災計画附属資料に掲載）以上であること。

（ウ）県区域内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。

- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 住家滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

表1 市町災害救助法適用基準（北広島町）

令和2年国勢調査人口

区 分 町 名	人 口	1号基準世帯数	2号基準世帯数
北広島町	17,763人	50世帯	25世帯

資料：広島県地域防災計画附属資料（広島県防災会議・令和3年5月）

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

町における災害が前記のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活	災害発生の日から10日以内

の給与又は貸与	を営むことが困難な者	
医 療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 災害発生の日から3か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水等により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1か月以内。（文房具及び通学用品）15日以内
埋 葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整理配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

(5) 町長への委任

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

県から、町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から町に通知することにより行うとともに、町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第 16 節主な災害の特質及び対策の計画

1 長雨対策

(1) 災害の特質

- ア 被害は長期間にわたり徐々に発生する。
- イ 日雨量、連続雨量が大きくない限り、施設被害は比較的少ない。
- ウ 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

(2) 応急対策

ア 体制

被害発生状況によって体制を決める。

イ 対策事項

- (ア) 病虫害防除及び指導
- (イ) 再生産のための手段の確保及び指導
- (ウ) 天災融資法の適用等被害農家に対する資金対策
- (エ) 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
- (オ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

2 豪雨、台風による洪水の対策

(1) 災害の特質

台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。

また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制
- (イ) 警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により、災害対策本部を設置する。）

イ 対策事項

- (ア) 護岸の補強及び応急復旧
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 障害物の除去
- (オ) 救難、救助
- (カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (キ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生活動
- (ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

- (コ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策
- (サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (シ) 治山・治水対策
- (ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

3 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

(1) 災害の特質

土砂災害は、局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報（大雨、洪水）の発表等により注意体制に入る。
- (イ) 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 救難、救助
- (エ) 障害物の除去及び施設の応急復旧
- (オ) 食糧、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (カ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (キ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ク) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (ケ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策
- (コ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ) 治山・治水対策
- (シ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

4 風害対策

(1) 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹き上げられ、農作物等の被害や停電が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制に入る。

(イ) 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

イ 対策事項

(ア) 避難の指示

(イ) 護岸の補強及び応急復旧

(ウ) 交通、通信手段の確保

(エ) 災害広報

(オ) 障害物の除去

(カ) 救難、救助

(キ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

(ク) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

(ケ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

(コ) 農林産物被害に対する対策

(サ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

5 地震対策

第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）において定める。

6 林野火災対策

(1) 災害の特質

一度発生した林野火災は、防御活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

(2) 応急対策

ア 体制

災害発生状況によって広島市消防局と連携し、順次必要な体制をとる。

イ 対策事項

(ア) 火災の予防

a 巡視、監視等の強化

b 広報宣伝の充実

c 発生原因別対策

(イ) 火災の警戒及び防御

a 火災の警戒

b 情報伝達の徹底

c 森林防火管理

d 消防活動の促進

(a) 林野火災用消防資機材の整備

(b) 消防団員の教育訓練の充実

7 突発的災害対策

(1) 災害の特質

大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

(2) 応急対策

ア 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

イ 対策事項

- (ア) 救助活動の促進
- (イ) 情報の収集及び災害状況の把握
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 国、県への報告
- (オ) 防災関係機関への応急措置の要請
- (カ) 二次災害の防止措置の実施

第 17 節 航空機事故による災害応急対策計画

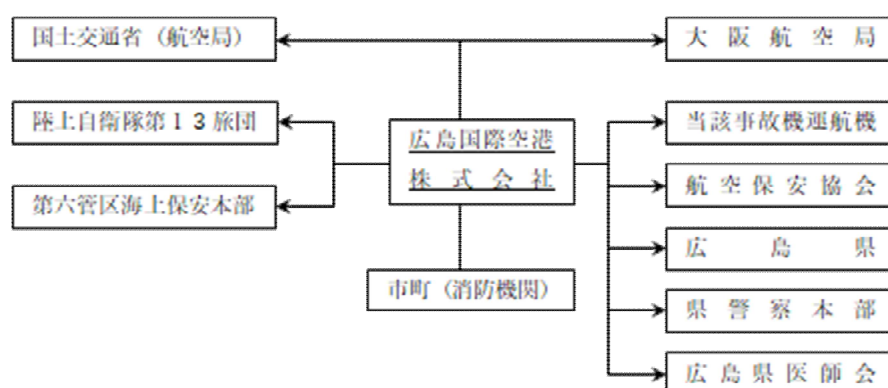
1 目 的

航空機事故（墜落炎上等）による災害から、地域住民等を守るため、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため必要な事項について定めることを目的とする。

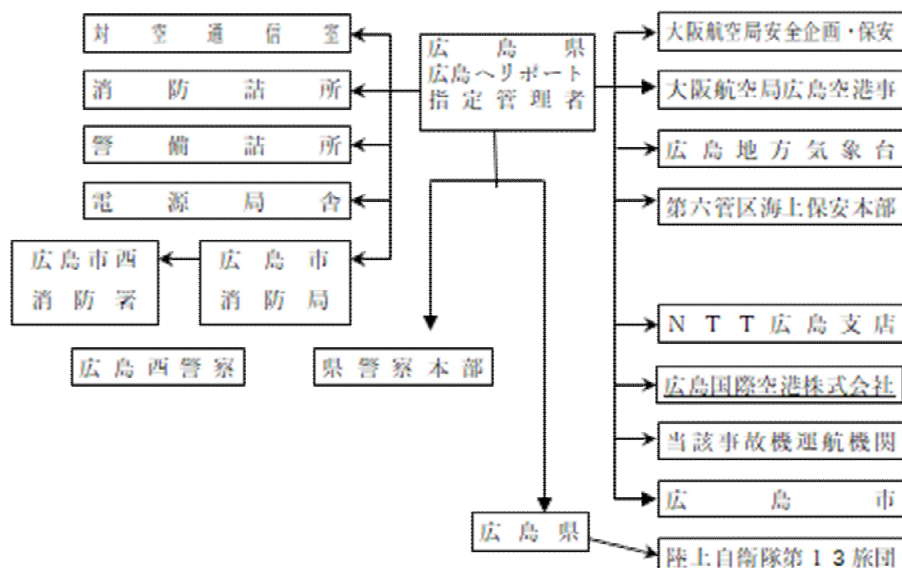
2 情報の伝達

航空機事故により災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

（１）町又はその周辺で災害が発生した場合



（２）広島ヘリポート又はその周辺で災害が発生した場合



3 実施責任者及び実施内容

（１）町の措置

ア 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を

実施する。

イ 災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。

ウ 被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

4 応援協力

その他防災関係機関は、町、県、空港事務所長等から応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

第 3 章の 2 災害応急対策計画（震災対策編）

第1節 基本方針

この計画は、地震が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難収容及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 配備動員計画

1 方針

この計画は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すため、町職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 配備動員体制

(1) 配備体制

ア 体制の概要

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、町内に地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

ただし、勤務時間外に町内で震度5強以上の地震が発生したとき、発生の当初は「緊急非常体制」により対処する。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	a 町内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動（本庁、各支所災害関係課職員による。班編成等は、各課長、各支所長の指示による。）
警戒体制	a 町内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 町内で震度4を観測し、かつ災害が発生したとき c 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策（災害警戒本部分掌事務に従い活動する。）
非常体制	a 町内で震度6弱以上を観測したとき b 町内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 町内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施（災害対策本部分掌事務に従い活動する。）
緊急非常体制	a 勤務時間外に、町内で震度5強以上を観測したとき b 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	災害対策本部の設置及び本部の通信連絡等の初期活動の準備をする体制（全職員参集）

※注：震度は原則として、気象庁が発表した値とする。

(2) 緊急非常体制（震度5強以上の地震発生時）

ア この体制は、勤務時間外に町内で震度5強以上の地震が発生した場合に、警戒体制又は非常体制を確保するまでの初期活動を円滑に行うための体制とする。

イ 全職員は、安全を確認したうえで速やかに参集し、配備につくものとする。

なお、参集する場所及び業務は、原則として次のとおりである。

(ア) 参集場所：町庁舎（本庁及び各支所）

(イ) 業務：本部及び支部の設置、本部及び支部の通信連絡等初期活動体制の確立
また、参集場所の町庁舎が被災し、参集した職員が担当業務につくことができない場合は、本庁又は支所の職員駐車場に集合する。

ウ 交通機関等の途絶、火災等により参集場所に参集できない場合

(ア) 居住地に近接した参集可能な町の機関（本庁又は各支所）に参集し、災害対策本部と連絡をとるよう努める。

(イ) 町の機関に参集できない職員の場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲内で災害対策本部に連絡するものとする。

エ 緊急非常体制に基づく措置

(ア) 町長が事故や不在時等の非常時には、副町長又は教育長、危機管理監、総務課長、若しくは在庁職員の中で最上級者が代行して指揮をとるものとする。

(イ) 緊急非常体制については、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替えるものとする。

オ 災害対策本部設置前の措置

各課において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、人員の配備及び災害状況を危機管理課に連絡し応急対策の連携を確保する。

(3) 非常体制

ア 災害対策本部の設置

(ア) 災害対策本部及び支部の設置、組織、運営、分掌事務については、この計画に定めるもののほか、「北広島町災害対策本部条例」及び「北広島町災害対策運営要領」に定めるところによる。

なお、災害対策本部及び支部の組織は、災害対策本部組織図のとおりである。

(イ) 災害対策本部の本部長（町長）に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副町長又は教育長、危機管理監、総務課長、若しくは在庁職員の中で最上級者が代行して指揮をとるものとする。

(ウ) 災害対策本部の設置場所は役場本庁とし、代替施設は、北広島町まちづくりセンター、若しくは役場大朝支所の順とし、被災の状況により定めるものとする。

災害対策本部の設置場所の玄関付近には「北広島町災害対策本部」を掲示する。

イ 動員体制

(ア) 地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次の体制によって地震災害に対処する。動員にあたっては、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、本部員及び支部員の班長となる課長等は、当該班が実施すべき業務に関する要領、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定め、所属職員に対し周知徹底させておく。また、人事

異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。

また、定めた要領は、事前に危機管理課に提出しておくものとする。

(イ) 大規模災害が発生し、要因が不足する場合は、総務課（災害対策本部を設置した場合は総務部）が要員の動員及び調整を行う。

ウ 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

エ 職員全員の参集

(ア) 参集基準

勤務時間外に、町内で震度 6 弱以上を観測したとき、全職員は、安全を確認したうえで速やかに参集し、配備につくものとする。

(イ) 参集場所及び担当業務

a 原則、参集する場所は、町庁舎（本庁及び各支所）とし、業務は、災害対策本部及び支部の組織、運営及び分掌事務等のおりとし、この計画に定めるもののほかは、北広島町災害対策本部条例に定めるところによる。

b 参集場所の町庁舎が被災し、参集した職員が担当業務につくことができない場合は、本庁又は支所の職員駐車場に集合する。

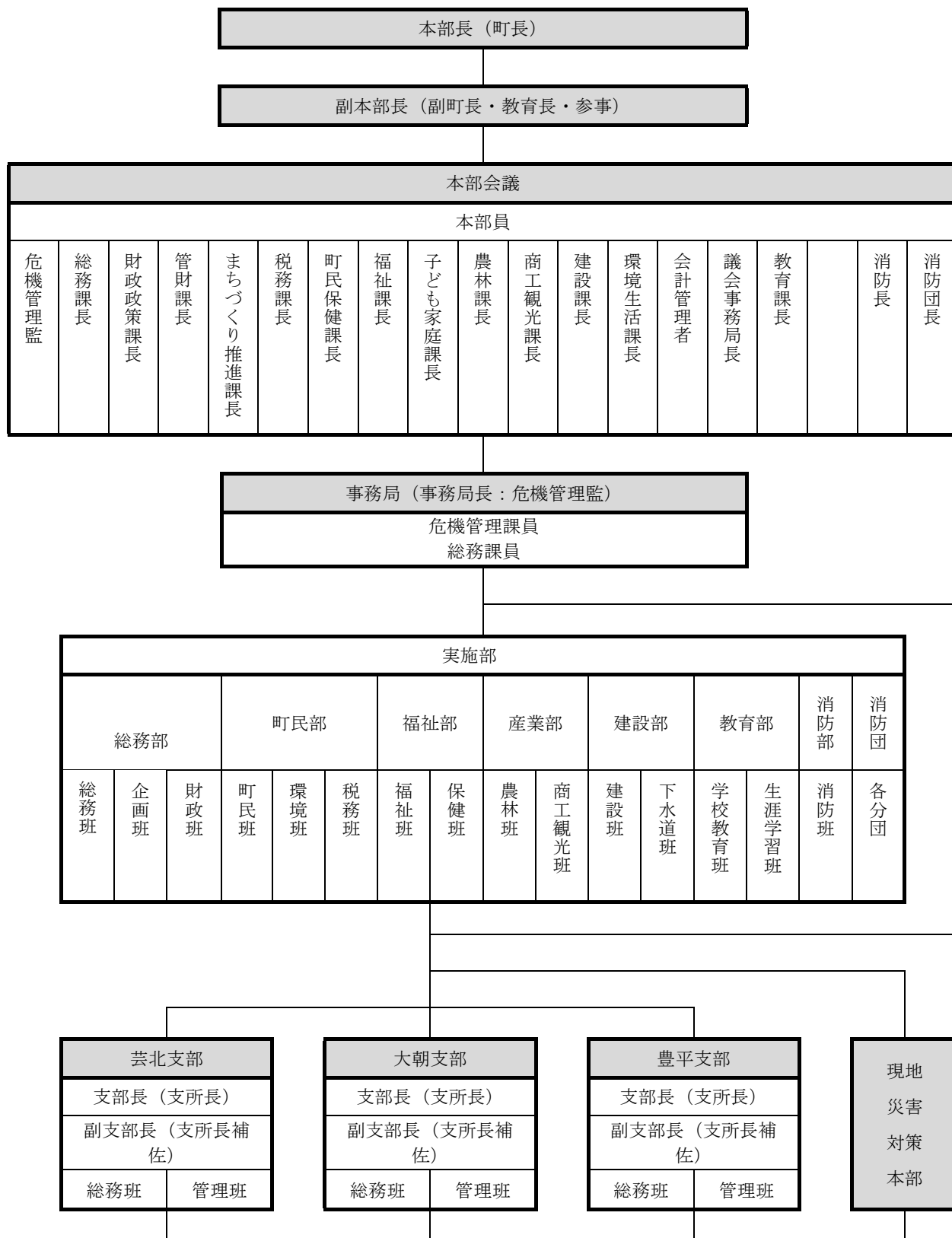
c 職員の到着の報告を受けた町の機関の長は、参集状況を把握して速やかに災害対策本部（総務部総務班）に報告する。

(ウ) 参集場所に参集困難な場合

交通機関等の途絶、火災等により参集場所に参集できない場合は、居住地に近接した参集可能な町の機関（本庁又は各支所）に参集し、災害対策本部と連絡をとるよう努める。

また、町の機関に参集できない職員の場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲内で災害対策本部に連絡するものとする。

■ 北広島町災害対策本部組織図



第2項 地震に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、県内に地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震の情報収集・伝達

(1) 町内の地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動の観測施設

町内には、地震観測装置が北広島町都志見に設置されて震度の観測を行っている。
このほか計測震度計が北広島町有田に整備され震度の観測を行っている。

イ 県が行う地震動の観測

町内には、県が計測震度計を北広島町大朝に設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

ウ 防災独立行政法人防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っており、町内には、北広島町豊平郵便局及び北広島町川小田で観測を行っている。

(2) 地震に関する情報の種類と内容

ア 伝達基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

(イ) その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 種類及び内容

地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」
		（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	震源・震度情報	震度1以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以

			上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。
		津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時	震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
		緊急地震速報（警報）発表時	
	長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
	遠地地震に関する情報	マグニチュード 7.0 以上	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
		都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

（３）緊急地震速報が発表された場合の措置

町は、受信した緊急地震速報を音声告知放送等で伝達可能な場合には、町民へ伝達する。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には町長又はその他関係法令に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

町長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難の指示等、避難誘導について定める。

2 避難の指示等

(1) 指示する者

ア 町長の措置

(ア) 町長は、火災、がけ崩れ等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

(イ) 町長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合は、速やかに避難指示等を発令する

(ウ) 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

なお、町長不在時は、副町長、危機管理監の順に避難のための指示を代執行するものとする。

イ 警察官の措置

警察官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置を行ういとまがないとき又は町長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

(ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

エ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりの危険が著しく切迫している
と

認めるときは、危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。

(イ) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

(2) 避難指示等の内容

町長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難指示等の発令理由
- ウ 避難先及び避難経路
- エ 避難の方法及び携行品
- オ その他必要な事項

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施した者は、速やかにその内容をきたひろ情報アプリ、きたひろネット、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATVを含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメール等を含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分配慮するものとする。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、劇場、百貨店、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全確保に努める。

保育所、認定こども園、小・中学校等保護を必要とする園児、児童、生徒等がいる学校(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア 学校等においては、園児、児童、生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

- ア 町職員、警察官、消防署員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

- ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、または、あらかじめ避難場所・避難路沿い等に、町長は案内標識を設置するなどして、住民が速やかに避難できるようにしておくものとする。
- イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要援護者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- エ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- オ 避難場所又は避難経路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じて実施するものとする。

(3) 再避難の措置

避難誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

この計画は、町内に地震が発生し、又は地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、地震に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

町における情報の収集及び伝達手段は、次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 有線電話による収集
- エ 地元消防機関、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用
- サ SNSの活用
- シ Web会議システムの活用
- ス 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、メール、口頭による報告
- イ 音声告知放送の活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ CATVの活用
- オ 登録制メール、エリアメールの活用
- カ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- キ SNSの活用
- ク Web会議システムの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 情報の収集伝達経路

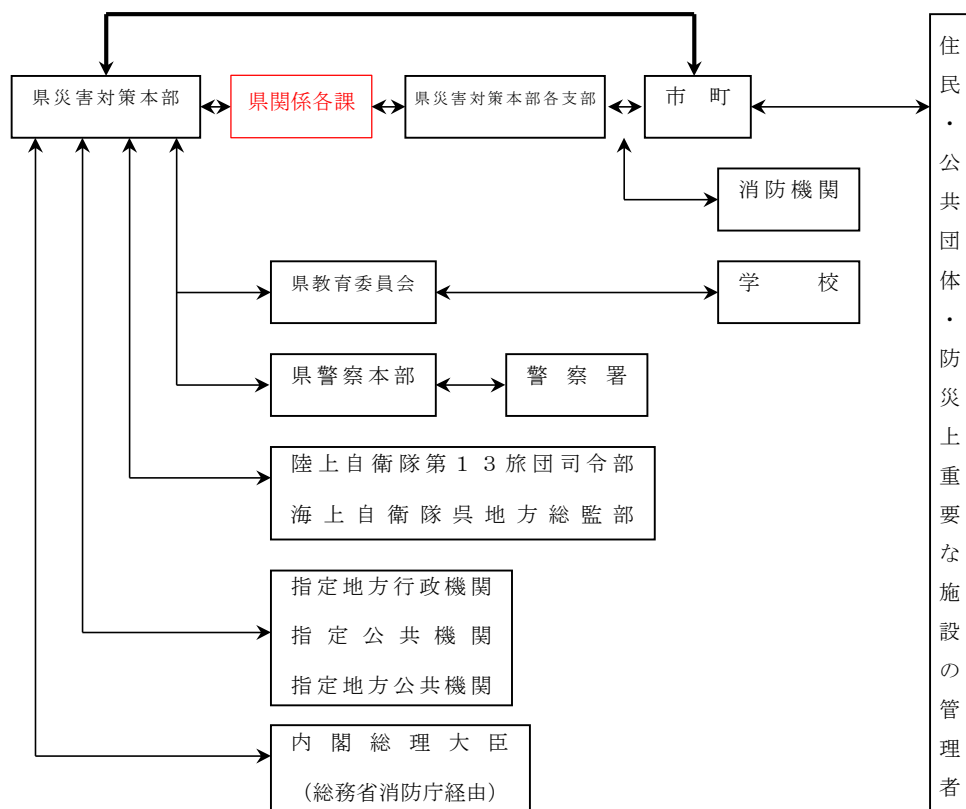
(1) 通常の場合（県が災害対策本部を設置していない場合）の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

町長は、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けたときは、災害対策基本法第54条第4項の規定により速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(2) 県が災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



4 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。

また、町は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行くことを原則とするが、当該町の区域内で震度5強以上を記録したものについては、直接、総務省消防庁へも報告するものとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努める。

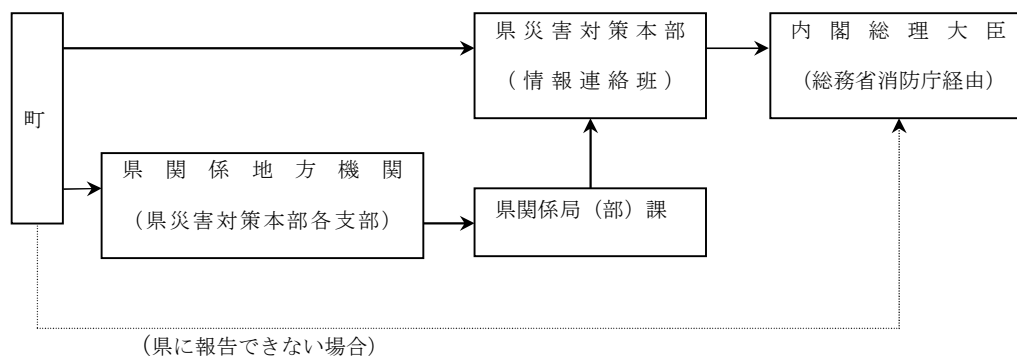
県及び町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



※内閣総理大臣へ連絡する場合の連絡先（以下、この節において同じ）

（総務省消防庁）

区分		平日（9:30～18:30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を町は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町から直接、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

町が県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

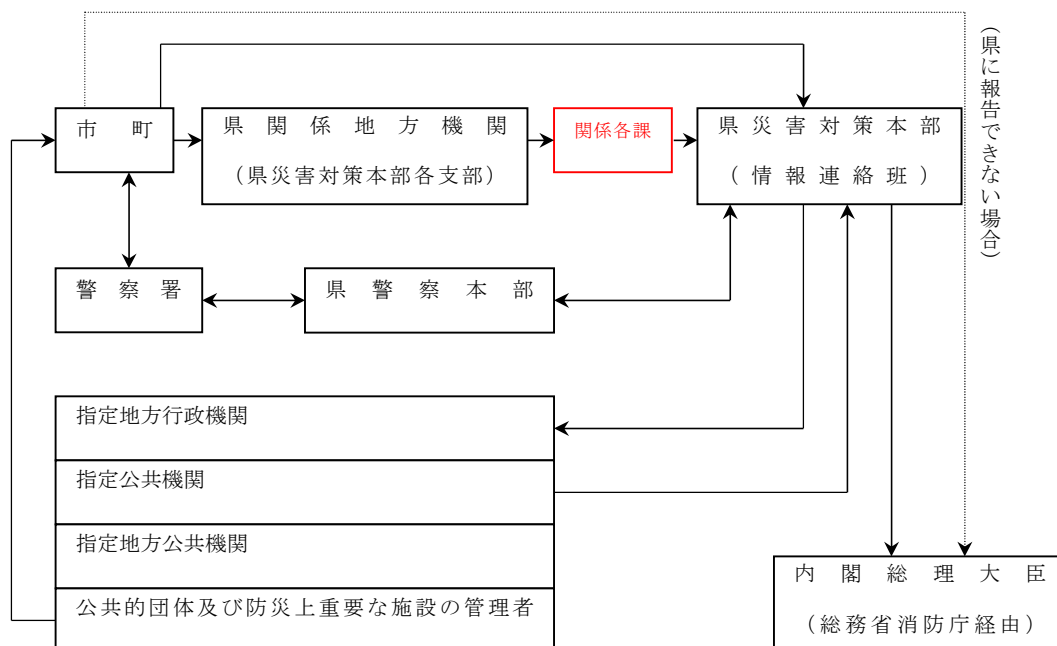
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるために必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 被害状況の報告等

(ア) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、山県警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 町長は、人、家屋等に重大な被害をもたらしかつ緊急を要する場合には、災害発生の直後及びその後の被害状況の変化に応じて知事にその都度報告する。

(ウ) 町長は、報告責任者を定め、電話等の手段で報告する。

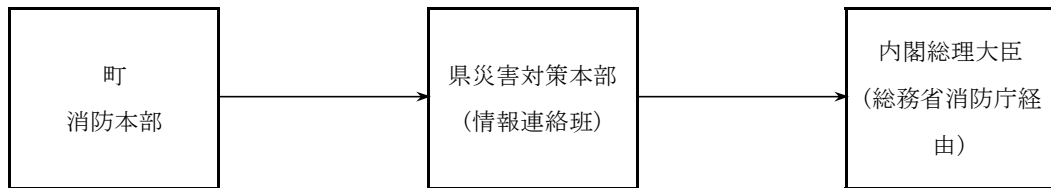
ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

エ 人の被害についての即報

町及び消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがある。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■ 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■ 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

■ 用 語 の 定 義

人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 （ 全 焼 ・ 流 失 ）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
	半 壊 （ 半 焼 ）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、住損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公 共 土 木 施 設	公 共 土 木 施 設	原則として公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道 路 被 害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋 梁 被 害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河 川 被 害	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂 防 設 備 被 害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地 す べ り 防 止 施 設 被 害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 被 害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治 山 施 設 被 害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 水 産 業 施 設	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田 畑 の 流 失 埋 没	田畑の耕土流出、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
	田 畑 の 冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜 池 ・ 水 路 被 害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、苗木等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。

その の 他	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	船 舶 被 害	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清 掃 施 設 被 害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都 市 施 設 被 害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自 然 公 園 等 施 設 被 害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水 道 （ 断 水 ）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話 （ 不 通 ）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電 気 （ 停 電 ）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス （ 停 止 ）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	そ の 他	各項に該当しない被害とする。
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
被 害 総 額		物的被害の概算額とする。（千円単位）
火 災 発 生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。
安 否 不 明 者		当人と連絡が取れず安否がわからない者

第2項 通信運用計画

1 方針

町、県及びその他防災関係機関は、震災時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

町及び県は、広島県総合行政通信網の活用により、震災時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎等とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の非常申込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込み先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

(2) 非常・緊急電報の申込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から非常・緊急電報の申込みを行う。

優先扱い申込先	電話番号
電報センター	「115」

(3) 特設公衆電話(無償)の要請

災害救助法(昭和22年法律第118号)等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話(無償)を要請する。

要請先	電話番号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申し込む。

ア 固定電話

申 込 先	申込先ダイヤル番号
116センター	「116」

イ 携帯電話

申 込 先	電 話 番 号
ドコモ・ビジネスネット株式会社 モバイルレンタルセンター	0120-680-100

4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じ、非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常通信を発信する。

なお、町は、町内における防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように共通の周波数を持った防災相互通信無線局を活用する。

ア 設置状況

中国地方における防災相互通信無線局の設置は、中国管区警察局、中国地方整備局、第六管区海上保安本部の各地方機関及び中国地方各県の自治体の一部である。

イ 通信方法

各無線局を防災相互通信用のチャンネルに切り替える。ただし、この使用は通信相手も同様のチャンネルにしておく必要がある。

(3) 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、知事を通じて依頼するものとする。

(4) アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時には禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には非常通信として、これを活用することを図るものとする。

ア 県

県は、広島県アマチュア無線赤十字奉仕団及び社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部に対して、災害時における非常通信の協力を依頼する。

イ 町

町は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、災害時における非常通信の協力を依頼する。

(5) 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

(6) 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

5 通信施設の応急対策

(1) 公衆通信

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

a 被災地域と被災模様

b 復旧のための措置と復旧見込時期

(イ) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(2) 専用通信

町、県、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(3) 放 送

地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

町及び通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

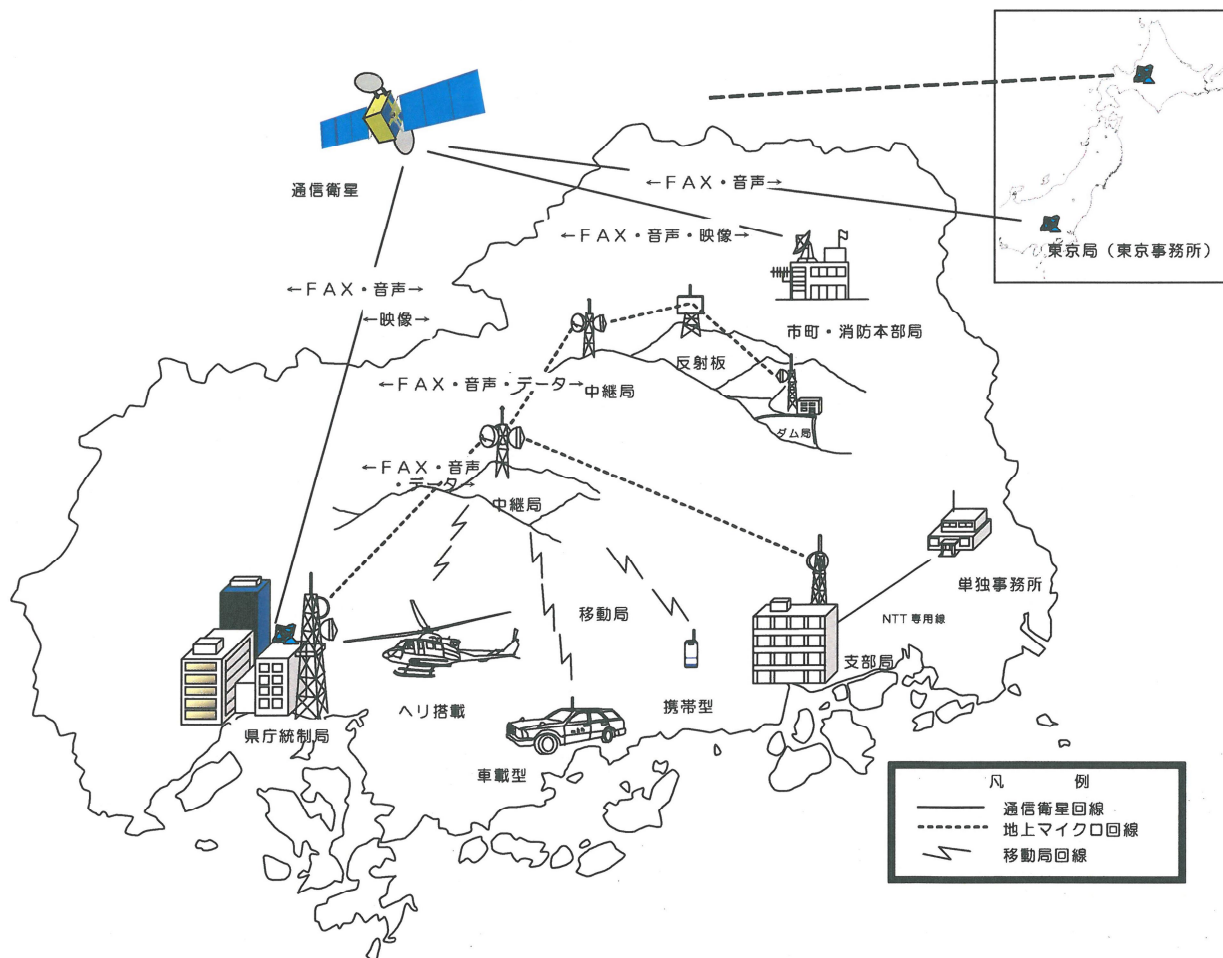
7 通信機器の供給の確保

町及び県は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて中国総合通信局に応急貸与を要請するとともに、貸与された通信機器は適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

町及び県は、災害時による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

広島県総合行政通信網イメージ図



【システムの概要】

- ◇県庁と市町及び消防本部の間は、通信衛星システムを導入、県庁と支部局等の間は現行の地上系無線を再編整備し、高品質のデジタル回線網を構築する。
- ◇災害時における優先通信回線を確保するため、統制機能を有するシステムとする。
- ◇衛星回線と地上マイクロ回線により、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保する。
- ◇通信機器は、二重化と無停電、無断方式を採用し、高信頼性を確保する。
- ◇電話、FAX、データ、画像などさまざまな情報を統合し、情報伝送の効率化、高度化を図る。
- ◇行政の各分野で多角的に活用できる総合的なネットワークとして構築する。
- ◇システム全体の運用状況の遠隔監視・制御・記録を行う集中管理システムを導入し、円滑な運用と省力化を図る。
- ◇県内の各局だけでなく地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と個別、相互に通信が可能となるシステムを構築する。

第4節 ヘリコプターによる災害応援体制

1 方針

地震災害が発生した場合においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動を行うよう県に要請する。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

町及び県は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急に離着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、町においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

5 町からの支援要請

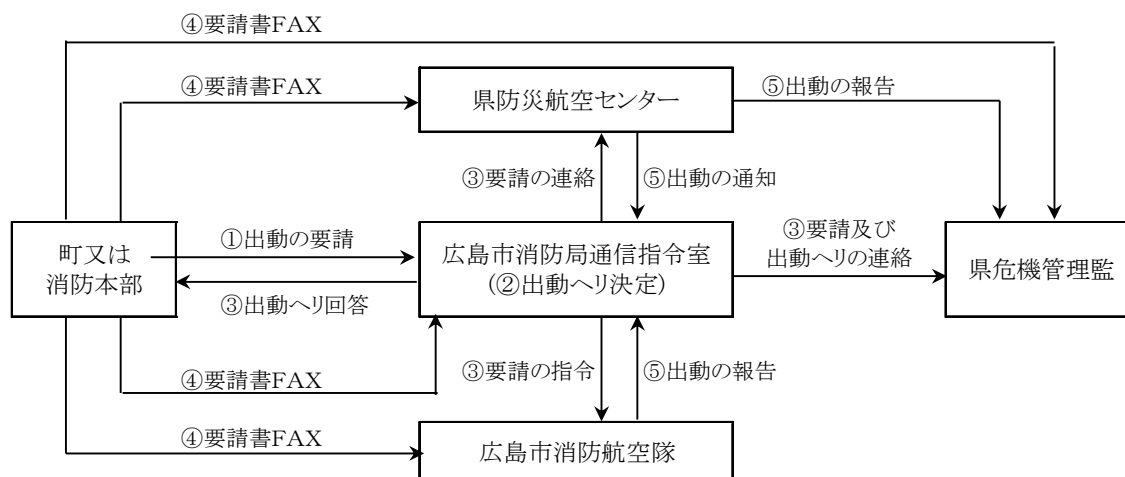
(1) 支援の原則

町長は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に、県及び広島市に対し、出動を要請する。

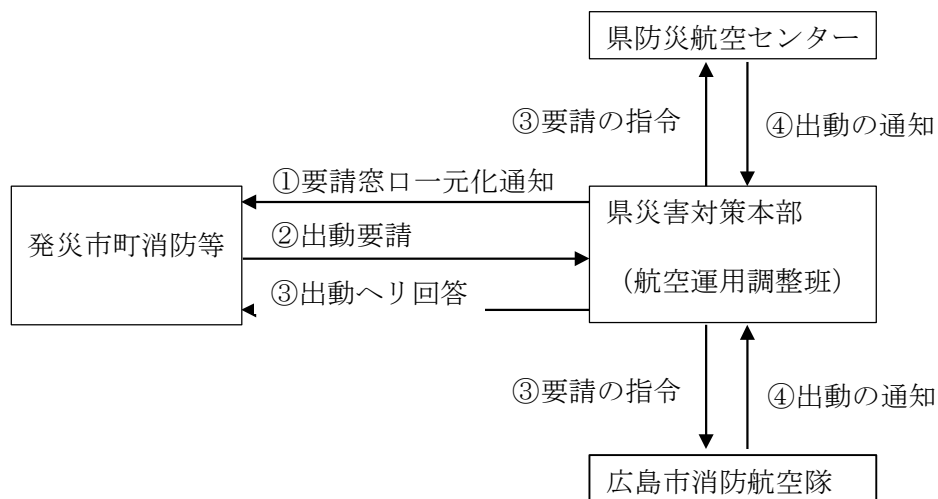
(2) 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。

ア 通常災害時



イ 大規模災害時



6 各機関への出動要請

(1) 自衛隊

自衛隊のヘリコプターの支援要請については、「自衛隊災害派遣計画」に定めるところによる。

(2) 他都道府県応援ヘリコプター

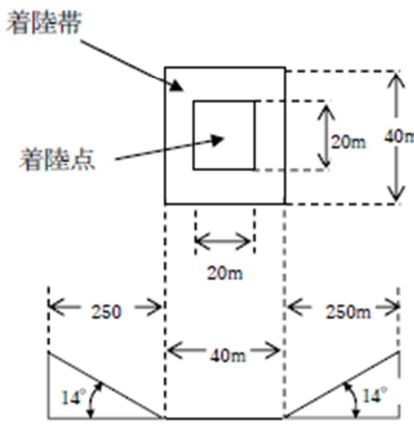
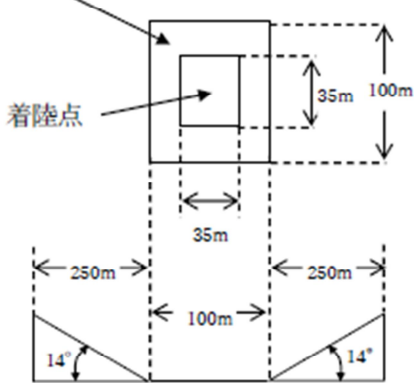
県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成23年3月1日締結）」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和2年9月11日締結）」

結)」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。「緊急消防援助隊運用要綱（総務省消防庁）」等に基づき、消防庁長官に対し応援要請する。

7 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、自衛隊、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 AW-139  広島市消防航空隊 AS365-N3  広島県警察航空隊 AS365-N2  海上保安庁広島航空基地 AW-139  中国地方整備局 AW-189  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがある時は、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

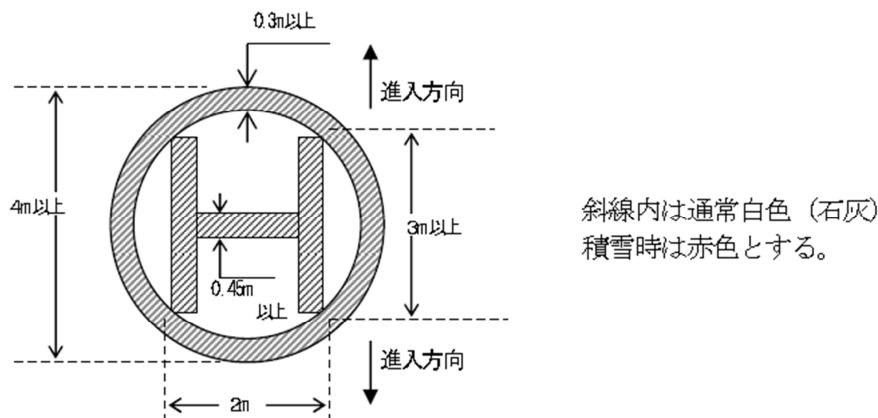
イ 離着陸時は、安全確保のため関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊と調整をすること。

エ 風向風速を上空から判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした⓪を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣計画

1 方針

この計画は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、町の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が特に必要と認める場合に実施する自衛隊の災害派遣要請の要求について必要事項を定める。

2 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救助活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

(4) 給食、給水及び入浴支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で、所要の活動を行う。

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

(2) 本町の区域内の他人の土地等の一時使用等

(3) 現場の被災工作物等の除去等

(4) 本町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

4 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

派遣要請は、要請者が旅団長に対し、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。要請文書には、次の事項を記載する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線2410

(夜間・土日・祝日等)内線2440(当直幕僚)

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町 8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2823、2222 (当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町 3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

(課業時間外) 内線 2203 (S O C 当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町 10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2786

082-228-2159・082-511-6720 (直通)

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目 10-17

電話 082-251-5111 内線 3271～3275

082-251-5115、5116 (直通) (当直)

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩 64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の請をするよう求めることができる。

イ 町長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 町長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、震災後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、町長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当る職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した町長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

(ア) 町及び関係機関における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時からの指定及び配置を含む。)

- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が町及び関係機関と密接な連絡をとるのに必要かつ適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救助活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

6 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

7 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 町は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事を通じて自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

地震が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や近隣市町、県の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

町は必要に応じて、県、防災機関関係等に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 町

ア 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

イ 他の市町に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、町内の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(2) 相互応援協定等の締結

町長は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定等を締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(3) 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が町外から必要な応援要員等を導入した場合、町長及び知事は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援 職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、地震発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送・集積及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 防災拠点施設の整備

(1) 防災拠点施設

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる本庁及び各支所を、町の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設するものとする。

(2) 耐震化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる町庁舎、避難施設となる学校その他の公共施設、また災害時に医療活動の拠点となる町立病院等においては、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事を行い、耐震化・不燃化を図るものとする。

3 防災拠点施設の機能

(1) 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点施設

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄するものとする。

(2) 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地に搬送するものとする。

(3) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休憩スペースを確保するものとする。

(4) 臨時ヘリポートの機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施するため臨時ヘリポートを整備するものとする。

4 救援拠点

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、町は、既存の公園・広場や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設するものとする。

(1) 救援物資輸送拠点

県内外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点とする。

施設名称	住所
千代田運動公園総合体育館	北広島町壬生10500番地

(2) 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

施設名称	住所
千代田運動公園	北広島町壬生10500番地

5 拠点施設の運営

(1) 救援物資輸送拠点

ボランティア、自主防災組織、自治振興会、広島県トラック協会等の協力を得て、町が運営するものとする。

(2) 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行うものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

地震による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び土石流等により多数の要救出者が発生した場合には、町、県、山県警察署及びその他の防災関係機関等は相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、町（消防機関を含む。）の長が救出活動の指揮をとるものとする。

2 救出

（1）町

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 町による救出が困難なときは、速やかに山県警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする期間

（ウ）応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数

（エ）応援を必要とする区域及び活動内容

（オ）その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

「自衛隊災害派遣計画」参照

エ 救護機関及び山県警察署と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

（2）県

知事は、町から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応

じて次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 他の市町に対する応援の指示

イ 自衛隊に対する派遣要請

ウ 救出活動の総合調整

（3）県警察

地震災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は町及び県から要請があった場

合には、町及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

- ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助
- イ 消防機関及び救護機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置
- ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動
- エ 救出・救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

(4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、町等は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

- ア 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。
- イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防本部及び山県警察署等に連絡し、早期救出に努める。
- ウ 可能な限り町、消防本部及び山県警察署と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は「自衛隊災害派遣計画による。

3 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の各部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療、救護計画

1 方針

地震が発生した場合は、町、県、国、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院・協力病院、山県郡医師会、山県郡歯科医師会等各医療機関は、相互に協力して迅速かつ的確に医療（助産を含む、以下同じ。）救護活動を実施する。

2 実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

（1）町

ア 町長は、地震災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、北広島町医師会、山県郡歯科医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令（昭和22年政令第225号）第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（2）県

ア 地震災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、町域内の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を図る。

エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

オ 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。

カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプター

との調整のもと出動する。

キ 災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島D P A T調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島D P A Tの指揮・調整、精神保健医療福祉に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

ク 県内D P A Tでの対応が困難な場合、広島D P A T統括者の判断を踏まえ、D P A T事務局へ他都道府県D P A Tの派遣を要請する。

ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。

コ 指定避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びD P A Tの派遣を行う。

サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、D A M T、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。

シ 県保健所は、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努めるものとする。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。

ス 避難所における保健所職員による状況把握や町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「D W A T」という。）の派遣について検討する。

（３）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。

（４）国立病院機構

県の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（５）日本赤十字社広島県支部

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）及び災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（６）広島県医師会

町又は県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

（７）広島県歯科医師会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（８）広島県看護協会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

【第Ⅱステージ（町域内の医療機関、指定避難所の支援）】

（１）町

ア 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第１３条及び同法施行令第１７条の規程により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（２）県

ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、町域内の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、広島 JRAT（広島災害リハビリテーション推進協議会）、DPA T及びDWA Tの派遣を要請する。

エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受領体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 急性期医療（DMA T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。

カ DWA Tの出動があった場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWA T調整本部を設置し、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

キ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）、広島県感染症医療支援チーム等の派遣を迅速に要請するものとする。

（３）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 日本赤十字社広島県支部

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社法及び災害救助又は応援の実施に関する委託契約書に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(6) 広島県医師会

ア 町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部健康福祉部医療対策班や安芸地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努めるものとする。

(7) 広島県歯科医師会

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(8) 広島県薬剤師会

町又は県の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

(9) 広島県看護協会

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

3 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護班

【第Ⅰステージ】

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、町又は県から派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

イ 医療救護班の出動は、町又は県が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点からDMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、町又は県が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、町、県において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努めるものとする。

【第Ⅱステージ】

ア 町は必要に応じて、指定避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、町又は県から派遣要請があつた場合もしくは自ら必要と認める場合には、E M I Sに入力する。

ウ 医療救護班の出動は、町又は県が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点からDMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護班は、指定避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、町又は県が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、町、県において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努めるものとする。

(2) DPATの受入れ

DPATの受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

ア 災害時公衆衛生チーム

(ア) 公衆衛生に係る専門家で構成するチームにより、被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

(イ) 医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

イ こども支援チーム

(ア) 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームの派遣を要請する。

(イ) 必要に応じて、被災地の近隣等に相談窓口を設置して、被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

(ウ) 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

ウ 保健師

(ア) 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

(イ) 保健師は、県保健所保健師に支援を求め連携して活動を行う。

4 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

（１）震災発生後初期段階への対応

町及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は医師会等に協力を依頼するものとする。

（２）震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、関係業者等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

5 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

6 惨事ストレス対策

医療・救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1 方針

町は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防本部の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

2 消防活動体制の整備

(1) 町等は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民、事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民、自主防災組織、事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民、自主防災組織、事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 町等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震発生直後の火災を早期に見るとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、山県警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動

消防長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

（１）火災予防措置

ＬＰガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

（２）火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

（３）災害拡大防止措置

ＬＰガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察及び消防機関等関係防災機関に速やかに状況を連絡する。

ウ 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

5 相互応援協力体制の整備

町等は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和 62 年 10 月 1 日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4項 水防計画

1 方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等に損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 河川、ダム、ため池等の管理者

ア 地震発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）、町長の命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退の指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、その旨を山県警察署長に通知する。

イ 河川、ダム、ため池、水門、樋門等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急処置を講ずる。また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門及び樋門等の操作その他適宜に水防活動を行う。

3 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行う。

2 危険物災害応急対策

町及び消防本部は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

（1）関係行政機関は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 異常が認められた施設の応急措置

（2）施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

町は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため、施設の管理者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消火活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

4 毒物劇物災害応急対策

町は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

（1）県、西部保健所広島支所及び山県警察署と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、次の措置を行い災害の発生及び拡大等を防止する。

（2）施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 警備、交通規制、交通確保計画

1 方針

震災時における、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

また、道路管理者等その他の関係機関においても、障害物の除去等を行い、交通確保に努めるものとする。

2 交通規制・交通確保対策

(1) 災害時における交通の規制

町は、県公安委員会と連携し、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における優先通行

地震発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路（高速道路を含む。）については、あらかじめ緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該区域又は道路の区間においては、緊急通行車両以外の車両の通行を抑制する。

(2) 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間及び迂回路等の周知を図り、「運転者のとるべき措置」として次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

ア 走行中の車両

（ア）速やかに、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動すること。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側に寄せ、緊急通行車両の通

行妨害とならないように駐車すること。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路以外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行うこととし、車両は使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路の管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、これを道路外の場所への移動等を指示・命令する。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、当該措置を講ずることができる。

ウ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、基本法第76条の6の規定により、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者は、やむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することがで

きる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

町は、県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、その禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報に協力するとともに、県警察本部等が行う交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報の実施に協力する。

(5) 関係機関との連携

ア 町は、県公安委員会が、緊急通行車両の通行禁止又は制限を行った場合は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関及び関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力する。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

ウ 障害物の除去等については、道路管理者、県警察及び自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。

(6) 緊急通行車両の確認に伴う標章及び証明書

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は区間を指定して行った場合、町は、県公安委員会に緊急通行車両の確認を申請し、別記 1 に掲げる緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

(7) 緊急通行車両等の事前届出・確認

ア 町は、庁用車両のうちから災害応急対策に従事する計画がある車両を事前に県公安委員会に届出しておくものとする。

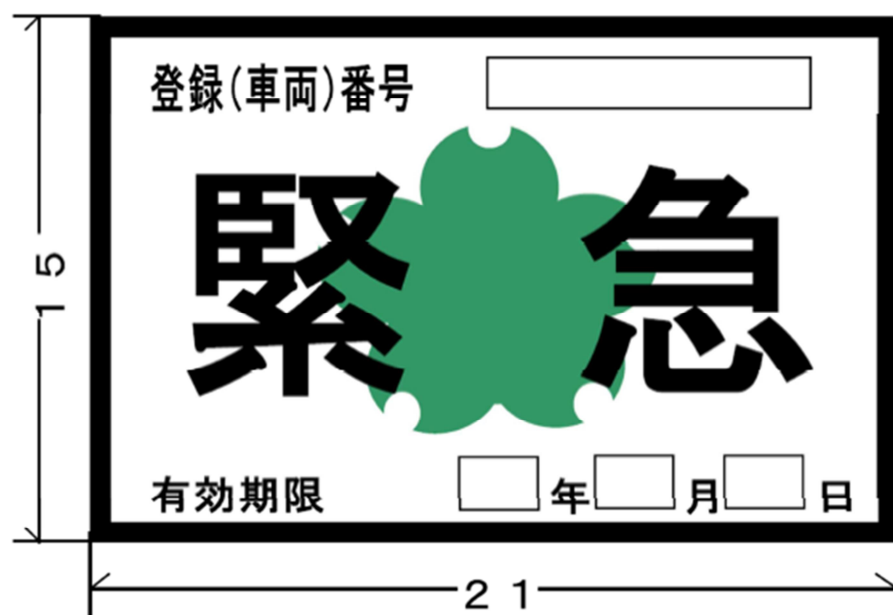
イ 緊急通行車両の事前届出の対象車両は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策に使用する計画がある車両とする。

(8) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

ア 前項の届出により、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証が交付される。災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部(交通部交通規制課)、最寄りの警察署等に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章が交付される。

イ 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに、交付を受けた警察署へ返還する。

別記 1



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 交通施設災害応急対策

(1) 実施責任者

道路管理者（町、県）

(2) 実施基準

交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ア 孤立地域の解消。

イ 広域間の幹線交通の確保。

ウ その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

(3) 実施方法

道路管理者は、管理する道路の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

4 交通マネジメント

町は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を県へ要請することができる。

- ※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
- ※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

5 応急輸送対策

- (1) 被害者及び被害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は災害応急対策責任者で確保する。
- (2) 災害応急対策責任者が必要とする輸送力を確保できない場合は、町長は関係者の協力を得て斡旋する。
- (3) 町長は輸送力を確保できない場合は、知事に協力斡旋の要請をする。

第2項 輸送計画

1 方針

地震が発生した場合には、町、県及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を各機関の保有する車両、航空機等又は運送業者等の保有する車両、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療器具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

3 輸送車両等の確保

- (1) 町は、あらかじめ定める震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から必要な項目を明示して、他の市町又は県にあつ旋を要請する。
 - ア 輸送区域及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
 - カ その他必要事項

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲の火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、町は、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

また、県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、町を支援するものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の把握、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等必要な医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援体制の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必

要な対策を行う。

また、プライバシーの確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 県及び町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

サ 町は、「ペット受け入れのための避難所運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ス 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(2) 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市町外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県が代わり必要な手続きを行うものとする。

また、町及び県は、町外へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努める。

(3) 指定避難所を開設した場合

町が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（県災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 収容人員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、当該市町のみで対応できない場合は、他の

市町や関係機関等の協力を求めて、当該市町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、当該市町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 帰宅困難者対策

道路の寸断や公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び町は、住民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 広報・被災者相談計画

1 方針

地震発生時においては、各防災関係機関は、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報し、住民の不安解消に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するよう配慮する。

なお、住民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、住民の動向と要望を把握する。

2 広報活動

(1) 広報責任者

町は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、あらかじめ定めた広報手続きにより、広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

(2) 広報の目的

町は、災害発生直後には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

(3) 広報機関による広報の内容

町、消防本部は、山県警察署、その他の関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

ア 広報の内容

(ア) 災害発生直後の広報

- a 地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- b 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g その他安心情報等必要な情報

(イ) 応急復旧時の広報

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報

h 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報

i その他生活情報等必要な情報

イ 広報の方法

(ア) ちゅピCOMによる放送・放映、きたひろ情報アプリ等による広報

(イ) 窓口による広報

(ウ) 広報車、ハンドマイク等による広報

(エ) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報

(オ) ビラ配付等による広報

(カ) 自主防災組織（自治会・コミュニティー組織）を通じての連絡

(キ) 県に対する広報の要請

(ク) 報道機関への情報提供、放送要請

(ケ) 文字、手話、外国語等を用いた広報

(コ) 臨時災害FM局によるラジオ放送

(サ) インターネット等を利用した広報（ポータル運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）

(シ) 公共情報コモンズとのデータ連携によるテレビ・携帯電話等からの情報伝達

(ス) 登録制メール、エリアメールの活用

3 被災者相談活動

(1) 被災者相談機関

地震災害が発生した時には、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

(2) 相談方法

町は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 方針

地震が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を収容するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。

なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他府県へ被災者を一時収容するための施設の提供を要請する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について町長に委任したときは、町長が実施する。
- (4) 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。

知事は町長から支援の要請があった場合は、必要な支援を行う。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行うものとする。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者と十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が町長に実施を指示し、町長が実施するものとする。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、町長の協力を得て知事自ら実施するものとする。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、トイレ等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び対象住宅の決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により町長の意見を聞いて決定する。

エ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法第14号）第21条の適用があるものについて、受け入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、町内の公営住宅の一時的目的外使用許可による収容施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、前記6の公営住宅の提供を考慮する場合には、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。また、実施のための必要な事前準備を行う。

（1）事前対策

ア 町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

（エ）応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）

の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 町は、県と連携して、建築に関する講習会を開催し、建築判定士等の養成を行う。

ウ 町からの要請に対し、知事は的確な支援を行う。

エ 町は県と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2) 建築判定実施の事前準備

ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 町及び県は地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 町及び県は、建築関係団体等の協力を得て、必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 町及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(4) 県と町の連絡調整等

ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

9 被災宅地危険度判定

地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 町長は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保

(オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 宅地判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 知事は、町からの要請に対する確な支援を行う。

ウ 県は、町の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 町長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 町長は、宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 町長は、地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 被災の規模等により、町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

ウ 町及び県は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

(4) 県と町との連絡調整

ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、県の宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

町は、地震災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

(1) 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

(2) 町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

(3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

(4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記の（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者

(5) 被災地内に停車したバス等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

(6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1 方針

地震災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は連携して飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

2 事前対策

町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて、水道施設の耐震性向上や緊急時の給水確保、緊急対応体制の強化に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、十分配慮しておくものとする。

3 実施責任者

地震災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を委任した場合は町長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者 （以下「水道事業者等」という。）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

4 実施方法

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、連携して次の措置を講ずる。

（1）給水用水源の確保

浄水場や配水池等の給水用水源を確保する。

（2）給水活動

水道施設に被害がないことを確認した場合は、給水先の被害状況を確認後、水道水の供給を継続する。飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、給水車等による応急給水を実施する。

（3）給水広報

応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図るとともに、衛生上の注意についても広報する。

(4) 応援要請

給水車や給水資機材が不足する等、給水活動が困難な場合は、他の水道事業者や日本水道協会等に対し応援を要請する

第3項 生活必需品供給計画

1 方針

町は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

県と相互に協力し、被災者に対し、生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

災害救助法を適用した場合、知事は、町長を補助執行者として生活必需品を被災者に給与又は貸与する。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が町長に生活必需品等の給与又は貸与の実施を委任されたときは、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震により住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水）の被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

(2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

(3) 生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布等）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方 針

町内で大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

(2) 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

(3) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部または救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(2) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

第 10 節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

第 1 項 防疫計画

1 方 針

町及び県は、地震災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

2 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及びまん延予防のための措置として、知事は次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事は感染症患者若しくはその保護者又はその場所の管理者等に命じてこれを行わせることができるが、それらによる実施が困難な場合は、知事の指示により町が実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給する。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 27 条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第 29 条	新型インフルエンザ等感染症 新 感 染 症 指定感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第 31 条	
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第 28 条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新 感 染 症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第 32 条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新 感 染 症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第 33 条	指定感染症

3 防疫活動

（１）県の防疫指示に基づき、次の事項について、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所等の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条）

ウ 物件に係る措置（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 29 条）

エ 生活の用に 供される水の供給（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条）

オ 臨時予防接種の実施（予防接種法第 6 条）

（2）県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。

（3）避難所における防疫を実施する。

（4）防疫薬剤を配布する場合は、自治振興会等を通じて行う。

4 各種感染症に関する知識・情報の広報

結核・感染症発生動向調査情報等に基づき、住民に対し、流行のおそれのある感染症予防に関する正しい知識の周知、徹底を図るため、迅速かつ適切に広報活動を実施する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

震災時において死亡者が発生した場合、町、県及びその他の防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助者として消防本部、消防団、山県警察署及びその他の関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、町は次の措置を行う。

- (1) 遺体について、山県警察署と協議のもと、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、山県警察署等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について山県警察署等と連携して対応する。
- (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。
 - ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、山県警察署その他の関係機関に連絡した後に、措置する。

- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
- ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
- イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
- ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24 時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第 1 1 節 応急復旧、二次災害防止活動

第 1 項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方 針

震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障がないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各 1 車線の確保に向けて最大限の努力をする。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

町及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

町、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

町、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 震災時における危険防止措置

震災時において、送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助にかかわる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者収容施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 ガス施設の応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者

(2) 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメーターによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

(3) 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

(4) 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じて広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

町（下水道管理者）

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

町での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、町災害廃棄物処理計画において、具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物(一般廃棄物)は、町が主体となって処理する。県は町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整、支援要請	・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援、人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

地震によるライフラインの被災等に伴い、通常のごみ処理が困難となることが想定される。

町は、被災地の公衆衛生の確保と生活環境の保全を図るため、ごみ及び災害廃棄物の処理を被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策、災害廃棄物を処理するための第三次対策に分けて実施する。

(1) 第一次対策

ア 町は、一般家庭、避難場所、避難所などから排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみなど、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかに処理を必要とするごみについて、分別収集、運搬、処理を行う。また、住民及び事業者は、ごみの分別排出に努める。

イ ごみ処理施設及び処分場によって、短時間で大量のごみを処理することができない場合には、町は、公有地等を利用して臨時ごみ保管場所を確保し、ごみを搬入する。

(2) 第二次対策

町は、臨時ごみ保管場所に搬入したごみをごみ処理施設及び埋立処分場へ逐次運搬

し、処理する。

(3) 第三次対策

ア 町は、建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に分別、収集、運搬及び処分する。

イ 事業系建築物の所有者は、事業系建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処分する。

この場合、町は、処分先等を指示することができるものとする。

ウ 町は、公有地等を利用して臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物を分別し、搬入する。

エ 災害廃棄物については、「土木工事再生資源活用実施要領」等に準じて、リサイクルを進めることとする。

オ 災害廃棄物のうち、廃石綿（アスベスト）を使用している建築物の解体、ガレキの収集、運搬、処分については、「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」に沿って実施する。

また、町及び県は、建築物等の解体等による廃石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

カ 災害廃棄物のうち、被災家庭用冷蔵庫、ルームエアコン等については、機器に含まれるフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

また、災害廃棄物の処理を町の災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進する。

(4) ごみ及び災害廃棄物処理等の実施方法

ア 被災時におけるごみ及び災害廃棄物の処理計画を定め、適切に実施する。

イ 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。必要な場合には、近隣市町、関係業者へ応援を依頼し、ごみの収集、運搬を委託する。

ウ 必要な場合には、地域内に臨時ごみ保管場所、臨時災害廃棄物保管場所を設置する。

エ 収集したごみ及び災害廃棄物の処理等を実施する。

オ ごみ処理施設の損傷箇所の修理や冷却水の確保を図り、正常な運転を維持する。

(5) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が町に代わり廃棄物処理を行う場合

には、県が「災害廃棄物実行処理計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目 的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、P R T R法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第 1 2 節 ボランティアの受入等に関する計画

1 方 針

町、県及び関係機関は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

地震災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災地社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 県災害対策本部の役割

県災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、県災害対策本部は、広島県被災者生活サポートセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 町災害対策本部の役割

町災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について、北広島町被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、町災害対策本部は、北広島町被災者生活サポートボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(4) 北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンター等や町災害対策本部等の連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の

支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあつ旋要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあつ旋・活動支援

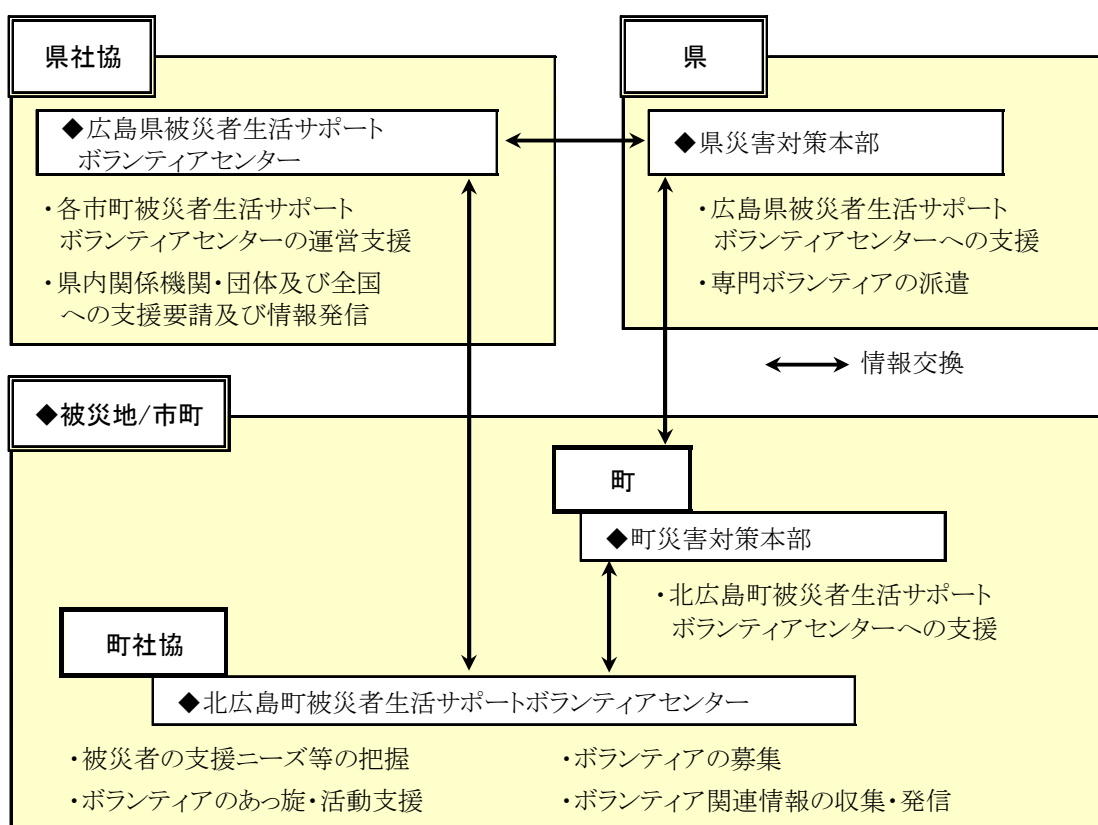
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から北広島町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあつ旋要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあつ旋要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあつ旋を行うことができる。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(5) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対

象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、北広島町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

町は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町及び県は、庁舎、公民館、学校などの施設の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

町は、北広島町被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により北広島町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

県及び町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

9 海外からの支援活動の受け入れ

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国及び県の受け入れ計画に基づき、町が受け入れるものとする。

その際には、県と連携しボランティアセンター等から通訳ボランティアを確保するなどの活動支援を行うものとする。

第 1 3 節 文教計画

1 方 針

町及び県は、震災時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、震災後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、震災時において学校や公民館等の社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

（１）学校又は保育所等の管理者

- ア 町立学校
町教育委員会
- イ 県立学校
県立学校長
- ウ 私立学校
私立学校長
- エ 保育所等
施設長

（２）避難の実施

学校又は保育所等の管理者は、震災が発生した場合又は町長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

学校又は保育所等の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

（１）応急教育の実施

- ア 応急教育の実施責任者
 - （ア）町立学校（幼稚園を除く。）
町教育委員会
 - （イ）県立学校
県立学校長
 - （ウ）私立小・中・高等学校
私立学校長

イ 応急教育の実施場所

- （ア）応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、

実施場所を選定する。

- (イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立小・中・高等学校にあっては知事）がその確保のためあつ旋に当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

- (ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設、設備、通学路の状況を把握する。
- (イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。
- (ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
- (エ) 児童生徒を学校へ一度に受入れられることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う時は、県立学校にあっては県教育委員会に、町立学校にあっては学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 25 条の規定により町教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

また、特別支援学校にあってはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業に努める。

- (オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
- (カ) 児童、生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会、県立学校及び私立小・中・高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又はき損した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を町長に委任した場合は、町長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は町教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの）

- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

（ウ）支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

（エ）支給の期限

- a 教科書及び教材 1 か月以内
- b 文房具及び通学用意品 15 日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

（3）教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立小・中・高等学校にあつては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めるものとする。

（4）給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあつては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊出し用利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

5 学校等が地域の避難所となる場合の対策

- （1）学校等の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

- （2）学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- （1）公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確

な利用に万全を期する。

- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。
- (2) 町教育委員会は、町指定の文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被害状況を報告する。

第 1 3 節の 2 保育に関する計画

1 方 針

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、迅速、的確な措置を講じ、児童の生命を守り安全を確保することを目的とする。

2 避難対策

- (1) 所長（不在の場合は、それに準ずる者。以下「所長等」という。）は、別に定める避難計画に基づき、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- (2) 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、子ども家庭課及び各支所住民係に報告する。
- (3) 児童は、保育所の管理下において、安全確保を第一とする。
- (4) 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、児童を保育所内に保護する。

3 応急保育対策

(1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、町内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

(2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状態、職員、児童及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

ア 保育時間

所長は、開所（園）、閉所（園）時間を状況に応じて福祉課と協議し、児童の安全を図る。

イ 保護者との連絡

児童の登所（園）、降所（園）については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

(3) その他の措置

ア 職員の被災などにより人員が不足する場合は、関係部局と調整し必要な措置を行うとともに、児童等及び保護者に周知する。

イ 勤務時間外に災害が発生した場合において、職員は、災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、施設の管理及び応急的な保育の実施のための体制を確立する。

ウ その他、応急対策については文教計画に準ずるものとする。

第 1 4 節 災害救助法適用計画

1 方 針

町長は、地震により一定規模以上の被害が発生した場合は、知事に対し災害救助法を適用を要請し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、県知事から災害救助法の適用がしめされた場合、避難所の設置による応急救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

2 災害救助法の適用基準

- (1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

（同法第 2 条第 1 項に定める適用）

ア 当該市町区域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1 号基準世帯数」

（附属資料に掲載）以上であること。

イ 県区域内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、当該市町の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2 号基準世帯数」（附属資料に掲載）以上であること。

ウ 県区域内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（注）滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯とみなす。

- (2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第 2 条第 2 項に定める適用）

ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

イ 町内において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

3 災害救助法の適用手続き

（１）町における災害が前記２のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。

（２）県は、町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めた時は、国から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

4 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から 7 日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から 20 日以内に着工 供与期間完成の日から 2 年以内	1 基準面積 平均一戸当たり 29.7 m ² 2 厚生労働大臣の承認により期間延長あり
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から 7 日以内	同 上
飲料水の供与	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から 7 日以内	同 上
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から 10 日以内	同 上 対象品目 ア 被服寝具及び身の回り品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料
医 療	医療の途を失った者	災害発生の日から 14 日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態に	分べんした日から 7 日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり

	ある者)		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	同 上 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「遺体の捜索」として取り扱う
被災した住宅の応急修理	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 災害発生の日から3か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
学用品の供与	住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水等により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1か月以内（文房具及び通学用品）15日以内	教科書には教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を含む
埋 葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内	埋葬の範囲 ア 棺（付属品を含む。） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内	遺体の処理の範囲 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の場合 イ 遺体の一時保存 ウ 検案
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出	各応急救助の実施が認められる期間以内	

	4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整理配分		
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師及び歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内	

5 町長への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、災害発生の都度、知事が町長に実施を委任した事務については、町長が実施責任者となり実施する。

なお、町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確にするなど、調整を行っておくものとする。

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

町は、被災者の生活再建及び生業回復のため、町民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努めるものとする。

また、町は、各種の支援措置等を早期に実施するため、罹災証明の交付体制を確立させる。

なお、町は、災害により町が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行う。

2 各種調査の住民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

3 罹災証明書の交付

町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（1）支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、「北広島町地域防災計画附属資料」のとおりである。

6 町内諸団体の資金の充実

町内の公共団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

- (1) 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

3 被災者等に対する生活相談

町は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

4 雇用の安定支援

(1) 雇用の確保

- ア 災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- イ 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

(2) 雇用対策等

- ア 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、町等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- イ 県外へ避難した被災者に対して、従前の居住地であった町、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1 基本方針

- (1) 町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧にできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原型復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行う等施設の向上に配慮す

る。

2 復旧計画

(1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

(2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道路法（昭和27年法律第180号）

河川法（昭和39年法律第167号）

砂防法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森林法（昭和26年法律第249号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

売春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（平成10年法律第114号）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

（昭和37年法律第150号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 方 針

地震による甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、町（会計管理者）及び関係機関は、受付窓口を設置し、必要事項を広報するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、県、町、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

また、直接町へ送金された義援金については、別途町単独による義援金配分委員会を設置し、前記配分委員会で決定されたものを参考に、その用途及び配分等を決定するものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前に調整のうえ、調達する。

イ 個人から救援物資の受入れは原則行わないものとし、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、町は救援物資の受付窓口を設置し、町が受領したものについて、原則として寄託者（企業や団体）に受領書を発行する。

イ 町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 町は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

一時保管場所は、次のとおりとする。

施設名	所在場所	電話番号
千代田運動公園総合体育館 (Kumahira Sports Arena)	北広島町壬生 10500	7 2 - 8 8 2 2

(3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、町は次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

- イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）
- ウ 救援物資の送付先及び送付方法
- エ 一方的な救援物資の送り出しを行わないこと
- オ 個人からの救援物資の受入れ不能と、義援金での協力要請

（４）救援物資の配分

町は、県と連携して避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

（５）個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足等により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提において、前記（３）アからエまでを広報し、物資の確保に努める。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

町は、被災地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。

2 被災地における市街地の復興

町は、被災地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化を図るものとする。

第 8 節 罹災証明

1 罹災台帳の作成

町長は、被災状況を調査の上、罹災台帳（別表 1）を作成し、保管しておくものとする。

2 罹災証明の交付

町長は、罹災者から申請がなされた場合は、罹災証明書（別表 2）を交付する。

（1）罹災台帳と照合して被災の事実を確認したときは、罹災証明書を作成し、当該申請者に交付する。

（2）罹災証明書の交付について被災状況が確認できないときは、本人の申告により仮証明書を交付することができる。この場合、調査確認をしたときは、罹災証明書に切り替え交付するものとする。

（3）罹災証明書の交付の申請は、罹災証明書交付申請書（別表 3）により行うものとする。

3 保存期間

り災台帳、罹災証明書交付申請書の保存期間は 5 年とする。

【別表 1】

(整理番号 号)

り 災 台 帳

り災場所 北広島町					物件所有者					
災害の原因					避難場所					
り 災 者	住所又は所在地				法人名					
	電話 () -				(代表者)					
		続柄	氏 名	性別	生年月日	現 況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
	4									
5										
り 災 状 況	☐ 住家 ☐ 非住家		☐ 全壊（流失・全焼） ☐ 半壊（半焼） ☐ 一部損壊		☐ 床上浸水 (cm) ☐ 床下浸水 (cm) ☐ その他					
	土 地		長さ×高さ×幅 ☐ 崩 壊 ☐ 陥 没 ☐ 埋 没 ☐ 流 失 ☐ その他							
	その他									
備 考										
り災日	年 月 日 時 分				調査員の職・氏名 印					
調査日	年 月 日 時 分									

【別表 2】

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
備考	

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
住家の被害詳細	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

土地の被害の程度	☐ 崩壊 ☐ 陥没 ☐ 埋没 ☐ 流失 ☐ その他()
その他の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

北広島町長 箕野 博司



【別表 3】

年 月 日

北広島町長 様

罹災証明書交付申請書

申 請 者	住 所（所在地）	
	氏 名（名称、代表者の役職名及び氏名並びに代表者印の押印） 印	
	電話番号 （ ） -	罹災世帯主等との関係

罹災世帯主	住所又(所在地)	氏名(名称)
証明必要数 及び提出先	必要数 通	証明書の提出先

罹災原因	(記載例：〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震)
罹災建物の 場所	北広島町
罹災状況 (住家)	(記載例：自宅裏の崖が崩れて屋根が一部破損した)
罹災状況 (土地)	
罹災状況 (その他)	
添付書類	☐ 罹災状況の写真 ☐ 罹災建物の位置図 ☐ その他 ()

※ 罹災証明書は、民事上の権利義務関係効力を有するものではありません。